

## 第6回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月11日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	12
○報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○請願・陳情について	42
○散会の宣告	42

## 第 2 号 (12月12日)

○議事日程	4 3
○本日の会議に付した事件	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 3
○事務局職員出席者	4 3
○開議の宣告	4 4
○一般質問	4 4
中 畠 伸 子	4 4
畑 幸 一	4 9
円 谷 寛	6 0
熊 倉 正 磨	7 2
○休会について	8 4
○散会の宣告	8 5

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	8 7
○本日の会議に付した事件	8 7
○出席議員	8 7
○欠席議員	8 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
○事務局職員出席者	8 7
○開議の宣告	8 9
○一般質問	8 9
町 島 洋 一	8 9
稲 田 和 朝	9 5
込 山 靖 子	1 0 0
吉 田 孝 司	1 1 4
○休会について	1 4 4
○散会の宣告	1 4 4

第 4 号 (12月17日)

○議事日程	1 4 5
-------	-------

○本日の会議に付した事件	1 4 5
○出席議員	1 4 5
○欠席議員	1 4 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
○事務局職員出席者	1 4 6
○開議の宣告	1 4 7
○議会運営委員長報告	1 4 7
○議事日程の報告	1 4 7
○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 5
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第117号及び議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
○鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 6 7
○各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 6 8
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 7 9
○閉議の宣告	1 7 9
○町長挨拶	1 7 9
○閉会の宣告	1 8 0
○署名議員	1 8 1

鏡石町告示第62号

第6回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月6日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和6年12月11日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島洋一	
7番	稲	田和朝	8番	込	山靖子	
9番	吉	田孝司	10番	小	林政次	
11番	円	谷寛	12番	角	田真美	

不応招議員（なし）

第 1 号

## 令和6年第6回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和6年12月11日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の説明  
日程第 5 報告第 13号 専決処分した事件の承認について  
日程第 6 議案第102号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第103号 鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 9 議案第105号 小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結の追認について  
日程第10 議案第106号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更請負契約の締結について  
日程第11 議案第107号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）  
日程第12 議案第108号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 請願・陳情について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸	監査委員	滝田賢治
選挙管理委員会委員長	草野孝重	農業委員会	菊地栄助

---

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第6回鏡石町議会定例会を開会いたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。  
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様おはようございます。

報告させていただきます。

第6回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和6年12月11日水曜日招集、日時、日、曜日、会議内容の順でお知らせします。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

---

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。  
町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第6回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、師走を迎え、公私ともに忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましても、専決処分した事件の承認が1件、法律の改正に伴う条例改正が2件、上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定が1件、小学校用教科書等の購入契約の締結の追認が1件、工事変更請負契約の締結が1件、そのほか一般会計を含めた各会計の補正予算が2件、合わせまして8件の議案を提案するものであります。

また、県人事委員会勧告に基づく町職員等の給与の改定等、関係条例及び補正予算の追加議案を上程の予定であります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

---

### ◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、11番、円谷寛議員、1番、畑幸一議員、2番、中嶋伸子議員の3名を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） おはようございます。

例月出納検査並びに定期監査の結果を報告いたします。

まず、例月出納検査の結果を報告します。

前任の代表監査委員が実施した検査も含めた3か月分について、項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和6年8月分、9月分、10月分について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和6年8月分につきましては、令和6年9月24日月曜日午前9時53分から午前11時50分まで、令和6年9月分につきましては、令和6年10月28日月曜日午前9時51分から午後3時50分まで、令和6年10月分につきましては、令和6年11月25日月曜日午前10時から午後4時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

出席者職氏名等につきましては、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

検査の手続でございます。各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

検査の結果でございますが、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の預金等の入出金及び月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和6年8月分、9月分、10月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上、誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現在、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

続きまして、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期監査報告。

検査の対象は、令和6年度各課所管事務の執行状況となります。

実施年月日、令和6年10月5日水曜日から10月11日金曜日までの3日間、議会会議室において行いました。

監査委員の滝田賢治、込山靖子の2名で行いました。

出席者職氏名等の詳細につきましては、お手元の報告書に記載のとおりでございます。

監査の手続、令和6年度の各課所管事務について、財務に関する事務執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施いたしました。

監査の結果、各課ともに異常は認められませんでした。

なお、主な質疑等につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） おはようございます。

令和6年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会の報告をいたします。

議事日程第1号、令和6年10月28日月曜、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、1日とします。

第2、会議議事録署名議員の指名、佐久間議員と須田議員です。

第3、議案第10号 令和6年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）を可決しました。

第4、議案第11号 令和5年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について認定しました。

あとは附属の資料をお読みください。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

4番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

初めに、開会前に組合副管理者、天栄村添田村長公務のための欠席及び組合議員並びに議会執行機関の変更について報告がありました。

その主な内容は、天栄村議会より、組合議会議員として、齋藤寿昭議員の選出について、次に、本年4月の須賀川市における人事異動により、高橋勇治須賀川市会計管理者が、組合規約第12条第2項に基づき組合会計管理者の兼務となったことについて。最後に、本年7月21日に施行されました須賀川市長選挙において当選された大寺正晃須賀川市長が組合管理者になったことについてでございます。

それでは、お手元資料をご覧くださいと思います。

議事日程第1号。

令和6年10月4日金曜日、午前10時開議。

欠席通告議員は、入院療養により、1番、齋藤寿昭議員でした。

第1、議席の指定といたしまして、齋藤寿昭議員の議席は、会議規則第4条の規定により議席番号1番に指定されました。

第2に、会期の決定、1日限りであります。

第3、会議録名簿の指名、10番、市村議員、2番、私で、3番、松川議員であります。

第4、報告第1号 令和5年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の逡次繰越しについてでございますが、最終処分場建設事業に係る1億3,333万302円を令和6年度に繰越しして使用するものであります。

第5、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてですが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたした4件について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたことであります。

第6、議案第10号 令和5年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、令和5年度一般会計について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付されたものであります。

第7、議案第11号 令和6年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,000万円の追加であり、これにより、一般会計の予算総額は13億4,821万4,000円とし、令和5年度における決算剰余金を構成市町村へ返還いたすための補正でありました。

以上、報告1件及び議案3件について、いずれも承認、了承、認定、可決されました。議案の詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

最後に、大寺管理者の提案理由の説明にて、令和2年度より建設を進めてきました第二処分所の完成及び本年6月1日より供用開始の報告並びに工事に係る協力に対し御礼がございました。

以上、報告といたします。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和6年9月30日月曜日、午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、7番、深谷、8番、熊谷、9番、小林の各議員でございます。

第3、報告第1号 令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について、これにつきましては、資金不足はありません。

第4、議案第8号 令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について、こ

れにつきましては、当年度の純損失は3億2,512万4,511円となりまして、4期ぶりの赤字となっております。これにつきましては、前年度まで感染症、コロナ関係の感染症対応の空床補償がありましたけれども、5年度には大幅に減額されたというので、それが理由でございます。

それで、全て原案どおり承認、可決されました。詳細につきましては、添付資料をご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） 次に、各常任委員会の所管事務調査の報告に移ります。

初めに、総務文教常任委員長から報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 総務常任委員長の円谷ですが、総務文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

令和6年10月30日から31日に実施した所管事務調査の結果について、次のとおり報告をいたします。

#### 記

##### 1、調査目的。

総務文教常任委員会の所管事務について、鏡石町議会並びに本町の行政運営に資するために、先進自治体等の取組を調査する。

##### 2、調査先及び調査事項。

山形県中山町、（ふるさと納税の取組について）。

##### 3、参加者。

総務文教常任委員5名、議会事務局1名、計6名。

調査結果は別紙のとおりであります。

山形県中山町ですが、町の概要は、中山町は奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた山形県中央部の村山盆地に位置しており、町の北部を最上川が流れている。北前船が往来した時代から最上川を利用しての舟運が盛んに行われ、各地に京都の文化が色濃く残っている。

面積、31.15平方キロメートル。人口、1万461人、令和6年10月1日現在です。同じく世帯数、3,765世帯。令和6年度一般会計予算は、56億3,600万円。東北有数のすももの産地となっております。芋煮会発祥の地として、芋煮会の日制定、10月2日。町政施行70周年、令和6年です。

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 朗読省略の声がありますので、以下はこの資料

を読んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 次に、産業厚生常任委員長から報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、産業厚生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

令和6年10月30日から31日に実施した所管事務調査の結果について、次のとおり報告いたします。

#### 記

##### 1、調査目的。

産業厚生常任委員会の所管事務について、鏡石町議会並びに本町の行政運営に資するために、先進自治体等の取組を調査する。

##### 2、調査先及び調査事項。

栃木県那須烏山市七合診療所、（新型コロナの予防接種について）。

##### 3、参加者。

産業厚生常任委員会6名、議会事務局1名、計7名。

##### 4、調査結果。

別紙のとおり。

次のページでございます。

新型コロナの予防接種について。

定期接種と任意接種の違い。定期接種は市長村が進める予防接種であり、一定期間は無料となっている。任意接種は個人が医療機関で任意に受けるもので、基本的に有料である。ともに義務ではない。受けるかどうかは親（保護者）が決めてよいが、判断できる年齢では子供の意志も尊重する。

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 省略の声がありますので、まとめを述べたいと思います。

最後のページでございます。

まとめ。

ワクチンの効果はあるが、短期間の効果しかない。メリット、デメリットはあるが、ウイルスをもらって結果が違ふのは、免疫力の力が違ふため、自分の免疫力を高めて対策することが大事である。自然な生活をして腸内細菌を元気にすることが大切であることが理解でき

た。免疫力、抵抗力、解毒力を上げて、自然に沿った生活が大切だと感じた。ワクチン接種の効果と副作用については、非常に難しい問題があることを再認識した。今回の研修はとても参考となるものであった。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第6回鏡石町議会定例会の開会にあたり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第1次石破内閣は、10月9日衆議院解散を決定、15日公示、27日投開票の日程で行われた選挙は、小選挙区の区割りを変更されて初めての総選挙となりました。結果は、与党である自民・公明両党合わせて215議席となり、過半数を下回り、法案の成立には野党側の協力が不可欠となりました。

世界に目を向けますと、11月4日に行われたアメリカ大統領選挙では、共和党候補のトランプ氏が勝利し、世界情勢はどう動いていくのか注目されます。特に、周辺国を巻き込み戦果が拡大を続ける中東情勢やお互いに激しい報復を繰り返すロシアによるウクライナへの軍事侵攻にどのように対処するのか、世界のリーダーの手腕が問われるところです。

ここで、政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業について、ご説明をいたします。

長期化する電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対する支援として、1世帯当たり10万円を給付する事業につきましては、11月末現在で非課税世帯125世帯、均等割のみ課税世帯83世帯の合わせて208世帯に給付を行ったところであります。

また、これに加えて、対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人当たり5万円を加算する事業につきましては、29世帯47名に給付を行いました。

定額減税につきましては、減税しきれない部分を給付する補足給付について、10月末申請を締め切り、給付対象者数2,597人に対して申請者数2,496人、率にしまして96.11%の方に給付したところであります。

また、町独自の施策として実施しました「プレミアム付商品券発行事業」につきましては、



9月17日に総額1億5,000万円を完売し、11月20日時点で約80%となる1億2,000万円の換金率となっており、町内経済の活性化策として確かな効果を発揮しているものと認識しております。

季節性インフルエンザは、例年11月頃から流行が始まり、1月から3月に流行のピークを迎えます。また、新型コロナウイルス感染症については、例年、冬にかけて感染者の増加が見込まれています。今後の感染状況を注視しつつ、町民の皆様には、手指衛生や咳エチケットといった基本的な感染防止対策の実施に努めていただくよう周知してまいります。

令和6年産水稻の作況状況は、全国の作況指数で平年並み101と発表され、福島県全体では103、中通りにおいては104で、共にやや良と発表されました。

物価高騰の状況下での米の割安感や訪日観光客数の回復・増加に伴い需要量が増加した結果、需給バランスが崩れ米価が急騰し、令和6年産米の10月の全銘柄平均の相対取引価格は2万3,820円と発表され、過去最高値とのことであります。

しかしながら、急な米価上昇は、消費者の米離れ、価格急落が懸念されるところでもありますので、JA等関係機関と連携し、市場動向に注視してまいりたいと考えております。

なお、令和元年度から実施しているイオン琉球株式会社における、町産特別栽培米「牧場のしずく」の取扱いについては、先月中旬、昨年に引き続き現地での販売促進PR活動を展開し、令和6年産米についてもこれまで同様、グループ50店舗での取扱いとなる見込みとなっております。

10月21日には、皇居において令和6年度献穀献納式が執り行われ、成田原町在住の添田孝夫氏により福島県オリジナル品種となる米「天のつぶ」が献納され、11月23日に宮中恒例祭典の中で最も重要と位置づけられる新嘗祭が執り行われました。関連行事につきましては、今月下旬に献納者から福島県知事への報告をもって全て完了となります。

11月17日に行われた第36回ふくしま駅伝は、16区間96.3キロメートルで開催されました。各区間、各選手とも日頃の練習の成果を十分に発揮され、町の部では5位、総合は17位と大変すばらしい成績でありました。特に、第2区では増子陽太選手が21人抜きを演じ、総合1位の区間賞を獲得、また、アンカー16区の石井智大選手は、町の部の区間賞を獲得されました。郷土の期待と声援を受けて、1年間にわたる練習成果を発揮すべく、自己ベストを目指して走り抜いた選手の皆さんのこれまでの努力と、指導に当たられた監督、コーチのご苦勞に感謝申し上げますとともに、沿道での応援やテレビ、ラジオ、インターネットでの観戦などにより、選手の走りに熱い声援をいただいた多くの町民の皆様感謝申し上げます。

政府は、秋の叙勲受章者を11月3日付で発表しました。福島県関係は79人が受賞し、本町からは旭日双光章を久来石区の菊地榮助氏が、瑞宝単光章を笠石区の大河原正雄氏が受賞されました。

菊池榮助氏は農業委員会委員として、通算31年間にわたり農業従事者の減少・高齢化による規模縮小や耕作放棄地の拡大といった課題に取り組み、特に平成23年から現在までは会長として地域農業の体質強化や農業振興に貢献してきた功績が認められました。

また、大河原正雄氏は鏡石町消防団員として、通算32年にわたり地域住民の生活安定等に尽力し、特に平成16年から8年間は団長として地域社会に貢献してきた功績が認められました。

お二人とも町議会議員としても長年ご活躍されてり、受章されたお二人に心からお祝いを申し上げますとともに、功績に対しまして敬意を表します。

11月11日、町内在住の故、根本久美子様のご遺族から、故人のご遺志として5,000万円のご寄附の申出がありました。町といたしましては、ご遺志のとおり、子育て・教育関係に活用することとし、必要な予算措置を今定例会の補正予算に計上いたしました。改めて、故人のご厚意に感謝の意を表する次第であります。

県民の文芸活動に光を当てる第77回県文化賞の受賞者が決まり、短歌部門で町内在住の斎藤秀雄さんが受賞しました。審査委員より、東日本大震災の被災者の心情と強い郷土愛を感じさせ、未来への警鐘となる作品だと高い評価を得ました。受賞に当たり、心からお祝い申し上げますとともに、今後の益々のご活躍をご祈念いたします。

大東建託が毎年発表しております「いい部屋ネット住み続けたい街ランキング」において、鏡石町が初の1位に輝きました。「今住んでいる街にずっと住んでいたいと思う」という設問に町内居住の20歳以上の男女が回答したものです。「子育てしやすい、大きな公園など子供を遊ばせることができる、交通の便もよく、スーパーやスポーツ施設があるなど環境がよい」等が選ばれた理由です。引き続き交通の利便性が高い立地条件を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、用地協議の進捗状況は、11月20日時点、遊水地全体350ヘクタールのうち105.8ヘクタール、30.2%、鏡石町では130ヘクタールのうち30.7ヘクタール、23.6%となっており、遊水地完成目標の令和10年度に向け用地の交渉が進められております。

住宅移転については、集団移転先、成田原町地内及び新町地内の2か所への移転希望者と調整を重ね、区割りも決まり、地権者との用地調整・協議と各種詳細設計を実施中です。また、駅東第1土地区画整理事業地内を希望されている方や、個別での移転を希望されている方に対しても、引き続き地元協議会等とも連携しながら、対象者の皆さんがスムーズに住宅移転ができるように、国とともに引き続き寄り添った支援に努めてまいります。

遊水地関連工事としては、支川鈴川の付け替えのため新たに必要となる橋梁工事が着手さ

れたところでは、

また、遊水地完了後の利活用が今後の大きな課題であることから、地域住民や関係機関の代表者による利活用検討会作業部会が3回開催され、様々な利活用のアイデアと実効性について意見交換がなされましたので、それらの意見を基に、今後予定される利活用検討会で、利活用の基本コンセプトや方向性について検討がなされますので、荒廃地とならないよう持続可能な利活用となるように、国へ要望してまいります。

10月27日には、健康福祉センター（ほがらかん）におきまして、令和6年度牧場の朝のつどいを開催いたしました。昨年に引き続き鏡石町出身のテノール歌手佐藤慈雨さんの歌唱コンサートが行われ、多くの町民の皆さんが美しい歌声を楽しみました。その後、町国際交流推進協議会の事業として、スティールバンド「ミソラ」によるスティールパンの演奏会も開催され、参加者はトリニダード・トバゴ共和国発祥のドラム缶で造られた音階打楽器に聞き入っていました。

新浄水場の稼働に伴う旭町浄水場の解体工事については、工程どおり順調に進んでおり、年度内に完了の見込みとなっております。上水道及び下水道事業の経営安定化のため、関連施設の適正な維持管理に努め、引き続き効率的な運営をしてまいります。

8月に上下水道事業運営審議会に諮問しました水道料金の改定につきましては、2回の審議会を開催し、現在の経営状況及び今後の持続可能な事業運営のため料金の在り方を審議いただき、9月末に改定案の答申をいただいております。今議会には答申に基づき改定の議案を上程させていただきましたので、ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

鏡石町駅東第1土地区画整理事業では、第3区工区内の一部においても、昨年10月に使用収益が開始され、駅東第1土地区画整理事業地内の定住人口も増加しており、本年10月末では、昨年同期より世帯数で28世帯、人口では64名が増加し、191世帯、574人の住民の方が居住されており、区画整理事業の効果が顕著に現れてきています。

道路の築造工事では、東町鳥見山公園線、成田鏡石線、また、第3工区東側の区画道路や造成工事が順調に進んでおり、早期完了に向けて事業を進めてまいります。

県道南側の第2・4・5工区については、産業用地の確保に向けて、地権者へのアンケートを実施しており、その結果を基に事業計画等を住宅地から産業用地へ変更するための課題を検証しております。

来年2月の竣工に向けて進めている鳥見山陸上競技場管理事務所の改修工事は、スタンド屋根の塗装や防水工事などの追加工事が生じたことにより、契約金額の増額が必要となったことから、本定例会に請負契約の変更議案を上程させていただきました。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「すべての町民が健やかに暮らせるまちづくり」

として、児童福祉と子育て支援としてのこども医療費助成事業につきましては、0歳から18歳までの子供を対象に、医療費の窓口負担分を助成することで、子育てを行う家庭の負担軽減を図っております。10月末の助成額は、前年同時期より488万2,000千円増の3,657万9,000円となっております。医療報酬の改定や新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、公費負担が見直されたことにより増加しているものと考えております。

子育て支援関連事業としての、のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券や誕生記念証を贈呈しているもので、10月末までに35件の給付を行ったところです。

町民保健と健康づくりの支援については、総合健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象となった方に対しまして、10月から保健師や管理栄養士による個別の面談を行い、ご自身の健康状態や生活習慣の改善すべき点を確認し、無理のない目標を設定し、行動に移すことができるよう保健指導を実施しているところです。また、民間企業と協働した健康維持プログラムの運動教室を実施しています。

福島県立医科大学連携事業では、運動習慣や栄養指導が身体機能に与える影響を探る健康長寿調査を地域サロン活動の一環として、10月から実施しております。健康診断の結果にどのような変化が見られるか、これによって将来、町民の健康維持にはどのような指導を行うことが重要なのかをまとめていく考えです。

また、町民の健康寿命の延伸、心身の健康づくりを目的とし、医学講演会や健康セミナーなどを定期的に健康福祉センター（ほがらかん）において開催しており、生活習慣病をはじめ、様々な病気の早期発見、早期治療予防への推進に努めております。

妊婦健診や出産に伴う入退院等のための通院等に対して助成する妊婦タクシー利用料・自動車燃料費助成事業については、これまでに20人の妊婦さんが利用申請しており、妊娠中の母体への負担軽減に役立っています。

妊娠中の健診記録や乳幼児健診、子供の予防接種のスケジュール管理など、町からのお知らせをお届けするスマートフォンアプリ「子育て支援母子手帳アプリ」ですが、登録件数は426件となっており、子育てに関する町の情報をより身近に分かりやすく提供してまいります。

重度心身障がい者医療費扶助の現物給付事業につきましては、8月からこれまでの償還払いの方法から、現物給付へと移行をしました。対象者においては、手続の煩雑さがなくなり、利便性の向上につながったものと考えております。

児童福祉の充実につきましては、令和6年度の認可保育所施設と町立幼稚園の入所・入園の申込み受付を10月15日から11月8日までと実施したところ、594名の定員に対して、472人の入所申込みがありました。今後、各施設と利用調整を行い、来年1月下旬頃には保護者

の皆様へ入所決定通知の郵送をする予定であります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、理科振興事業では、小学校の全学年を対象とした理科教室を12月3日から6日間、ふくしま森の科学体験センター「ムシテックワールド」で開催しております。子供たちへの理科離れが問題となっている中、実験や工作など様々なプログラムを体験し、理科に対する興味や想像力が深まるものと期待しております。

生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭は、展示部門が10月26日と27日の2日間、町公民館を会場に721名、1,256作品の参加をいただき、囲碁・将棋の大会部門では26名が参加し、日頃の学習の成果を発表しました。また、文化芸能祭では、関係団体のご協力により、11団体125名による発表が行われました。参加された方々は、舞踏や歌謡・コーラスなどを生き生きと発表され、会場から盛んな拍手が送られました。

第18回鏡石駅伝・ロードレース大会は、11月2日にロードレース20部門と駅伝部門、合わせて1,460名の参加をいただき開催しました。当日は雨天ではありましたが、各小学校の児童をはじめ、各部門で健脚が競われ、改めて鏡石町の元気が発信できたのではないかと思います。大会実施に当たっては、町交通安全協会、町消防団など多くの関係機関団体の皆様のご支援、ご協力をいただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

町図書館関係では、横田京子氏が代表の「読み聞かせボランティア・あゆみらい」が、全国優良読書グループとして公益社団法人・読書推進運動協議会から表彰されました。この表彰は、長年にわたり読書運動の推進に尽力した全国34団体に贈られたもので「あゆみらい」は、町図書館が開催する前年度の平成9年度から活動しており、町図書館や学校などで読み聞かせ会を行うなど精力的に活動されております。今回、このようなボランティア活動が地域に根つき、全国表彰されたことを大変うれしく思います。

3つ目の協働・コミュニティ分野では「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、大きな災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、行政などによる「公助」に加え、自らの命は自ら守る「自助」、地域の安全を地区住民が助け合って守る「共助」の3つ全てが連携・協働することが重要となっております。

今年度、地域で助け合い、支え合いながら、災害からみんなが助かるための、「共助」の計画となる地区防災計画の策定を、仁井田区で始めました。地域住民の皆さんや関係機関の方々にワークショップに参加していただき自発的に防災計画を作成するもので、地域住民が平時から防災について相談し合うことにより住民間連携が図られ、地域防災力の向上や地域コミュニティの構築が図れるきっかけとなると思われまます。

町消防団秋季検閲式が10月20日、鳥見山多目的広場で行われました。多くのご来賓の観覧の下、優良消防団員の表彰や国・県等の各種表彰の伝達表彰が行われた後、厳正な規律の

下、通常点検や中隊訓練が実施されました。表彰された団員の方々に敬意を表するとともに、ますますのご活躍を期待いたします。

11月23日に中央地内の町道交差点で、横断歩道を歩いていた男性が軽自動車にはねられ死亡する痛ましい事故がありました。お亡くなりになった方のご冥福をお祈り申し上げます。

本町では、今年になって3件目の死亡事故であり、憂慮する事態であります。悲惨な交通事故を1件でも減らすために、今後も須賀川警察署、交通安全協会、交通安全母の会等と連携し、交通安全活動に一層努めてまいりたいと考えております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業は、令和9年度の事業完了予定で事業推進が図られています。今年度の整備工事につきましては、稲刈りが終了した先月より面整備工事が進められています。今後、県・地元と連携を図りながら円滑な事業推進に努めてまいります。

12年目を迎えた今年度の田んぼアート事業は、「七夕ものがたり」をテーマに実施し、10月12日には稲刈りまつりが開催され、県外からの参加者も含め200名を超える皆さんに参加いただいたところです。なお、今年度の観覧者数は約1万7,000名で対前年度比約5,200名の減となりました。

今後につきまして、国内最大級の観光キャンペーン「ふくしまdestinationキャンペーン」や「米・食味コンクール国際大会」の開催が予定されていますので、これらを一代契機と捉え交流人口・観覧者数の増加を図れるよう取り組んでまいります。

10月5日には「牧場の朝」オランダ・秋祭りを開催いたしました。一時小雨が降るあいにくの天候により、鼓笛隊パレードは中止せざるを得なく非常に残念でしたが、沖縄県北谷町から渡久地（とくち）町長をはじめ多数の商工業者の方々にご参加いただいたことや、小林実行委員長をはじめとした実行委員の皆さんの創意工夫により、例年以上のにぎわい創出ができたのではないかと感じております。

翌週の10月12日から19日の8日間、「鏡石を味わうカフェ」設置・運営実証実験を行いました。駅東口及び鳥見山公園で、株式会社八芳園に所属するパティシエを中心としたチームによる鏡石町産フルーツや岩瀬農業高校産卵を使用したクレープやレモネードの販売でしたが、町内はもちろん県内外からお越しいただき、予定提供数を増やしながら運営してもなお連日売り切れとなる想定以上の結果となりました。今回の販売実績や、購入者の方にご協力いただきましたアンケート結果については、今後の各種事業に反映させてまいりたいと考えております。

「鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業」においては、年明け1月からの情報発信に向け動画撮影や雑誌掲載の取材、パンフレット製作を進めております。今回のPR動画では、郡山市出身のタレントを起用し、これまでとは違った層への訴求効果を期待す

るところであります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安心安全で快適な環境が整うまちづくり」として、緊急浚渫推進事業での笠石原町地内のサカサ池浚渫工事は、セメント固化作業を進めており、年明けには、浚渫、搬出作業を行う予定とされているところです。

公共施設等適正管理推進事業では、鏡沼・深内線舗装修繕工事が完了し、堀米線舗装修繕工事は9月に発注し、9月議会で予算を確保しました舗装修繕工事6か所も、順次発注し年内完了に向けて工事を進めております。

社会資本整備総合交付金事業では、地下道から中学校までの笠石482号線歩道詳細設計業務委託が完了したことから、12月には歩道改良工事の発注を予定しております。

須賀川市から一貫線を結ぶ東部環状線接続道路測量設計業務委託、老人福祉センター北側から消防署鏡石分署までの道路新設に向けた鳥見山公園線道路詳細設計業務委託と地質調査業務委託についても完了したことから、各道路の早期整備に努めてまいります。

また、駅前交通安全対策工事も完了したことから、悲惨な事故の未然防止に引き続き努めてまいります。

以前から、近隣住民より相談がありました大池地内の空き家については、弁護士に協力をいただいたことにより売却となり、解体が行われ、空き家を解消することができました。また、特定空家として認定された、久来石地内の空き家については、緊急安全措置として危険箇所の一部除却を予定しており、その他の空き家についても、危険な空き家の解消に向けて特別措置法及び町条例に基づき対策を講じてまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業の第3工区内の上水道の配水管布設工事及び公共下水道旭町外地内管渠築造工事については、今年度分の工事が予定どおり完了しました。

高齢者や障がい者の方々などが粗大ごみを各地区の集会所等まで運ぶことが困難な場合に、粗大ごみの戸別収集を行う高齢者等粗大ごみ戸別収集事業では、これまでに17件の戸別収集を行っており高齢者のごみ出し支援に努めております。

墓地整備事業では、公共墓地整備に向けて用地取得をはじめ、測量設計業務を発注したところであり、今後も事業推進に努めてまいります。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、社会保障・税番号制度につきましては、10月末現在、1万1,569人のマイナンバーカードの申請があり、1万520人の方へ交付をいたしました。率にしまして申請率93.03%、交付率82.30%であります。今月2日から、従来の保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等での受診の際は、マイナ保険証を基本とする仕組みになりました。本制度の周知を図り、引き続きカード発行の推進に努めてまいります。

収納率向上対策事業につきましては、社会情勢の変化に対応するため納税環境の整備とし

て、昨年度から運用を開始しました電子納税が全ての税目で利用可能となり、24時間いつでもどこでも納付できる環境が整い収納率向上に寄与しているところであります。引き続き電子納税の普及推進及び税負担の公平性確保のため徴収の強化を図ってまいります。

東京かがみいし会の今年度総会が、先月24日に東京グリーンパレスで開催されました。総会では「牧場の朝」を斉唱し、参加された会員の皆さんは、ふるさと鏡石町を思い返していました。議員の皆様のご総会・懇親会への参加に感謝申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第13号 専決した事件の承認につきましては、解散総選挙となりました衆議院議員総選挙の執行経費であります。

議案第102号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道法施行令の一部改正に合わせた条例改正であり、議案第103号 鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により発生した条項のずれを改正するための条例改正であります。

議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨今の電気料や資材の高騰による経費の増加、第5次拡張事業による新浄水場建設に係る企業債利息や減価償却費の増加に対応し、今後の経営安定化を図るため、上水道料金を基本料金の10から15%、超過料金の5%、金額にして家庭用で基本料金138円、超過料金1立方メートル当たり10円から16円の料金改定のための条例の一部改正であります。

議案第105号 小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結の追認につきましては、令和5年度に契約した小学校の教師用教科書等について、議会の議決を経ずに契約していたことから追認を求めるものであります。

議案第106号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更請負契約の締結につきましては、スタンドの屋根工事、床防水工事等の追加工事に伴う増額変更であります。

議案第107号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきましては、主な歳入として、個人住民税、固定資産税の確定見込みによる4,200万円、普通交付税の確定による3,960万5,000円、障がい者自立支援給付費の国・県負担金6,225万円、指定寄附金5,000万円などであり、歳出としては、障がい者福祉サービス介護給付費に8,350万7,000円、寄附金を活用した事業として、小中学校の図書購入費やテント、スチームオープン等の備品購入費に435万5,000円、文教施設維持整備基金積立金に4,564万5,000円などで、一般会計全体で1億1,275万4,000円の増額補正予算であります。

議案第108号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、施設介護サービス給付費など介護サービスの給付費の増などで、4,414万8,000円の増額補正予算となっております。



このほか、県人事委員会勧告に基づく町職員等の給与の改定につきましては、県議会12月定例会に県職員等の給与の改定に係る議案が提出されることが確認できましたので、今定例会に、関係条例の一部改正と補正予算の追加議案を上程する予定であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため11時15分まで休議いたします。

休議 午前11時06分

開議 午前11時13分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第13号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）

の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました報告第13号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

本件は、令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付をもって専決したものでございます。

2ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、解散により実施されました衆議院議員総選挙の執行経費について予算を確保するため専決処分をしたものでございます。

第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億6,629万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額1,033万4,000円でございます。これにつきましては、選挙に係る経費を福島県のほうより委託金として頂いたものでございます。

次のページ、お願いいたします。

3歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙、補正額が1,033万4,000円でございます。

主な内訳でございます。まず、節の1節報酬につきましては、投票管理者等、投票の立会人等の報酬になってございます。3節の職員手当等につきましては、選挙事務に従事しました職員の手当等になってございます。10節需用費でございます。これらにつきましては、消耗品や印刷製本費、食糧費となっております。11節役務費につきましては、通信運搬費、広告料、電話使用料でございます。17節備品購入費につきましては、選挙事務の開票に使う仕分機械の購入の費用でございます。

以上、上程されました報告第13号について、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました報告第13号について、質疑申し上げます。

さきの臨時全員協議会の中におきましても、今の歳入歳出に関して詳しく説明いただき、特に人件費関係についてはご丁寧な答弁を賜ったところでございます。

私が今回お尋ねをしておきたいのは、選挙のこの経費のたびにお尋ねすることによってございすけれども、選挙公報の取扱い謝礼ということで7万8,000円が計上されておりますが、今回の衆議院議員選挙は、選挙期間が12日間、そのような形だったと思うので、選挙公報が出来上がって配られるまでに時間的余裕があったと思うんです。実際に今回の選挙公報は、選挙が告示、公示されてから、どれぐらいの期間のうちに配られたのかお尋ねしたいんです。

というのは、この国政選挙はこのように選挙期間が長いので、今、申し上げたように少しぐらい遅れても影響はないのかなど。要するに、今、期日前投票はあっても最終的な投票日までの時間的余裕はありますから。しかし、こういうところでしっかりと体制づくりをしておけば、いわゆる我々の例えば町の中の町長選挙、町議会議員選挙のときの広報の配り方にも適用されますので、そういった意味で、今回実際にどのような形で、何日間ぐらいで町民に配り終えたのか、その辺どのように把握されているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

今般の総選挙につきましては、選挙公報につきましては、福島県のほうで取りまとめて印刷物を発行したというところでございます、その印刷物ができたという連絡を受けまして、ここでいう県中地方振興局のほうへ、町職員のほうで受け取りに行っております。受け取りに行きまして、直ちに仕分作業行いまして、次の日には各行政区の区長等に配布をお願いしに配ったということでございます。ちょっと日にちについては、私の手元にちょっと記憶がないんですが、出来上がって県から連絡が入れば、もう直ちに受け取りに行っております。なお、受け取ったものは直ちに各行政区の区長等に配布のお願いで配らせていただいたということでございます。ただ、そこまでは迅速にいくんですが、その後、各班長さんでありますとか、そういうところですぐに配っていただいたところがほとんどではございますが、中には留守のお宅等でとどまってなかなか全部のお宅まで行かなかったというような事例もあるように思っておりますので、これにつきましては、今後もできるだけ投票日前までには配られるようなふうに、いろいろな創意工夫をしながら対応策を取っていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに、質疑ありませんか。

9番議員、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま総務課長からフローチャートの印刷されてから配られるまでの流れをご説明いただいたところでございます。ちょっと具体的な日にち、あるいは日数的なことがなかったのはちょっと残念ではあります、私としましては、県の、今回は私も勉強になったんですけれども、県で印刷して県の出先機関である郡山の振興局に取りに行って、合庁にですか、そして町の中で仕分をして各班に落としていくというふうな順序は分かりました。

私がやはり、今回の選挙は国政選挙なので、ある意味町としては、このように県の委託金を受けて選挙事務を粛々とやるしかないという選挙ではあるんですが、先ほど申し上げたように、選挙というものはどの選挙も形式上は同じであります。選挙公報の配布については、また、まさしくどの選挙であっても同じような方法で行われると推察しておりますので、もし、今、おっしゃったような方向で、我々の選挙、また数年度ございます。町長選挙もございます。その際に、例えば時間的に5日間という中でなったときに、やはり配り切れないということが現実的に起きると。私自身も過去の選挙において、これは今だから言いますが、配り切れなかった選挙公報が多量に地区の公民館に山積みになっていたというふうな実態を私は見えています。そういうことでは、これはいけないと。要するに選挙公報の取扱い

謝礼ということで、このようにお金を計上して、そしてまた、そういったことのために選挙事務は粛々と行わなくちゃならないわけですから、それが行われていなかったということは、どの段階においてもいけないというふうに思っています。

そういう中で、先ほど各班長以下のことは、やはりなかなかこれからの課題だということでしたけれども、その辺の体制づくり、しっかりと選挙事務を、この後有権者に伝わるまでの、この後の流れ、フローチャートをどのようにつくっていくのかということ、しっかり私はやっていただきたいと思いますので、その辺の見解、これを例えば選挙管理委員会の中でしっかりと検討していくとか、検討という話もあったんですけども、逆にこういった形でしっかりと形をつくりましたというふうに我々に最終的に説明ができるのかどうか、その辺をもう一度お尋ねをいたしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

選挙公報の配布の方法につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおりでございます。なお、選挙公報につきましては、各行政区に所属していない住民の方分も各行政区のほうをお願いをしているようなところでございます。例えば各行政区にあるアパートの方等で行政区に入っていない方につきましては、行政区班長さんのほうにポストに投函していただきたいというようなことでのお願い等をしてございます。ですので、そこら辺を丁寧にやっていただけるように、今後もお願いをしていきたいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の補正予算、報告に対してちょっとお尋ねをいたします。

委託金というのはどういうふうなシステムで、この町に下りてくるのか、ちょっと分からなくてお尋ねをするんですが、この選挙の投票管理者や立会人あるいは開票管理者や開票立会人、こういう報酬というものは、これこれの職務には幾らというふうにして来るのか、それとも概算で来て町で采配するのか、この辺ちょっと分からないんですけども、ただ、聞くところによると中での矛盾がちょっとあるのではないかというふうに思うんです。例えば投票管理者、一般的には管理職の皆さんがなっているんでしょうけれども、この人たちの報酬は、この管理職の場合は超過勤務手当が払われないんです。ですから定額で何か払っているみたいなんです、そのほかの一般職員の超勤でもらっている人たちと比べると、何か極

端な差があるようなんです。これはちょっとお金の配り方として、向こうからこういうことだと来るんだか、町で采配があるんだか、その辺が分からないんですけども、ちょっとその辺は制度としての矛盾があるんじゃないかって思うんですが、その辺はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

今回の選挙につきましては、国政の選挙ということですので、その費用を国・県のほうから頂くということで実施をさせていただいたところでございます。これらの選挙に係る費用につきましては、町のほうでどういう中身で費用がこれだけかかるというようなことを県の選管のほうと協議をいたしまして、その結果、委託金ということで頂いているということでございます。当然のことながら、これにつきましては、最後に精算をして使わなかったものについては返すと。また、必要な部分については、また頂きたいと、そのようなことでございますので、基本的に選挙全体の必要経費ということで、県に協議した上で頂いているということでございます。

なお、ただいまの質問の中で、投票管理者の課長、管理者につきましては、定額の報酬、そのほかの職員の方については、超過勤務手当のようなこと等やっております。これにつきましては、長年このような支出の方法でやっておりますのでご理解いただければというふうには思います。

なお、投票管理者の管理職につきましては、6時の投票の締めで終わりでございますので、夜のほうの仕事はなかったということなので、大きな超過勤務にはならないというふうに考えてございます。一般の職員につきましては、開票事務のほうがありましたので、夜、今回につきましては12時近くまで一般の職員はやりましたので、超過勤務のほうで対応させていただいたという中身でございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第13号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

---

### ◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第102号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） それでは、ただいま上程されました議案第102号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、国の標準下水道条例及び下水道法施行令の改正に伴うもので、鏡石町下水道条例を次のように改正するものであります。

まず、国において国の標準下水道条例が改定され、指定工事店の指定の基準のうち、排水設備工事責任者の専属規定が緩和されました。

このため、第5条の3第1号中、「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改めるものです。

次に、下水道法施行令の改正により、下水道排除基準が強化されましたので、これに合わせ、除外施設を設けて排除しなければならない六価クロムの基準値を規定する第9条の3第5中「0.5」を「0.2」に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第102号 鏡石町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第103号 鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第103号 鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。議案書13ページをお開き願います。

このたびの条例改正につきましては、上位法であります地方公営企業法第34条において準用する地方自治法の改正に伴い、対応する条項が繰り下がりましたので、対応する条項を整理するための改正です。

このため、7条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第103号 鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書14ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、近年の電気や資材の高騰による経費の増加、第5次拡張による新浄水場建設に係る企業債利息や減価償却費の増加に対応し、上水道事業の経営の安定化を図るため、上水道の基本料金、超過料金、手数料等の改定をお願いするものであります。

15ページをお願いいたします。

まず、第25条第1号の表に規定する専用給水装置の基本料金、1月につきでございます。



用途、水量、料金の順で申し上げます。

家庭用、5立方メートル、924円、団体用、20立方メートル、4,620円、営業用、20立方メートル、4,620円、工業用、100立方メートル、2万6,400円、観賞用、10立方メートル、4,752円、車庫用、10立方メートル、2,112円、それぞれを、下の表になります、1,062.6円、5,082円、5,082円、2万9,040円、5,227.2円、2,323.2円にそれぞれ改めるものであります。

表の右側になります。

超過料金、1立方メートル当たりにつき、家庭用、階層別、6から10、198円、11から20、264円、21から30、283.8円、31以上、303.6円、団体用、303.6円、営業用、303.6円、工業用、330円、観賞用、594円、車庫用、303.6円、臨時用、514.8円、それぞれを、下の表になります、207.9円、277.2円、298.1円、319円、319円、346.5円、623.7円、319円、540.1円にそれぞれ改めます。

同条3号で規定するメーター使用料金ですが、口径13ミリですと、「73円」を「110円」に、そのほか、次のページ、16ページになります。口径100ミリですと、「1,551円」を「2,326円」に改めるものであります。

第32条の2第1項の表中においては、口径13ミリメートルの加入金「88,000円」を「110,000万円」に改めるものです。

第33条第1項第2号の表は、設計審査手数料の規定であります。口径25ミリメートル、25ミリメートルを超え50ミリメートルまで、50ミリメートルを超え100ミリメートルまでの区分でありまして、工種、新設、1,000円、1,500円、2,000円、増設、改造、変更、600円、1,000円、1,500円のそれぞれを、新設、2,000円、3,000円、4,000円、増設、改造、変更、1,000円、2,000円、3,000円にそれぞれ改め、同項第3号の表に規定する工事検査手数料を、同じ区分でございまして、工種、新設、1,500円、2,000円、3,000円、増設、改造、変更、1,000円、1,500円、2,000円のそれぞれを、次のページになります、新設、3,000円、4,000円、6,000円、増設、改造、変更、2,000円、3,000円、4,000円にそれぞれ改め、同項第7号で規定する規定給水工事事業者更新手数料、これを「5,000円」を「10,000円」に改めるものです。

附則の第1項として、この条例は令和7年4月1日から施行するもので、2項では、料金に関する経過措置として、改正後の鏡石町上水道事業給水条例第25条第1号及び第3号で定める基本料金と超過料金及びメーター使用料について、令和7年6月以後の月分として徴収する料金の算定から適用し、同月の月分として徴収する料金の算定は、なお従前の例によるものとするものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第104号についてお尋ねをいたします。

この議案の提案に当たっては、それに先立って上下水道事業運営審議会が、8月、9月の2回にわたって開催されたと聞き及んでおります。その答申に基づいてのこの議案提出となったというふうに考えております。

先般の全員協議会の中でも質疑をさせていただきましたが、町民に見える形という形で、改めて本会議において間わせていただくものでございます。

その2回、今回開催された審議会において、審議会の中で賛否または今後の方針等について意見があったというふうな話は聞いておりますけれども、どのようなものがあったのかお尋ねをいたしたいというふうに思います。ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 9番議員の質疑に答弁いたします。

審議会、2回開催しております。その中では、適正な料金の水準としては、5%から15%程度の料金改定はやむを得ないというような答申をいただいております。

改定の時期については、十分な周知期間を設けた上で、令和7年度中に行うことという答申をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、原案に賛成の発言を許します。

9番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○ 9 番 ( 吉田孝司 ) 　ただいま上程されております議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

本条例の制定については、我が町の水道料金の改定を決める大事な条例でございます。

来年から基本料金が10から15%、超過料金が5%増とすることを基本とする改定案だというふうに承っておりますが、この案のほかにも、一律10%にする案、一律20%の案、一律50%の案という形で、合計4つの案を我々議会側に早い段階からご説明をいただいております。そして、具体的な審議を、ただいま上下水道課長からいただきましたように、8月、9月と運営審議会の中で慎重審議していただき、答申として、そしてまた先ほど質疑の中でいただいた答弁のとおり意見を承ったところでございます。

過去においては、平成28年に一律20%とする値上げが、そのような十分な説明や審議もされないまま我々議会議員に提案されたことがあり、私自身も含め数名の議員、反対となった事態がございました。しかし、今回は早々に議会に説明していただいたこと、そしてまた審議会の中でもただいまの説明のとおりのご同意を、答申をいただいていること、そしてまた、数字の面から見ましても、将来への負担を減らし、なおかつ現代に生きる人たちの負担も考えた適切な案を提案されておられるというふうに私は考えております。

つきましては、この改正案については、趣旨により賛成するものでございます。

そしてまた、付け加えますが、本条例制定、この議案に賛成するに当たり、我々議会議員も合わせて賛成するという立場になりますので、私自身も、町民の方々お一人お一人が納得いただけるように、執行部と共に一緒になって、一緒になってというのは同じことを説明するわけですから、同じ内容をしっかりと分かりやすく納得いただけるように説明していただくことを、逆に私のほうから約束をさせていただいて、私の賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　ほかに討論ありませんか。

[ 「なし」 の声あり ]

○ 議長 ( 角田真美 ) 　討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第104号 鏡石町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○ 議長 ( 角田真美 ) 　挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時50分

開議 午後1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第105号 小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結の追認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、ただいま上程されました議案第105号 小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結の追認について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

このたびの小学校教師用教科書等の購入につきましては、令和6年度から使用する小学校の教科書の改訂に伴い、令和5年度に教師用の教科書等を購入したのようになりますが、議決が必要とされる予定価格700万円以上の動産の買入りに該当していたのにもかかわらず、議会の議決をせずに契約していたことが判明したことから、この当該契約手続を有効なものとするべく、次のとおり契約を締結したことについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の追認を求めるものであります。

1、契約の目的、小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約の金額、915万5,631円。

4、契約の相手方、福島県須賀川市大黒町211番地、有限会社水野教材社、代表取締役、水野武和。

5、契約日、令和6年3月21日。

次のページをお願いいたします。

購入した教科書等につきましては、別紙の内訳書の内訳のとおりで、小学校教師用教科書が506冊、指導書が450冊、指導資料（デジタル教科書）が16点となります。

今回このような事案が発生しましたことにつきましては、深くおわびを申し上げます。改

めまして、法令遵守を徹底しまして、再発防止に取り組んでまいります。

以上、議案第105号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ちょっと質問をさせていただきます。

ここに珍しい用語が出てまいりました。購入契約締結の追認についてと。この追認という言葉は珍しいですね。今、教育課長からも説明あったように、700万以上は議決すべきだったのにもかかわらず議決しなかったということでの追認だと思うんですが、同じような問題がお隣の天栄村でもあって、そして昨日付ですか、阿武隈時報の記事にもなっておりました。だから、鏡石だけじゃなくて、お隣の村でもこの問題が起きているということは、何か特殊な事情があったのかなと思うんですが、この辺についてもう少し説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） それでは、11番議員のご質疑にご答弁を申し上げます。

今回の事案につきましては、教師用の教科書ということで、約4年に1度の教科書の改訂に伴いまして、その教師用の教科書・指導書・指導資料を購入しているものになりますが、今までにつきましては、デジタル教科書がそんなに多くなかったものですから、この700万円を超える予定価格といったものは超えておりませんでして、また、この教師用の教科書といったものが動産ということで、資産の取得に当たるものというふうな認識も欠けてございました。

今回につきましては、そのデジタル教科書ということで購入単価が上がりまして、約900万円の購入価格となったわけですが、そういった認識といったところが欠けておりまして、このような事案が発生したところでございます。

以上、答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） さきの臨時全協の際にも、質疑といいますか意見というか、申し上げましたけれども、先ほど課長の説明の最後のところ、法令遵守、そして再発防止に努めるということでの締め言葉があったわけでありますが、私たちが思うのは、今回のことは議会に諮ってこれは追認すると、これは致し方ないんだと思うんです。この事情をいろいろ鑑みますと、致し方なかった部分もあるのかなと。ほかのところをやっているから、うちも同じだからいいんだということではないんですけれども、事情をいろいろ考えた結果、私はこれは致し方ないと。

しかし、今後、再発防止に努めるという話をされたので、具体的にどのような対策を考えておられるのかというところを聞いておきたいんです。

この説明資料の中にも、チェック体制を見直すというふうな形も書いてありますし、先般、私が説明、意見申し上げたように、各担当課と契約の担当課である総務課が、これが連携をしてダブルチェックしたらいいのではないかという意見申し上げました。

その後、恐らく当局のほうでもいろいろ検討されたと思うので、その辺をしっかりと説明していただいた上でこの案を諮っていただければ、我々は賛同できると思うので、その辺、お尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど教育課長が答弁をさせていただきましたけれども、私もこのような事案が発生したことにつきましては、行政執行の責任者として、町民の皆様並びに議員各位におわびを申し上げますというふうに思っております。

行政は、法律、条例等に基づき各種事務事業を行うことは基本であります。今回このような事案が発生したことは大変遺憾なことであり、再発防止に向けて全職員が原点に立ち返りまして取り組んでいかなければならないというふうに思っているところでございます。今後、このようなことのないよう努めますので、皆様には心からおわびを申し上げたいというふうに思います。申し訳ありませんでした。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第105号 小学校教師用教科書・指導書・指導資料購入契約の締結の追認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第106号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第106号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

このたびの変更請負契約につきましては、本年6月6日で議決いただき、来年2月14日の工期で公園施設長寿命化対策支援事業として、陸上競技場管理事務所の改修工事を進めているところでございます。

今般、工事の施工に当たり工事内容の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事。

2、契約の金額、変更前、1億3,837万2,300円、変更後、1億4,918万5,300円。1,081万3,000円の増額です。

3、契約の相手方、福島県須賀川市上人垣161番地、笠原工業株式会社、代表取締役、笠原賢二。

変更の理由は、まず1点目は、スタンド屋根の塗り替えを行うことに伴う増と、2点目が、競技場スタンド床及び2階通路の防水工事に係る変更に伴う増、3点目が、配管の腐食と洗

面コーナーの排水不良の改修に伴う増、その他、改修工事施工により工事等の工法等の変更に伴うものでございます。

以上、議案第106号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 詳しくちょっと説明をいただきたいんですが、この3つの工事のそれぞれの金額を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目のスタンド屋根の塗装でございますが、こちらが増額としまして535万4,000円。続きまして、防水工事関係でございます。こちらにつきましては増減がございまして、増減を含めまして、最終的には375万3,000円の増。続きまして、配水管等の改修ですが、こちら309万5,000円の増。その他の工事に関しましては、減額となりまして、138万9,000円の減額になります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第106号 鳥見山陸上競技場管理事務所改修工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。



お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第107号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第107号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、主な歳入といたしまして、個人住民税、固定資産税の確定見込みによる4,200万円、普通交付税の確定による3,960万5,000円、障害者自立支援給付費の国・県負担金6,225万円、指定寄附金が5,000万円などございまして、歳出といたしましては、障がい福祉サービス介護給付費8,350万7,000円、文教施設維持整備基金積立金が4,564万5,000円などの増額補正でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,275万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,904万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

24ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更といたしまして、起債の目的、町道整備事業費の限度額1億8,320万円を1億9,400万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、28ページの事項別明細書に基づきましてご説明させていただきます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 提出議案の22ページですね。それで、歳入のほうで寄附金ということで、5,000万円を寄附者の方のご意思で子育て、教育費、教育などに使ってほしいということで、大変ありがたく寄附いただいております。このおかげで補正予算の歳入というものは1億1,000万なっていますよね。この寄附というものが、文教施設維持整備基金積立金のほうに行っているわけですが、これによって文教施設維持整備基金というものが、今、1億7,000万近くになると見込まれます。

その寄附のこれからの今後の用途につきまして、やはりその寄附者のご意思に報いるような使い方というのをやはり希望しております。文教施設維持整備基金というところに一時的に預かるという形ですけれども、今後、この基金というのは、施設とかあと備品とか、そういうものに関して使う基金でございますが、ただそれではなく、備品とか建物とか、そういうふうなものに限らず、寄附者のご意思というものをどのように反映してこれから使っていくお考えがあるのかというものを、まず確認させていただきたいのが1つです。

あと、もう一つ、37ページですね。これは右側の上から児童遊園地管理事業として90万ぐらい出ています。これは児童福祉費として出ています。それで、41ページの下のほうから公園整備事業として250万円の支出、歳出が予定されております。この12月の補正予算というのは、年度末に向けて最終決算に向けての事業遂行となる運びと存じております。貴重な一般財源を有効にかつ大切に使うといえますか、それが集大成というのが、この年度末になってまいると思います。

その中で、都市公園法には、遊具定期点検が義務づけられて、我が町も毎年業務委託してその予算をつけて遊具点検をしております。その中でも、今年度は公園費というものが2億3,000万円以上になっていて、令和3年とか4年、5年までは僅か数千万ぐらいですね。多くても7,000万ぐらいで済んでいるんですけども、今年度は公園費として2億3,000万以上というは、鳥見山陸上競技場管理事務所の工事などがあって、それは仕方がないとは思いますが、ただ、公園ということに関しまして、やはり今回240万の遊具の改修によって出ていますが、毎年定期点検しているから、遊具の破損状態というのが、委託してチェックしていただいている。その中で、今年250万かけて遊具を改修する必要になったという、その目安ですね。どのぐらいに古くなったら直すとか、そういうもの、計画的なものとか目安というものが、こういうふうになったら改修しなければならない的な、そういう町としての計画は

どのようになっているのか。

私、見たところ、何かいつの間にか遊具が新しいような感じで、しかもちょっと複合遊具的に大きなものになっていたり、あと何か遊具そのものがちょっと数が増えているような、いつの間にかですよ。それは私の錯覚かもしれませんが、になっているような状態なんです。

改修ということで250万かかりますけれども、都市公園法には、公園の敷地面積の10%以内に建造物は建てられるとか法律あります。だけれども、遊具に関しては規定というものが明確にはないんですね。だから、その敷地に対して結構大きなもの作っちゃったりとか数多く作ってしまったというの、割と自由というか規制がないわけですよ。でも、私から見ると、この何か公園の敷地に関しては、かなり豪華な大きな遊具施設なのではないかというのが、はたはた見受けられます。

しかも、この物価高騰下、品薄状態で、なかなかそういう

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。

もっと手短に。

○8番（込山靖子） 手短に。

ということで、私はこの改修しなければならない目安、また、計画の立て方とはどのようなになっているのでしょうか。

この2つの質問です。

○議長（角田真美） 執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、22ページというふうな指定の中で寄附金のお話がありました。

過般の臨時全員協議会の中でもお話をさせていただきましたけれども、寄附を頂いた時期が11月11日ということで、予算編成等に間に合わないというふうな状況もありました。そういった中で、今、議員のご質問にありましてとおおり、町としては非常にありがたいご寄附でございますので、故人の遺志に沿った形で子供たちの子育て、教育のために使うというふうな状況でございましたので、この遺志を永続的にできるのには何がいかということで、新年度、今、予算編成の時期でありますので、そちらを反映できるような予算にしていきたいというふうに今考えているところでございます。

遺志のほうで使い始めると、5,000万たりともすぐになくなってきてしまう状況でもありますので、これをきっかけに継続できる予算にもしていきたいなというふうに今思っているところでございます。

新年度におきまして、そんな形でご提案を差し上げますので、よろしくご審議いただければというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

都市建設課で管理している都市公園は、全部で9か所ございまして、その中に31基の遊具が設置してございます。そして毎年遊具の点検を行って、業者に委託しながら点検を行っております。その中で判定されます健全なもの、軽微な異常があるけれども経過観察が必要なもの、そして異常があり修繕対策が必要なもの、さらには危険が高いので早急に修繕、さらには場合によっては廃棄、更新という判断をいただいているところでございます。

今般補正で上げたものについては3か所となります。鳥見山公園の複合遊具と前山公園の幼児用の滑り台、あとは鏡沼の滑り台の修繕という3か所になります。それぞれ点検をした中で修繕が必要ということもあったものですから、今回遊具の修繕を行うところでございます。

特に春先から秋まではちょっと子供たちも利用しているという状況ですので、利便性を考えると、春先から使う前に、この冬に修繕を行いたいということで、今回、修繕に必要なところの3か所を今回修繕するものでございます。

各公園につきましても、遊具は時代によっては利用形態も変わってきますので、子供たちが遊べる安全なもの、随時更新をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第107号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第108号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第108号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の50ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和6年度の施設介護サービス給付見込額が増加することに伴う費用などの補正予算でありまして、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,414万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,257万9,000円とするものです。

内容につきましては、56ページ、57ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第108号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第108号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第13、請願・陳情についての件を議題といたします。

請願第3号及び陳情第8号から陳情第10号の4件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分

第 2 号

## 令和6年第6回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和6年12月12日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 初めに、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） おはようございます。よろしく願いいたします。

ご指名ですので、一般質問をさせていただきます。

霜寒の候となりました。世の中はデジタル社会へと移り変わっているさなかでございますが、霜の降りる中、外のバケツに張った氷も、そしてその氷を割ってみたいと思う子供たちの姿も、昔のままの今日であります。

さて、今回はその子供たちについてアメリカで重大なニュースが流れましたので、ぜひ町に伺ってみたいと思い、一般質問をいたします。

(1)です。今年の9月24日、ニュースが流れた日付は9月25日が多かったでしょうか。米国サンフランシスコ地方裁判所が米国環境保護庁に対し米国の飲料水中のフッ化物の再規制を命じたというニュースが流れました。

鏡石町では、このニュースを把握しておりますでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） おはようございます。

2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

政府や厚生労働省からの医療等に関する通知、通達等がないため、町としましては把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） これ、9月24日、間違いなく流れたニュースでございまして、ネットニュースですと、ヤフーニュースさん、それからグーニュースさん、それから米国のサイエンス雑誌ナショナルジオグラフィックというところが11月28日付で、この9月24日の米国の裁判に関するコラムを書いているんですよね。ですので、間違いなくこれはあったと。それから判決文等もネットで、英文なんですけれども、80ページ上がっておりますので、これは間違いなくあったということは事実であると私は認識しております。

内容についてちょっとご説明申し上げたいと思います。

これは実はこういうニュースでして、米国は、1945年に水道水のフッ化物添加を始めておりまして、現在では全米の75%の公共水道水にフッ化物が添加されているんですね。アメリカ連邦保健当局は、長年リッター当たりの水道水に含まれるフッ素量を1.2ミリグラム以内とすることを推奨していました。しかし、重度のエナメル質フッ素症、骨折、潜在的な骨格フッ素症などの副作用リスクに配慮し、2015年にリッター当たり0.7ミリグラム以内と改めており、以来、現在もこの基準となっております。

しかしながら、今回の裁判で、子供のIQ低下リスクについて争われ、フッ化物が学習、記憶、実行機能、行動をつかさどる脳領域の神経科学細胞機能に影響を与える可能性が米国内で初めて裁判において考慮され、サンフランシスコ地方裁判所が米国環境保護庁に対し何らかの規制をすべきとの判決を言い渡したものでございます。

こちら水道水フロリデーションなので、水道水フロリデーションは日本でやっているところって恐らくない。鏡石町ももちろんやっていないんですよね、水道水にフッ素を流して歯の健康を守るというやつ。これはやっていないので、確かに一見関係なさそうに見えるんですけども、大変重要なところは、フッ化物について80年の歴史がある米国で、米国史上初めてフッ化物に子供のIQ低下のリスクがあるということを裁判所が認めたんですよね。ということは、この米国地方裁判所の判決では、1リッターの水当たり0.7ミリグラムのフッ素が子供に対しリスクがあると、こう言っております。

具体例が判決文に書いてあるんですけども、妊娠中の母親の尿に含まれるフッ化物が、リッター当たり0.28ミリグラムに達するごとに子供のIQは1ポイント低下すると予測されると書いてあるそうです。

ちなみに、日本で1,450ppmの高濃度フッ素配合歯磨き粉、これ現在、日本では2017年から店頭にあるんですけども、これを一、二センチ出して歯磨きした場合、もしもその10%を誤って飲んだり、あるいは口に残ったりした場合は、0.145ミリグラムのフッ素が体

内に残ると言われているんですね。もう一回申しますけれども、妊娠中の母親の尿に含まれるフッ化物がリッター当たり0.28ミリグラムに達するごとに子供のIQは1ポイント低下すると。これ結構な量になっちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

というのも、0.145ミリグラムが体内に残るということは、3回の歯磨きで0.435ミリグラムですよ。妊婦が1日2リッターの量を排せつした場合、リッター当たり0.217ミリグラムのフッ化物を排せつするということになるんですよ。そうすると、かなり、結構ぎりぎりですよ、0.28ミリグラムですから。

問題はフッ化物、このフッ素というのはいろいろなところにあるんですよ。例えば、緑茶中のフッ素はリッター当たり0.3から0.6ミリグラムですし、紅茶ですとリッター当たり1から4ミリグラムなんですよ。そうしますと、高濃度歯磨き粉を使って、お茶等を飲み、妊婦さんがフッ化物塗布とかフッ化物洗口をしたりするのはどうなのかなと。これ超えちゃうんじゃないかなと、こうなってきたまうわけですよ。それで私は非常に心配をしまして、ところが、今回役所さんの事業に取りあえず関係がないので、これ一般質問に含めなかったもので、すみません、本題に戻ります。

役所さんでフッ素に関する事業が2つございますよね。1つがフッ化物洗口事業、もう一つがフッ化物歯面塗布費用助成事業です。

フッ化物歯面塗布費用助成事業は、1歳から実施していると町の資料にあったと思います。フッ化物歯面塗布を子供が1回行った際に、体内に残留するフッ化物は1から3ミリグラムと厚生労働省の情報提供のページに載ってございます。また、体重20キログラムの幼児がフッ化物洗口を1回行った際の体内に残留するフッ化物は、同じく厚生労働省の資料によりますと、0.16ミリグラムであります。

果たしてこの量は、米国地方裁判所の言うとおりに水1リッター当たり0.7ミリグラムのフッ素が子供のIQにリスクをもたらすと考えた場合に問題はないのでしょうか。

(2)でございます。水道水フッロリデーションの話とはまた異なると思うのですが、一時的にでも高濃度のフッ化物が子供の口腔内に入るということは、子供の脳へのダメージリスクとならないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町で実施しております幼児フッ化物歯面塗布事業とフッ化物洗口事業につきましては、国のフッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方及び福島県歯科口腔保健の推進に関する条例、福島県歯科保健基本計画に基づきまして行っているところでございます。

また、世界保健機構（WHO）などの世界の専門機関が一致して安全性や効果を認め、フ

ッ化物を用いた虫菌予防を推奨しています。

フッ化物の中毒につきましては、濃度ではなく摂取量が重要であり、高濃度であっても適量の範囲であれば有害作用はないというふうにされております。

脳へのダメージリスクにつきましては、厚生労働省から、そのような通知、通達はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 9月に出た新しい判決ということで、日本でもまだまだ対応が、もしかするとこれからになってくるのかなとは思いますが、やはり米国の科学雑誌ですとか、そのコラムの転載をわざわざ日本語でヤフーニュースさんなどが載せたりということは、私はやはりなかなか、米国のニュースということなので国内にはあまり流れないんですけども、日本国内の歯科関係ですとか、そういった研究者関係の中では、恐らく相当な動揺が広がっているのではないのかなと思うんです。というのも、子供のIQリスクに直接影響があるというふうにされた裁判というのはアメリカで初めてでございますので、その点、2か月、3か月ぐらいしかたっていないということなんですけれども、ぜひ情報収集に努めていただけないかなと思うわけであります。

ここ20年のフッ素と脳に関する研究、ここ20年間世界中で積み上げられたたくさんの研究データが米国裁判所さんのほうでは、この原告側から提出された研究データについて正しいかどうかについて争う余地はないと、当該裁判の判決文の3ページに書いてあるということです。議論の余地なく有害と、フッ素についてこう判事は述べているということでもあります。したがって、そのリスクを米国環境保護庁は無視することはできないという判決文であったということです。

この判決により水道水フロリデーションをやめるのか、あるいは量を規制するのか、あるいは注意書きを施してこのまま行うのかについては米国環境保護庁に委ねられており、また、環境保護庁には控訴する権利もあるということですが、現在のところ控訴のニュースはまだ私の耳には届いておりません。

続きまして、(3)なんですけれども、厚生労働省とか様々なフッ素に関する条約があって大丈夫だというのは、今お答えで伺ったとおりではあるんですけども、念のためお聞きするんですが、我が日本国内では子供へのフッ化物使用に対する脳へのダメージに関する研究はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

フッ化物使用に伴う脳へのダメージに関する研究につきましては、政府や厚生労働省からの情報がないため、町では把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） やっぱり町でやっていることなので、厚生労働省とか県の一報を待つのではなくて、こういうニュースがあったよとなったら、ぜひ県とか厚生労働省のほうに逆に、こういうニュースが何か流れて、米国で裁判あったんですけれども大丈夫ですかというふうに、ぜひ聞いていただけると大変ありがたいのかなと思うんですね。町でもやっぱり子供さんに関する事、それから妊婦さんに関する事でもありますので、もめないのが逆に不思議だなと。日本にニュースが流れないからなのかもしれないけれども、やはり子供のIQにもしかしたら損傷を与えるかもしれない。中程度の確信があるというふうに、米国の毒物かどうかを判定するところがそのように言ったということで、チェンという判事さんだったそうなんですけれども、このチェン判事さんも、一定量を超えれば、ほぼ間違いなくIQにダメージはあるであろうということを知っているということなんですよ。

これ、放っておけない、1回は少なくとも絶対に確認が必要なニュースであるはずなので、ぜひこれは、上にお電話か何かしていただいて、一回、大丈夫かどうか聞いてほしいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員の再質問にご答弁申し上げます。

今回の議員のほうからご質問いただきまして、福島県のほうに、こういった今回の案件につきまして情報提供があったかどうかということも含めた中で確認させていただきましたが、県につきましても、国のほうからそういった情報はないというような状況でございました。

なお、町としましても、中島議員さんおっしゃるとおり、こういった情報等がございます。これにつきまして、県さらには国のほうにも、こういった情報があるというようなことも含めた中で、そういった情報が各自治体のほうに流れてくるような形での要望といたしますか、県のほうにはそういったお話をさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。もしかしたらこれから国とか県でいろいろ協議の上、下

りてくるかもしれませんが、それは都度、半年とか1年とか、私ももちろん議会とか会議あったたびに、どうなりましたかというのを続けて聞いていこうと思うので、ぜひ情報収集のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(4)になります。虫歯予防に関してのフッ化物使用につきましては、広く世界の研究や判例を見ながら、都度町民に対し情報提供したり、内容について検討したりしていただけないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国で推進しておりますフッ化物洗口等につきましては、フッ化物に対する新たな健康被害の可能性が懸念される状況となれば、厚生労働省の医薬品等安全対策部会などの各部会において議論、審議されるものと思います。

町としましては、国の動向を踏まえまして、通達や通知があった際には、情報を発信し、広く町民の皆様へ周知等対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） よく分かりました。

ぜひそういったことが分かりましたら、都度すぐに私たちにも教えていただきたいし、やはり町民の方、特に小さなお子様を抱えた方、妊婦さん、そういった方にとって、本当に死活問題となることであると思いますので、もし来ましたら、すぐに情報提供をお願いしたいと思います。逆に、大丈夫だよという場合も、ぜひその場合も、すぐにご連絡いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 畑 幸 一

○議長（角田真美） 次に、1番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。

1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） おはようございます。1番、畑幸一です。

第6回定例会において、通告により質問をいたします。

後ろのほうを見ると、傍聴者があまりいないので、ちょっと寂しい気がするんですけど

も、よろしくお願ひいたします。

皆様各位には、何かとご多忙と存じます。当町では、悲惨な交通事故が発生してしまいました。交通安全により一層の注意を払い、皆様と共有し、年末年始の交通安全に努めたいと存じます。

今年元日に発生した能登半島地震により、多数の犠牲者と甚大なる被害の状況に大きな衝撃を受けました。被災地のいち早い復興・復旧を願ひたいと思います。また、地球温暖化によると思われる大型台風、記録的な大雨による洪水被害、記録的な猛暑と自然災害の恐怖を実感させられた1年でありました。自然災害は必ずやってきます。防災に整えていきたいと思ひます。

それでは質問に移ります。

令和5年度各会計の決算が9月定例会において可決認定されました。一般会計約76億円、歳入決算総額約105億7,000万、実質収支は1億9,637万の黒字決算でした。主要施策、各種事業の予算執行の実績はどうだったのか。

5年度決算の概要について、(1)政策や財政運営に係る感想を執行に伺ひます。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(木賊正男) おはようございます。

1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和5年度の決算の概要についての中で、政策や財政運営の感想についてというふうなお尋ねでございます。

ご承知のとおり、令和5年度の決算につきましては、9月議会の第5回定例会であります。そちらの中で決算の認定をいただいておりますけれども、令和5年度につきましては、町では策定2年目となります第6次総合計画の基本構想の実現に向けて、限りある行政資源と人員による持続可能な財政構造の構築と財政規律の確立を最重要課題に各種事業を展開してきたところでございます。

具体的には、政策面では、町民が集う新たな複合施設である「ほがらかん」のオープンや老朽化していた鳥見山陸上競技場トラックのリニューアルをはじめ、物価高騰への生活支援や経済対策、健康、福祉、教育、子育て支援など様々な分野で政策を展開することができたと感じております。

財政面におきましても、令和5年度決算において、一般会計の実質収支が約1億7,000万円の黒字決算となったことは、総じて適切な財政運営が図られたと考えているところでございます。

今後も社会経済情勢への変化に的確に対応するとともに、重点政策の推進と財政健全化の

両立に努めまして、持続可能な財政運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 監査委員の決算審査の意見について伺いたいと思います。

○議長（角田真美） 畑議員に申し上げます。今のは何番でしょうか、確認します。

〔「再質問です」の声あり〕

○議長（角田真美） 再質問ですか。

畑議員に申し上げます。

通告外になっておりますので、この点に関しては執行のほうで答えられませんので、ご注意申し上げます。

1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 関連する事項ということで再質問しましたけれども、このくらいのこと  
はちょっと答弁いただきたいと思ったんですけれども、町長の答弁ですが、限られた財源で  
効果的な配分で運営されたと思います。今後とも成果を検証していきたいと思います。

（2）に入ります。町全体の現年度課税分の収入済額及び収納率は何%か。自主財源である  
収入状況を伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） おはようございます。1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度現年課税分の個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、  
入湯税の収納済額の合計は17億2,305万7,816円、収納率は98.87%であります。

また、国民健康保険税の収納済額は1億7,649万9,536円、収納率は94.75%であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 県平均の収納率は何%分かれば答弁をお願いいたします。

○議長（角田真美） 税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 1番議員のご質問にご答弁いたします。

県の平均につきましては、例えば、こちらにつきましては、固定資産税、軽自動車税、町た  
ばこ税につきましては、町の税でございますので、平均というものはございませんが、大変



申し訳ございませんが、県税の平均につきましては把握していない、こちらにはないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） （3）に移ります。町全体の滞納繰越分の収入済額及び収納率は何%かお願いいたします。税目に対しての町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税の4件の種目の収入状況を伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度滞納繰越分の個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の収納済額の合計は1,237万1,224円、収納率は21.48%であります。

また、国民健康保険税の収納済額は693万3,751円、収納率は12.64%であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 21.4%という数字が出ましたけれども、この滞納繰越分については現年度課税分の中には入ると思うんですが、合計すると滞納処分繰越分は何%になりますか。

○議長（角田真美） 畑議員、もう一度質問していただきたいのですが、ちょっとはっきり、よく分からなかったものですか。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） すみませんでした。

今、4税目の収入状況なんですけど、21.4%ということですけども、現年度課税分の収入済額にこの収納税目は入ると思うんですが、合計では何%ですか。現年度課税分ですね、そのパーセントが出ましたけれども、滞納繰越分と現年度課税分の収納率は幾らかということですが。

○議長（角田真美） ここで一時休議いたします。

休議 午前10時31分

開議 午前10時32分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（根本大志）** 令和5年度の現年課税分が収納率98.87%で、滞納繰越分が21.48%ということで、こちら合わせました合計での現年度分と滞納繰越分合わせました全体の収納率につきましては96.39%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（角田真美）** 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○**1番（畑 幸一）** 収納率ですね、収入は繰越処分に対しては低い数字だと思いますが、収納率向上に向けての対策というのはどんなのをしているか答弁をお願いしたいと思うんです。

○**議長（角田真美）** 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（根本大志）** 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

収納対策でございますが、一番主にやっているものにつきましては、いわゆる差押えでございます。こちらにつきましては、主に給与、預金のほうから差押えをいたしまして、徴収の強化を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（角田真美）** 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○**1番（畑 幸一）** 大変な業務だと思います。催告とか戸別訪問ですね、転居だと滞納処分ということで、業務としては本当に頭が下がる思いです。収納率の向上に今後も努めていただけたらと思います。

（4）の質問をいたします。町民1人当たりの町税負担額は、おおむねどのくらいかお尋ねします。

○**議長（角田真美）** 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（根本大志）** 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度決算の町民1人当たりの納めた金額につきましては、固定資産税、個人町民税、法人町民税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の現年度課税分と滞納繰越分を合計しました17億3,542万9,040円を、令和6年1月1日現在の住基人口1万2,436人で割りますと、町民1人当たりの納めた金額は13万9,549円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（角田真美）** 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○**1番（畑 幸一）** 1人当たり13万9,549円となるんですが、ここは次に関連する質問なん

ですけれども、(5)に移ります。町民1人当たりに使われた金額は、おおむねどのぐらいかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年度の決算額に対する算定で申し上げますと、町の一般会計の歳出総額74億2,000万円という形でございますが、正確には74億1,999万9,960円という形で、全体でこのような形になります。

先ほど税町課長のほうからありましたように、今年1月1日を基準とした住基人口で1万2,436人で案分した場合、町民1人当たりに使われた金額につきましては59万5,207円というふうになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 町税の負担額と使われた金額の差額というのは37万くらいの差額がありますけれども、この103万の今騒いでいる壁がありますけれども、十何万ですか、この壁の中身ですね、バランスの中身と課題をちょっと伺いたいですけれども。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるように、先ほど税町課長からありましたように、約14万円の税込、1人当たり。私が先ほど答弁しましたように、約60万円の支出というような形の中で、1人当たりになりますと約45万円ぐらいの差額が出てくると思います。

こちらのほうにつきましては、この税込以外にも国庫支出金、県支出金とかの歳入ベースのもろもろがありますので、そちらのほうでカバーされているという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） よく分かりました。地方交付税とか国庫支出金、県支出金とか調整等が入った中での使われた金額ということで了解いたしました。

(6)に入ります。住民税非課税世帯と住民税均等割のみの課税世帯の件数は何件ぐらいかお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和 5 年度住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯の件数につきましては、非課税世帯は1,094世帯、均等割世帯は245世帯であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） 町全体の世帯数というのはどのくらいありますか、答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 1 番議員の質問にご答弁申し上げます。

課税の世帯数で申し上げますと、令和 5 年度につきましては4,941世帯でございます。したがって、それを、先ほど申し上げました非課税世帯と均等割世帯につきましては、非課税世帯が全体の22.1%、均等割世帯が全体の5%であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） そうすると27%くらいになりますか。そうすると、全世帯の27%というと、なかなか厳しいというか、裕福な町ではないような気がしますが、そういった面ではどうですか。

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午前10時43分

開議 午前10時43分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問、却下でよろしいでしょうか。

1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） 全体から見ると、今回は住んでみたい町ということで、何か県で一番ということになりましたけれども、なかなかこの数字を見ると厳しいなと思います。

次は、一番幸せな幸福の町というのを期待していますので、よろしく願いいたします。

次、2 番に移ります。高齢者の移動困難者のサービスの取組について伺います。

（1）移動手段の支援強化の考えはあるのかお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町社会福祉協議会で行っている事業に「おでかけ支援ゆうあいバス」があります。高齢者や軽度障がい者の方を対象に、自宅または付近の場所から町内の買物先などの間の送迎をすることで、安心して外出や買物ができるように支援をしております。

なお、この事業については、令和5年度に事業の一部見直しを行いまして、利用拡充を図った経緯がございます。今後については、利用者の実態や実情に合わせ、利用者の声を聞きながら、どのような支援ができるか、制度のさらなる推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） ゆうあいバス運行に対しては、定着したと私は思っております。独り暮らしが多くなっています。そこで、免許のない方というのは、移動手段がないという人は大変困っています。それでバス停が近くにないとか、駅が遠いとか、通行時間が少ないというような内容があります。特に医療機関とか買物に行くということになると、なかなか行けないというのを聞いていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

これから、昭和21年から二十六、七年までの団塊の世代の人が、一遍にこれは増えます。五、六年たつと、みんな80歳ぐらいになってきますので、その辺の対応をお願ひしたいと思ひます。

(2)に入ります。運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者のバス・タクシー助成券の利用状況はどうか、利用者の声はどうか、お伺ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、運転免許証を自主返納した70歳以上の高齢者の方に対して、交通事故の未然防止等を図るため、令和2年度から高齢者運転免許証自主返納支援事業を開始し、バス・タクシー助成券1万円分を1回のみ交付してございます。

令和2年度から令和6年11月末までの利用状況でございますが、バスの助成券が6名で6万円、タクシー券が129名で63万7,500円の利用実績となっております。

タクシーでは、主に町内及び近隣市町村への移動で利用されておるようでございます。

また、令和6年度からは、高齢交通弱者対策事業を開始し、運転免許証を自主返納した70

歳以上の高齢者などに対しまして、2年目以降もタクシー券5,000円分を助成しております。  
11月末現在の利用状況は、71名で11万1,500円の利用実績となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 実績は分かりました。

未使用のタクシー券はどういう管理しているのかお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

タクシー券でございますが、これまで2,580枚を発行いたしてございます。そのうち使われたのが1,135枚ということでございまして、利用率としましては44%の方の利用ということです。ですので、それ以外の方につきましては、発行はしたが使っていないというような実際の状況でございます。

これらタクシー券につきましては有効期限がございますので、その間に使っていただかない方には、無効になってしまうという状況でございます。

なお、無効になった後でございますが、高齢弱者対策としまして、それにつきましては、毎年5,000円分のもは行ってございますので、ぜひ発行を受け取った方には、有効な活用をしていただけるよう広報してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） よく分かりました。

次、3番の掲示板の管理についてお伺いします。

（1）で、掲示板は町内に何か所あるのか、その管理はどうなっているかお伺いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

以前は、鏡石町公告式条例によりまして掲示板を設置しており、役場を含めて各行政区に13か所掲示板を設置しておりました。同条例は改正を繰り返してございまして、現在は役場前にある1か所のみが町で管理している掲示板になってございます。

現在、6か所、各行政区に残っている掲示板がございます。これにつきましては各行政区のものとなってございまして、管理につきましては各行政区にお願いしているという状況で

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 掲示板については、管理はなかなか難しいかと思います。庁舎前の掲示板ですね、通っても気がつかないというようなこともありますし、こけしがもう無造作にいっぱい並べてあって、何となく見た目は悪いです。あれを見ている人というのは、一回も私も見たときないんです。私が住んでいる鏡田区辺りは、4分団の前に掲示板があったんですが、今は枠だけ残って、そのままさびついています。

そういった面から、掲示板はもう必要不可欠じゃなくなったのかと思いますので、なくすべきという時期が来ているかなと思います。広報紙とか、防災無線とか、ネットとか、回覧板がありますので、掲示板の必要はもうなくなったのだと思いますので、ぜひそういった残った分の掲示板の行政区なんですけど、撤去とかそういったものをよろしくお願ひしたいと思っています。

最後の質問になりますが……

○議長（角田真美） 畑議員に確認いたします。

今の（2）はそれでよろしいのでしょうか。取り下げると、質問はしないということで。

○1番（畑 幸一） （2）、質問、見落としました。よろしいですか。

○議長（角田真美） （2）は質問ということでよろしいですか。答弁いただきます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、鏡石町公告式条例に基づく掲示板の推移にもあるように、以前は13か所あったのが、今現在は1か所でございますが、行政からの情報発信する環境は大きく変化しているということで、先ほど議員のおっしゃられたとおりかなと思います。

町におきましては、主として広報紙、行政区回覧、ホームページにより、町民に情報発信を行っております。このため、掲示板での情報発信は少なくなっておりますが、今後も各行政区に掲示可能な情報発信はお願いしたいと考えてございます。

なお、各行政区にございます掲示板の今後につきましても、各行政区のほうと協議する場を設けたりしたいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） よろしくお願ひします。

最後の質問ですが、3で、ネーミングライツの命名権についてお伺ひします。

（1）の、将来、公共施設への導入の考えはあるかどうかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共施設へのネーミングライツ、いわゆる命名権につきましては、西暦の2000年代前半から導入が進んでいるというふうに思っております。

福島県内に目を向けますと、福島市、郡山市、いわき市、二本松市、南相馬市などが既に複数の施設におきましてネーミングライツを導入しており、一定の効果を上げているというふうに認識しております。

ネーミングライツの導入につきましては、自主財源の確保にとって非常に魅力的な手法であると思われまますので、近隣市町村の導入事例や本町における導入について、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） ネーミングライツは、須賀川市ではまだやっていないと思います。ただ、円谷幸吉メモリアルアリーナというのは名前を使ってありますけれども、あれはスポンサーつきじゃなくて、条例改正か何かでやったと思うんですけれども、県の屋外広告条例に基づけば、橋とか道路にもネーミングがつけられるというようなことは聞いていますので、将来に向けて、一番思うのは、笠石・鏡田線の成田へ行く橋ですね、一番の陸橋ですか、鏡石の。あの名前が私も分からないんですけれども、ほがらかんに行く太鼓橋というか、大きなね、見ると。ああいうのについてはどうなんですか、お伺ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ネーミングライツについては、ご指摘のようにいろいろな施設だけではなく、例えば、こちらで調べたところによりますと、歩道橋とかにもつけた例がございます。これはもちろん市町村とか都道府県が所管しているところでないとなかなかできません。

ご質問のいわゆる笠石大橋と言われている県道の陸橋でございますが、こちらのほうは県道になりますので、ネーミングライツのお話となりますと県の所管になってしまうのかなというふうに考えております。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 分かりました。また将来についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

令和7年度が平穩な年でありますよう祈願して質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 1番、畑議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため、11時5分まで休議いたします。

休議 午前11時00分

開議 午前11時05分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ただいまご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。

今定例会の3人目の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、今回で132回になります。これは自慢となりますが、あまりない数字ではないかなというふうに自負をいたしております。

そこで、ここで角田議長にひとつお願いがございまして、角田議長は今、県の町村議長会の会長ですね。県内の町村議員の一般質問の状況、数字などは、やはりここで把握をしてもらいたいというふうに思うわけです。やっぱり町村議会の会報なんかも時々見るわけですけども、ちょっと見るべき記事がないと言っては失礼なんですけど、あまり議員の皆さんも読んでいないような状況がありますので、そういうものを調べて報道してもらえば、もう少しこの会報も読む人が増えるんじゃないかと。

特に、132回という数字は、あまり例がない数字だと思うんですね。ですから調べるのが簡単なんですね。例えば、130回を超えるには、補欠選挙以外で9回以上の当選がないとできない数字なんですね。1回の任期で16回しかできませんから、8回では128回しかできないんですね。ですから、これは調べるのはごく簡単でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

いよいよ年の暮れでもございますので、やはり今年の主な出来事を振り返るといふのは私

のいつものパターンでございますので、ちょっと振り返らせていただきます。

最近の世界の情勢というのは、まさに激動の一言でございます。ここ数日に限ってみても、例えばお隣、一番近い隣国である韓国では、大統領が戒厳令を発した。これに対して国民や野党が総反発をして、今、韓国の大統領はまさに風前のともしび、政治生命はまさにもう切れたような状態にあります。検察の捜査の対象になって、逮捕の令状が出るばかりじゃないかという今日あたりの新聞でも報道されています。

また、シリアのアサド政権は、二代にわたって世襲で国民を弾圧し、独裁的な政治を続けてきたわけですが、これは反体制派のバシル氏の率いる救国政府に対して、政権を投げ出してロシアに亡命をしたと。現政権と救国政府との間で権力移譲がこれから平和的に進めるといような話合いになっていくということございまして、まさに平家物語の冒頭の書き出しにあるとおり「たけき者もついに滅びぬ」「風の前の塵に同じ」であります。

今年最大の喜びのニュースは、私にとっては何と云っても、日本被団協のノーベル平和賞だったと思います。私はもう労働運動の時代には、現場の末端役員をしております、この被団協や原水禁の組織と一緒に運動方針に掲げて共に闘ってきた者として、大変うれしく思っております。中でも、今日世界遺産になった原爆ドームの改修、このまま置けば崩れ去ってしまうというふうな原爆ドームだったんですけれども、これを原水禁会議や被団協の呼びかけに応じて、総評がカンパを呼びかけました。我々も現場の組合にこのカンパへの協力を呼びかけて、あの原爆ドームを改修するのに少しは役に立ったのかなというふうに今思っています。このノーベル平和賞の受賞式の挨拶は、まさに、本当に次元の高い、非常に崇高な使命感のある立派なものであったということで、私も新聞の挨拶全文を読んでいますけれども、まさに感動の挨拶でございました。非常に喜ばしいことだったというふうに思います。

今年も様々な方々がお亡くなりになっております。しかし、私が一番やっぱり印象に残るのは、我が福島県の郡山の出身である西田敏行さんの死去でございます。

今日の民報新聞でも、今年の県内民報の読者が投票した重大ニュースのトップに、この西田敏行さんの死去というものが挙げられております。あの独特のなまり、非常にこれは愛嬌のあるなまりだったんですが、彼はこのなまりを大変苦にいたしまして、役者を志願するんですが、東京の高校に上げてください、なまりを直したいからということで、両親にお願いして東京の高校に上がったそうであります。当時は、父親はシベリアの抑留帰りで、市役所の職員に採用された。しかし、大変厳しい生活の中で、この東京の高校入学を許したということで、その父親の決断力はやっぱり立派だったというふうに思いますし、あるときNHKのラジオ深夜便で話をしていたんですけれども、アーカイブスの番組で時々やるんですが、それで話をしていたんですけれども、彼は父親と郡山の大衆食堂に入ったそうです。父親はかつ丼か何かを食べて、敏行さんはラーメンを食べた。そして一緒に食事をしていたら、隣

の席に西田敏行と同じくらいの世代の姉妹が2人入ってきた。ただし、こういう食堂に入ったことがないんだか何だか、いわゆる盛りそばですか、これが当時その食堂では一番安いメニューだったそうですけれども、これを取って食べたんですが、その食べ方が分からなくて、箸でたれをちょんちょんと麺の上について、そして食べていたと。それを父親は黙って見ていて、自分も同じそばを頼んで、そして女の子たちの前で食べてみせたと。注意するのではなくして、自分が同じものを取って食べてみせたという父親の話をして西田敏行がラジオでしゃべっているのを聞きまして、まさにこの父ありてこの息子だったのかなと思います。

週刊サンデー毎日というのを私読んでいるんですが、ここに青木理さんという人が毎週毎号に記事を書いております。その中で、あるときエレベーターで西田敏行と行き会った。そしたら、帰りにちょっと目くばせで目礼をしたというんですね、青木さんは。そうしたら、ちょっと戻ってきて、青木さんに近寄って、頑張ってください、応援していますからと言ったそうでございます。ご存じ青木さんは、サンデーモーニングなどでもご承知のとおり、非常にジャーナリストとして今の権力の報道に対しても厳しい私見を持って、ジャーナリストらしい批判を展開している方でございます。この人たちに対して、頑張ってくださいという彼の心意気というものを強く感じたわけでございます。

いろいろございますけれども、本来の質問に入らせていただきます。

まず、議場のバリアフリー化についてお尋ねをいたします。

我が町の議場は、障がい者に利用困難な状況にある。一日も早い改善が求められているが、コストと利便性から次の2案が有力視されるということで、ここに2つの案を出しました。

1つは、エレベーターのある、ほがらかん2階の改修はどうかという問題ですが、これに対してお答えをいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ほがらかんの設置目的が町民の健康増進と福祉の向上となっております。

2階には、つどいの広場、会議室、フリースペースがありますが、当初計画から議場としての利用を想定していないため、議場に改修することは難しいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やる気の問題ですけれどもね、ただ、一案はあります。勤労青少年ホーム軽運動場の改修はどうかということですが、これに対して、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご提案いただきました勤労青少年ホーム軽運動場の議場への改修につきましては、役場庁舎からの利便性が高く、一定の広さがあるというふうに考えてございます。

しかし、軽運動場の中にソーラー発電の蓄電池設備があることから、移転を含め多額の改修費が想定されてございます。

このため、町としましては、本来あるべき役場庁舎のバリアフリー化が重要であり、必要であると考えてございまして、エレベーターの設置における建築基準法、技術的課題、改修費用、庁舎耐用年数等を踏まえてでございますが、新年度に予算を確保しまして、エレベーター設置等についての対応を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） いずれにしても、このままではならないと、これだけは確認をしておきたいんですね。障がい者といえども、議員になる権利もあるだろうと思いますし、傍聴に来て、議会を傍聴することも、権利として当然許されるべきものだと。

私は以前、階段に簡易エスカレーターを設置してはどうかということで、カタログを取って、前の総務課長にお見せしたことがございます。その席に、階段に簡易エスカレーターを設置すると、建築基準法の幅が確保できないという答えだったんですね。ところが、この階段を見れば、何か消防の盾をどんと踊り場に置いて、この話から言えば、全くこれは建築基準法に違反する建物、置物ですね。これを平気でやっているんですね。だから、それは何か執行の意識が私はなっていないと思うんです。

そんなこと言いながら、別にあそこでなくちゃならないということはないんでしょう、消防の盾は。だから、それを口実にして駄目だと言った以上は、あの踊り場はああいうものを置いては駄目なんですね、建築基準法違反なんです。

だから、やる気が何かないのかなと私は思っているんですけども、建築基準法で駄目な建造物は造らなくてもいい。一番いいのは、この庁舎にエレベーターが設置されるべきだが、しかし、エレベーターというのは、かなりの予算がかかって、かなりのこの庁舎の改築が伴うわけですね。大変お金がかかると思うんです。それでもやるということのお考えですけども、ただ、そうやれば、今の部屋はそのまま使えるわけですから、そのエレベーターだけと、あるいはこれから、例えば勤労青少年ホームとかほがらかんを改修するとなれば、それにまたお金がかかるわけですから、そのときにはやっぱり庁舎でやるのが一番いい方法であると思うんですけども、これにはかなりの予算がかかる。でも、それを是としてやってい

ただくなら、なお、それでいいだろうと思います。

次に移ります。2つ目の学校給食費の無償化についてでございますが、これはここに通告してありますとおり、県内でも多くの市町村が無償化になっております。お隣の天栄村でも無償化でやっております。やっぱり一部無償化ということで、多子家庭に限るとかやっていますけれども、これはあまりにも話としては、今、時代がまさに子育て支援というものが国の命題になっているわけですから、こんなときに、ここは思い切って無償化とすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県内におきまして、学校給食費の無償化等の実施状況につきましては、今年度は、54市町村、約9割が無償または一部補助を行っております。11番議員から給食の無償化のご質問をいただくたびに、その数が増加しているというのが現状でございます。まさに議員のおっしゃるとおりでございます。

鏡石町では、令和5年度から子育て支援としまして、多子世帯に対して二人目以降の学校給食費の2分の1の補助を実施しておりますが、これを完全無償化とした場合には、年間約7,000万円を超える予算の確保が必要になりまして、継続的に完全無償化を実施していくこととなりますと、その財源確保が非常に厳しい現状にあるということでありまして、その点をご理解いただければと思います。

なお、町としましても、学校給食費の無償化につきましては、国からの財政支援や国の事業としての学校給食費の無償化の早期実現について、県及び国に対して強く要望しているところではございます。

また、町では、多子世帯への補助や低所得者等の就学援助費などの何らかの給食費の支援をしている児童生徒は約400名、全体の4割弱となっております。支援総額は約1,500万円となっていることを申し添えておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 7,000万は大金だとは思いますが、例えば交付税ですね、交付税にはこういうものは跳ね返らないんですか。全部町の持ち出しになるんですか。その辺をちょっとお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

いわゆる給食費と言われるものにつきましては、これ全部原材料費でございますので、食べる単価がそれぞれ決まっております、1食幾らというような形でございます。

交付税上で給食費が見られていないわけではありませんが、そちらのほうに関しましては、多少の人件費等でございますので、給食費そのものは子供らが食べる給食そのものの原価の対価でございますので、交付税のほうに関しては、その原価に対しては算定の基礎にはなっておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 分かりました。しかし、これは今子育てに対しては、極力この助成を運用しているというような世の中の流れがございます。ぜひ、この問題についてはこれから私も提起をしていきたいと思っておりますので、いろいろ考えておいていただきたいと思っております。

3番は、結婚相談所の設置についてお尋ねをいたします。

(1)の少子化の最大の原因は、未婚者が進んでいるということにある。私は未婚化と書いた思いがあるんですけども、いずれにしてもこれは未婚化の誤りで、男女の未婚化が進んでいるということが少子化の最大の原因ですね。結婚している人たちは、結構子供も、当然ですがいるわけですが、未婚者には当然いないということで、これが少子化の最大の原因ではないかと思うんですね。

それで、①になりますが、自分で配偶者を見つけられない男女に、もう一押しが必要ではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のように、現在の少子化の最大の要因の一つとしましては、議員のおっしゃるように未婚化の進展が挙げられていると言えます。県におきまして、本年度に20歳から49歳までの男女を対象とした「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」をいたしました。こちらのほう、2万人の男女を対象としまして、回答率は26%ぐらいなんですけど、その中で、45歳から49歳までが18.5%、40歳から44歳までが21.3%の方が未婚というふうな形で回答されているという形でございます。

本町におきまして、かつて結婚相談所、ご質問どおり設置しておりましたが、特にこちらのほう、女性の登録者がなかなか成果を上げられないということで、廃止に至ってしまったという経緯がございます。

一方で、現在の婚姻につきましては、いわゆる婚活サービスという出会いの場とか相談所のものを、民間の相談所も含めまして、そちらのほうにつきましては、全国の婚姻者の中では約3割以上がそちらを利用しているというような統計結果も出ているところでございます。

また、福島県が設置するふくしま結婚子育て支援センターが、結婚に関する相談事業を行っておりまして、町内の未婚者の方にも積極的に活用していただけるように、周知活動等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） やっぱり、あっちにもある、こっちにもあるじゃなくて、自分たちも一役買うという姿勢が私は必要なんじゃないかと思うんですね。

②で、私が言う前に答弁あったような気がするんですけども、もう一回、これは念のために出します。かつて町で実施してきた結婚相談所と相談員、私も相談員になったことがあります。この組織を再建すべきではないかと考えるが、町長の考えはいかがかという質問でございませう。よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、先ほど申し上げましたように、本町でかつて実施しておりました結婚相談所の再設置という形のご提案でございませうが、近年で県内を見回しますと、市町村単位で結婚相談員を配置している自治体につきましては減少傾向にありまして、県内におきましては6市町村が設置しているという形でございませう。こちらにつきましても、相談員の成り手や相談件数の減少といった課題が背景にあるのかなというふうに推測しているところでございませう。

先ほどもご答弁申し上げましたように、子育て結婚支援センターにおきまして、結婚のお世話や結婚世話やき人制度など、広域的なボランティアの登録制度がございませうので、そちらのほうの周知を図ってまいりたいと思ひます。

ただ、町としましても、黙ってこちらをほうをしているわけではございませう。なかなか成果のほうは上がっておりませうが、やはり婚活イベントとかの実施をこれからも強化しております。本年度につきましては、町の単独ではなくも含めまして、県との合同の婚活イベントのほうも参画しておりまして、今後も工夫を凝らした結婚支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この少子化社会というものは、社会的な大問題だと思うんですね。ですから甘く考えてはいけません。町の将来がかかっている問題だと思いますので、これはこれからも私は問題にしていきたいと思っていますが、やはり大変少ない数であってもそういうものに取り組む町の姿勢というものが大事なのではないかと思うんですね。そういう町の姿勢があれば、一般のボランティアの仲人さんも、やはり俺もやってみようじゃないかと、ちょっと努力するかというふうな気になると思うんですね。その気が大事だと思うんですね。そのためにも、ぜひこれは考えて、相談所と相談員の組織というものを再建していただきたいというふうに思います。ここで、やはり町長の考えはとっておりますので、町長からひとつ見解をお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

人口減少、そして少子化の問題は、我が町に限らず全国の自治体の抱えている大きな課題であるというふうに認識しております。その大前提となるのが、いわゆる婚姻ということになろうかというふうに思いますが、先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、その婚姻に結びつけるための施策というふうなことで、我が町でも減少対策の大きな重点課題として取り組んでいるところでございます。

人口減少、そして人口の流出ということで、かつて私も福島のシンポジウムに参加させていただきましたが、女性をまず呼び込むというのが大事だろうというふうなパネラーのお話もありました。まさにそのとおりだなと。そして、女性を呼び込むにはどうしたらいいのかというのが、各自治体の魅力づくりだろうというふうに思っています。住んでみたいというふうに思わないと、こちらのほうに移住もできないし、その魅力づくりと一口に言ってもなかなか難しい状況がありますが、そちらを議員の皆様と共に私も探っていきながら、一つ一つ施策に反映していきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 大変難しい問題だとは思いますが、やはり町としても取り組む姿勢を見せる中で、町民もやはりこの課題に対して注目をするようになるのではないかと思いますので、これからもぜひこの問題は追及したいと思っていますので、いろいろ考えておいていただきたいと思います。



4番は、成田遊水地計画への町対応について。

これは何回も私出しますが、私は去年の選挙でも、この成田遊水地問題に対して最大限努力をするという選挙の公約をいたしました。私は成田出身、吉田孝司議員もそうですが、今成田に住んではいないんですが、東町のほうにお互いに住んでおりますが、やはり成田出身の議員でございます。成田の皆さんの応援を得て町会議員をさせていただいておりますので、ぜひ、この問題はしつこいくらい出して、皆さんに問題提起をしたいと思っております。

まず、(1)で、遊水地によって耕地が減少する農家、この人のために、①ライスセンター設置による農業経営を維持させるべきではないか。特にこのライスセンターというのは、小規模農家ではこういう乾燥機とかコンバインとかを買っていると維持費が大変なんですね。それで米作りは赤字になる、そういうことでございますので、こういうものがあれば小規模でも何とか兼業農家が土日の休みなどを利用して経営が継続できるんじゃないかと思っておりますので、この辺をぜひやっていただきたいということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先月の全員協議会におきまして、遊水地内での営農に関するアンケート調査の結果につきましてご説明を申し上げたところでございます。調査対象となりました120件中78件から回答をいただいているというような状況の中でありまして、機械を共同利用する生産組合に興味があるといった回答は6件ございました。

町としましては、まだ回答をいただけていない農家の方もいらっしゃいますことから、回答率100%を目指しまして、地区内のライスセンターの最終的な需要、こういったところを的確に把握して対応してまいりたいと、このように考えております。

また、ライスセンター立ち上げとなりますと、こちら機械の共同利用あるいは作業の受委託といったところが一番のベースになるというふうなところになります。それを考慮しますと、ライスセンター主体的な運営母体というふうになるのは、現状、成田地区受託者連絡協議会のメンバーの方々といったところが考えられますので、こういった団体の方々のご意見等も伺いながら総合的に検討して対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、これは深刻な問題です。私もやっているから分かるんですけども、このコンバインの費用というのは大変なんですね。ですから、コンバインを銘々持って小規模の田んぼを作るならやらないほうがいいですね。これは本当に金かかる、金食い虫

なんですよ。傷みが激しいんですね、いろんな機能がありますからね、コンバインは。走行装置から、刈り取る装置、脱穀装置、それからもみを吸い上げる装置、こういうものがありますので、高いお金を出して買っても、これは傷みが激しい。修理代もかかるということでございまして、やはりこれはライスセンターでこの作業だけは集約をして、そして兼業農家なんかはそういう作業はセンターに委任をして、自分たちは水の管理とかそういう作業だけというふうになれば兼業農家でもやっていけるようになるわけでございますので、これはこれからもぜひ検討いただきたい。

2番目でございます。2番目は、兼業化せざるを得ない農家のために働き口をつくること、そのためには、駅東開発の準工地区に工業団地を造成し、企業誘致を促進すべきでないか。この問題に対してはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のように工業団地の誘致につきましては、成田地区の遊水地関係のみならず、町民の雇用確保のために非常に重要な施策であると捉えております。駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域における産業用地の確保については、現在検討を進めているところでございます。

本年度におきましては、現在、当該地域、準工地域の地権者の皆様へ、今後の土地活用の予定や産業用地の確保についてのご協力等の意向調査を実施しているところでございます。

今後は、その集計結果を見ながら、地権者の意向を見ながら、産業用地を確保し、可能な限り早期の施工を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、用地の確保のみならず、県の企業誘致推進協議会や福島県東京事務所、県の名古屋事務所、賛助会員となっております一般社団法人日本立地センターなどと連携しまして、鏡石に立地いただける企業の誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ本気になってこれは取り組んでもらいたいと思います。

次に、小規模化した農家の収入確保のために道の駅または直売所をこの駅東開発地区に設置すべきではないかということをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問いただいた件につきましてもアンケートの設問とさせていただいております。その結果を先月の全員協議会で報告させていただいているというところがございます。

直売所への取組に対し積極的な回答、こちらは6件いただいております。6件のうち、最も多く希望される取組は、「かんかんてらす」の利用というようなところで、こちらは3件ございました。

直売所あるいは直売施設につきましても、①に対する答弁と重複した答弁となっておりますが、回答率100%を目指し、最終的な需要を的確に把握して対応してまいりたいと、こういった考えでございます。

加えまして、直売所・直売施設の運営母体の立ち上げや施設の立地場所などの検討とともに、やはり1年間通して充実した商品ラインナップ、特に品薄となりがちな冬場の期間に地元の産品をいかに供給できるか、こういった仕組みづくりなどにつきましても、積極的な回答をくださった方々を中心とした地元の皆様との共同での研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは成田遊水地関係者ばかりでなくて、例えば、今、私の身内もいるんですが、「はたけんぼ」に出している。しかし、高齢化して免許返納もしたと。これは難しいと。こういうことでは駄目だということを、年取ってきて、もう「はたけんぼ」まで行けないということを言っている身内がいます。だから、そういう人も含めて、近くだったら出せるということだと思いますので、ぜひそういう農家のためにも、遊水地の人ばかりでなくて、そういう人たちにも直売所というのは非常に重要な問題でないかと思っておりますので、これからもこれは問題提起をしていきますので、取組をお願いしたいと思います。

(2)は、前々から問題になっている遊水地外の取り残された家屋、農地を洪水から守るために上流地に第2遊水地を建設するよう国・県に要求すべきであるというように考えますが、これについていかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

日本全国におきましては、ご承知のとおり、昨今の異常気象によりまして、大雨や線状降水帯の発生による洪水被害が多発しており、今後も気象変動により、さらなる水害の激甚化・頻発化も予想されるところでございます。流域全体で水害を軽減させる、いわゆる流域治水は必須でございまして、流水地域における治水対策が求められております。

その有効手段としては、お尋ねのありました上流地における調整池などの設置も重要なものと考えており、調整池の在り方や設置規模、場所等について、今後検討する必要があるというふうに考えてございます。

上流地への第2遊水地・調整池の設置につきましては、引き続き関係機関への要望や支援を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員に申し上げます。

今のは①の答弁であったんですけれども、それでよろしいですね。

〔「はい。説明します」の声あり〕

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この①の関係について説明をすると、下流というのは、いわゆる鈴川流域の今の成田の地内は非常に土地が肥沃で、圃場整備なんかも進んで、大変値打ちのある田んぼなんですね。ここを遊水地として沈めてしまうのは、私はもったいない。上流は、町の区画整理の地域のすぐ近く辺りは、隣は高く区画整理で売れた、あるいは値段が高くついたということですが、その東側に至っては、大変地価が暴落しておる。聞くところによると、羽鳥とか豊郷の境目辺りの田んぼは、1反歩10万円ぐらいで取引されているんですね、私の身内も売ったり買ったりしていますけれども。

この地域は、非常に開田も多いし旧田も非常に細かいんですね、田んぼが。機械にあまりマッチしない。こういう土地がたくさんあるんですね。こういう土地を活用すれば、私は第2遊水地もいいし、あるいは、次にも関係するんですが、駅東開発も調整池も兼ねることができるんじゃないか。これはあまり国には言いたくない話なんですが、町にとって、ここに第2遊水地をつくれれば、駅東の開発の調整池にもなる。こういう可能性があるんですね。ですから、ここに目をつけて、ちょっとこの辺に遊水地というものを県に造らせる、こういう考えはいかがなものでしょうか。

○議長（角田真美） 円谷議員に申し上げます。

今のは②でよろしいんでしょうか。②でよろしいですね。

○11番（円谷 寛） はい、いいです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業における調整池につきましては、事業の開始前に福島県等関係者と協議しまして、約1ヘクタールの公共施設として整備するよう事業計画で定めており、

区画整理事業においては増加する雨水・排水に関しては、基本的には事業主体である町で施工するものと考えております。

なお、区画整理事業をさらに促進するために、どのような方法で調整池を施工するかを検討しており、現在、区画整理区域以外への調整池の設置も可能かどうかについて県と協議を進めているところでございます。

ご提案の第2遊水地につきましては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけられておりませんが、国では、阿武隈川本川以外の遊水地整備について具体的な検討がなされていない状況でありますので、それについては、現在、町においても、今回の遊水地事業により、広大で優良な農地と宅地が失われ、町の貴重な財源が永久に失われてしまうことから、これらの損失の補填も含めて、国においてどのような対応をいただけるか、今後も引き続き国や関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 前々から鈴川と諏訪池川の合流点に、滝口さんのお宅があったんです。大雨が降れば、また水没するんじゃないかと危惧されているんですね。ですから、年々雨が大量に降るような、地球温暖化の影響だと思っておりますが、こういうふうになっているんですね。ですから、ぜひ、ポツンと一軒家なんて雑誌の記事にもなって、大変滝口さん悩んでおりますから、ここを移転させるか、そうでなければ上流に遊水地を造るか、私はその2つに1つだと思っておりますね。どっちもやらないというのは非常に無責任。それから、滝口さんは、毎年雨が降れば、自分の宅地が浸水するんじゃないかというふうな思いをされるんですね。

ですから、ここにやはり町は思いをはせていただいて、この心配をなくすというのに、やはり私は第2遊水地じゃないかというふうに思うので、ぜひこの辺について、今日から取組をしていただくことをお願いして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 熊 倉 正 麿

○議長（角田真美） 次に、3番、熊倉正麿議員の一般質問の発言を許します。

3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 3番議員、熊倉正麿です。よろしくお願いいたします。

今回も歴代町長、議長、そして現執行の方々のこの町と町民のことを思う思い、これが満ちるこの議場に今自分があることをしっかりと意識して一般質問に臨みたいと思います。

さて、先月11月27日、子ども議会が開催され、私は傍聴させていただきました。鏡石町立第一小学校の6年生による子ども議会では、議長そして6名の児童が議員として質問していました。私の知っている子も議員として立派に質問していました。皆、自分たちがこの町で生活している中で感じた、改善してほしいと思うこと、疑問に思うこと、新たに望むこと等を堂々と分かりやすく質問していました。これに対し執行側は、町長が一人一人の質問に対し丁寧に答弁をしていました。これにより議会特有の緊迫感が議場に広がっていました。また、議長、議員以外の児童は、途中で入替えを行いながら皆が傍聴席に座り、引き締まった雰囲気のある議会を傍聴、体験していました。

この経験により、子供たちの町に対する考え方、また、町づくりへの関心が高まっていくことに期待が持てると感じ、よい学習の一環だと思いました。この子ども議会は二小の生徒も行っており、ともによい経験をしていると感じました。そんな中、子ども議会を傍聴して思ったことがあります。

これより質問に入らせていただきます。

1、次世代を担う子どもの教育について。

（1）町内の小中学校の授業の一環として議会をリアルタイムで傍聴してもらうことは可能かお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校の社会の授業では、議会について学ぶ単元がございまして、小学校では、今議員がお話しになったとおり、町と図って子ども議会を開催しておりまして、実際に子ども議会として議員の立場に立って考えることができる大変貴重な機会をいただいております。

授業の一環として、町の議会をリアルタイムで傍聴するというにつきましましては、まず、小学校では、学校の協力を得れば、議会開催日に合わせて授業を実施することで、リアルタイムでの傍聴は可能になると思います。ただ、先ほど議員もおっしゃったとおり、児童数が一小的場合特に多いので、議場での傍聴方法を検討する必要があると考えます。

また、中学校におきましては教科担任制でありまして、しかも社会の教科の指導内容が非

常に多岐にわたって膨大でありますので、なかなか議会の開催日に社会の授業を組み込むということは、ちょっと困難な部分がございます。ですので、リアルタイムの傍聴は難しいかなと思いますが、小中学校等に傍聴方法として、議場に来るだけではなくて、議会のライブ配信あるいは録画配信などがあれば、議会の様子を視聴することについては十分可能であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、検討次第では可能であるというお答えをいただきまして、非常にうれしく思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

まず、私になぜそういうふうに思ったかといいますと、この子ども議会、体験学習としてよいものと感じたからこそ思っております。実際の議会を傍聴できれば、自分が住む町の大人たちが、どう町を考えているのか、どのようにして町で行われていることが決まっているのかを知ることができます。それは、今後を担う子供たちにとっても、町にとっても有意義なことだと、また、さらには子ども議会に挑む子供たちの心持ちも質も高まると思うのです。ですから、私はそのように考えました。

今、教育長の答弁の中に、中学校の場合はリアルタイムというのは難しいかもしれないが、録画されているものを見ることは可能かもしれないというふうにあります。ぜひ、小中学校ともに、この議会の様子というのを一度見せてあげたいなと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、（2）中学校も子ども議会を実施できないかというところがございます。

先ほど来言っているとおり、子ども議会は子供たちにとって、さらには今後の町にとっても、非常によい体験学習だと思っております。中学生ともなれば、小学生と比べ、物事に対しての捉え方や考え方も成長していることと思っております。

そんな中学生に、町のことを考え発言する機会を与えてほしいです。それは、また一つ質の高い子ども議会になると思います。そして、そこには中学生ならではの視点からの質問が出てくるのではと期待するものもあります。

また、小学校、中学校と子供たちが二度子ども議会を経験することにより、より一層町に対する考え方、また、町づくりへの関心が高まっていく機会となるのではないかと考えます。ぜひ実施してほしいと思うのですが、どうでしょうか。先ほど教育長の中で、授業の関係上、なかなか難しいというお答えはいただきましたけれども、改めて実施してほしいと思っておりますので、それについてお答えいただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

子ども議会は、毎年、将来の鏡石町を担う小学生に、町づくりに関心を深めてもらうとともに、小学生の町に対する意見や要望などを今後の町づくりの参考にするため、子ども議会を開催しております。

今年度は11月27日に第一小学校、11月29日に第二小学校の6年生を対象に子ども議会を開催し、一小の子ども議員6名、二小の子ども議員5名から、町の安心・安全や暮らしの利便性向上、そして身の回りの環境保全などの町づくりに対する質問をいただいたところです。

中学生を対象とした子ども議会の実施については、中学生の町づくりに対する意見や要望は重要であると考えておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） こちらも検討していきたいというお答えをいただきましたので、ぜひ検討していただきまして、中学生にも子ども議会をしていただきたいと思っております。

常々、子供は町の宝であるというお話であります。であるのであれば、子ども議会のような子供たちの様々な可能性を引き出してあげられるような体験学習を、これからも積極的に町は取り組んでいってほしいと願います。私も妙案があった場合には、ぜひ提案させていただきたいと思っております。

次に移ります。

（3）鏡石町と北谷町の子どもたちの交流について。

今年の夏、8月19日から8月22日まで、小学生県外交流事業として鏡石町の小学4・5年生15名が沖縄県北谷町へ行き、北谷町の子供たちと交流してきたこととあります。本来なら9月の定例議会で質問しようと思っていたところとありますが、北谷町から帰ってきた子供たちの解団式というのが9月7日に行うということを知りまして、そこではどんなことをしたのか、子供たちはどんな話をしたのか、それもぜひ聞かせていただきたいと思い、今回の定例会で聞くことにいたしました。

しかし、季節は冬となり、当時の熱量からは少し冷めぎみかもしれませんが、改めて教えていただきたいと思えます。

①北谷町へ行き、どのような成果があったのか。また、課題点はどのようなものがあったのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。



○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の北谷町訪問における成果といたしましては、まず挙げられますのは、団員一人一人が大きく成長したということが、私、見送りも戻ってくるときも見ましたが、明らかに違うなというような姿が感じられました。主体性や積極性を身につけたものと考えております。また、沖縄という大変遠いところの文化や自然に触れまして、ふだんとは異なる環境で集団行動を経験したということも、お互いを支え合う意識が育まれたものと考えております。

また一方で、ご指摘のように課題でございますが、今回は初めて鏡石町主体、行政主体ということでありまして、研修内容につきましては、こちらで指示するものが数少なく、北谷町の役場の職員の皆様にちょっとお願いすることが多く、検討の余地がまだまだあるものと、また、移動や滞在中のスケジュールについても、団員が疲労を感じることがないように改善が必要なのかなというふうに、今現在としては反省として考えております。

こちらの成果と課題を踏まえまして、次回の交流事業ではより充実したプログラムを提供していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 子供たちの主体性、また積極性、このようなところを、成長を感じたというお話でありました。

先ほど来言っておりますけれども、このような体験学習、こういうことをすると子供たちの成長というのは著しいところだと思っておりますので、今回このような成果があったということでございます。町民、多くの子供たちにこのような体験をさせていただきたいと思っております。

また、改善点で、相手に少し頼った部分があるということでもございましたので、今後は町としての意向といいますか、どのようなものを沖縄へ行って体験させてあげたい、そういうのもきちんと考えて沖縄へ向かっていただければと思っております。

このような成果があったことは、子供たちにとっては大きな財産となり、人間的にも大きく成長したのではないかと思います。また、今まで言いましたように、課題点につきましては、次回までに改善してほしいと思っております。どちらにせよ、今後もこの交流が継続していくことを心から祈るばかりでございます。

次に、②解団式はどのような内容だったのか。解団式の中でなのか、また別なのか。帰ってきてから北谷町の子供たちと思い出を語らう場もあったように聞いております。そのようなことが解団式の中であったのならば、そのあたりのこともぜひ教えていただきたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように今回の解団式につきましては、9月7日に実施しまして、訪問や研修の全体を振り返る場として、資料や写真を活用しながら当時の事業の経過を全員で共有したというようなことがメインでございます。

団員たちには、自分が感じたことや学んだことを作文にまとめていただきまして、全員がそれを皆さんの前で発表したというような流れもございました。

また、訪問先であります北谷町のスポーツ少年団の皆さんと、画面越しでオンラインで交流するという場面を設けまして、団員たちが事前に用意しましたメッセージカードを使って、お礼の言葉を直接伝える場面もございました。画面越しではございましたが、やはり子供たち同士、再び同じ顔、知った顔を会わせることで、訪問時の思い出がよみがえりまして、和やかで温かい雰囲気の中で交流を進めたというような状況でございました。

解団式は、子供たちの学びと成長を振り返るだけでなく、北谷町の皆さんと交流を再確認して、双方の絆を深める重要な場面であったというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 聞かせていただいてよかったですと思います。

解団式、実は私も行きたかったんですけども、そのとき所用がありまして行けなかったもので、そのような内容であったのであれば、次回ぜひ参加したいなというふうに今思ったところでございます。今後につながる解団式だったようで、非常にうれしく思います。

実は今回、私は、できれば同行させてもらいたいなというふうに思っていたんですけども、ちょうどその期間中、全員協議会があったために断念いたしました。次回、ぜひスケジュールが合えば私も一緒に同行させてもらって、子供たちの生の反応を見てみたいと思っております。これは希望であります。

それでは、次に移ります。

③この交流を通し、今後の子供たちにはどのような成長を期待しているかというところでございます。

子ども議会もそうですが、いろいろな体験による子供たちの様々な角度からの成長は、我々の思うところだけにはとどまりません。これは私自身、西光寺で行っているお泊まりの寺子屋の中で自ら感じたところでもあります。今回の交流を含めた体験は、子供たちにとって大きな刺激になったことは間違いなくと思います。この体験を通し、子供たちにどんな成

長を今後期待しているかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の北谷町との交流を通して、子供たちには多くの貴重な経験を積む機会を提供できたと考えております。

先ほども課長からありましたけれども、訪問中に見られた自主的な行動や仲間との協力は、彼らが責任を持ち、将来においてリーダーシップを発揮できる基盤となったものと感じております。

さらに、子供たちには、自らの地元である鏡石に対する誇りと愛着を持つことも期待しているところでございます。他地域の子供たちに自分たちの町について紹介したり、文化の違いを語る場面を通して、改めて自分の地域を見詰め直す契機となったのではないかなというふうにも考えているところでございます。

今後も、こうした交流事業を継続しながら、経験、体験を通して、子供たちが新たな価値観を吸収し、未来への可能性を広げるきっかけを提供していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、町長がおっしゃってくださったように、そのような成長を期待できる体験だったということであると思います。であるのであれば、町内の多くの子供たちにこのような体験をさせてあげたいと思っておりますので、今回は15名でしたけれども、その人数を増やせるかどうかというのは、また別の問題になるかもしれませんが、多くの子供たちにこのような体験をさせてあげたいと思っておりますので、今後も検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、④この交流が、今後どのように展開していくことを望んでいるのか、これをお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の北谷町との交流をきっかけといたしまして、今後さらに発展的な交流を目指していきたいというふうに考えております。そして、北谷町との交流を今後も継続しながら、単なる一過性のイベントではなく、両町にとっての人と文化をつなぐかけ橋となるような、発展

できる事業となるように望んでおりますので、鋭意事業のほうについては改善を重ねながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今の質問の中では、子供たちの交流についての発展というふうに捉えていただいたかもしれませんが、それ以外にも、町同士としての発展、こういうのもぜひ今後は考えていただきたいなど。発展的交流ということ、また、人と文化のかけ橋というお言葉を今いただきましたので、子供たちの交流、これをきっかけに町同士の様々な交流も期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

（4）来年度の小、中学校の教員確保についてどのように考え、どのように働きかけるのかというところでございますが、これは今年の春、中学校から保護者宛てに、教員不足のため当分管理職等により不足を補う旨の便りが来たことがきっかけで、6月の定例会にて質問させていただいた件に関連するものであります。

そのときに教育長から、以前から全国的に続く教員不足の実態と教員確保のために退職した元教師に声をかけるなど、方々に手は尽くしているという話を伺いました。また、最終的に教員の配置を決めるのは県であるということから、自分たちにできることは限られているというお話も伺いました。何とも嘆かわしい現状なのだなというふうに私は思いました。ただ、来年こそは教員不足にならないようにしていただきたいのです。かわいそうなのは子供たちであります。教育長や校長先生方がご苦労されていることは分かっておりますけれども、今年度のようなことにならないように、教員確保のためにどう考え、どう働きかけているのかお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員が今お話しになったとおりでございます。教職員の配置につきましては、県教育委員会が配置についての全責任を負っております。小中学校におきましては、学級数や児童数、その規模によりまして標準学級数に応じた教職員定数ということで教職員の定数が定められておりまして、その配置は、繰り返しになりますが県の教育委員会が行っているところです。

ただ、これも議員のお話にあったとおり、教職員につきましては、全国的に成り手不足が深刻な状況になっておりまして、それぞれの県ごとに採用試験を前倒しにしたり、いろいろな条件を緩和して受けやすくしたり、現場の学校の働き方の改革を進めて残業時間を減らし

たり等、それぞれ工夫を凝らしながら教職員の確保に取り組んでいるところではあります。

福島県におきましても同様の取組を行うとともに、ペーパーティーチャー、免許証を持っている方で実際に教員をやっていない方への相談会を定期的の実施したり、採用試験の改善、今年度からは大学3年生も受験可にしたりといったような工夫を凝らしまして、何としても教員の成り手を確保しようということで頑張っております。

ただ、議員のお話のとおり、今年度、鏡石中におきましては、1名定数の不足がございまして、それがなかなか改善できないということで、ここに至っております。

次年度につきましては、定数減とならないように、かなり早い段階から県教育委員会の出先機関である県中教育委員事務所に対して要望しているところです。

このような教員数が不足しますと、子供たちの学習面、生活面において、きめ細やかな指導ができないだけでなく、不足する教員をカバーするために、その学校の教職員が負担増となり、心身ともに健康な状態が保てなくなるといったことも心配されますし、何より子供たちの学びの質が低下してしまうという心配もございます。そうならないように、鏡石町の3つの小中学校において、次年度は定数減とならないよう、引き続き県教委に対しましては強く要望してまいります。また、具体的に明日も所長と面談しますので、その中でも強く要望していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、教育長がおっしゃったとおり、厳しい現状であるということでございまして、それは重々承知しております。しかし、私たちは教育委員会に頼るほかありません。どうか子供たちのため、また、今のお話だと、先生方も大変ご苦労があるということでございます。子供たち、先生方のためにも、どうかよろしく願いいたします。

次に、2、町議会定例会傍聴についてであります。

（1）議場へ入れなかった方々の傍聴の場所を、役場入り口正面以外で考えられないかというところでございます。

私も以前、役場入り口正面で議会を傍聴したことがありますが、なかなか落ち着いて傍聴できる感じではありませんでした。また、長い時間いられる感じでもありませんでした。入り口付近ということで、当然役場に來られる方の出入りがあります。そばを誰かが通れば気になりますし、そんな方々に見られているような気がして、人の目も気になります。これではなかなか落ち着いて傍聴はできません。

ただ、役場に入ってすぐモニターを通し議会の様子を見られることは、町民が議会への関心を持つきっかけになるだろうと思っておりますし、また、気軽に議会を見られるという点におい

ては、よいことだとは思っております。

別の場所は考えられないのか。これは私ばかりではなくて、町民からの意見でもあります。私は数名の方から同じような意見を直接聞いております。議会に関心のある方々からの貴重な意見と考えたとき、ぜひほかの場所も提供してほしいのですが、それを考えられますか、お聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

役場庁舎入り口以外で現在傍聴可能な場所については、同じ玄関ホールにある相談室が可能と思われまます。

なお、相談室にて傍聴するには、新たな設備を必要とすることや、相談室を設置した目的であるプライバシーに対応した町民相談体制に影響を及ぼさないよう配慮する必要があるとは考えてございますが、候補となると相談室があるのかなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） この傍聴場所としては、庁舎内でなければならないのでしょうか。例えば、ほがらかん、新たにつくりまして、あそこは広大なスペースがありますので、そこでパブリックみたいなものを考えて、そういうところでの傍聴というのも考えられればなというふうに私なんかは思うんですが、そのような点でほかの場所というのは考えられないのでしょうか、再質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

議会のほうといたしましても、ネット配信ですとか、そういうふうに行く行くはなっていくのかなと思われまますので、行く行くはほかの場所でもどなたでも視聴ができるような、そういう体制、設備を整えるということも、今後検討する必要があるのではないかと考えまます。以上でございます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 検討が必要であると思っただけなのであれば、ぜひ検討していただいて、ほかの場所でも議会を視聴できる環境をつくっていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

3、ふるさと納税返礼品についてであります。

(1) 八芳園に、鏡石町の果物や食材を使ったふるさと納税返礼品の開発、商品化を依頼してはどうかというところがございます。

町と八芳園は、これまで町特産のフルーツをPRするため様々な取組を行っている。東京での試食会や販売会には多くの人が集まり盛況であったと以前伺いました。また、町内においては、今年、鏡石を味わうカフェを開催、期間限定であります。また、駅前、鳥見山公園駐車場にて、八芳園のパティシエが町のフルーツを使って開発したクレープとレモネードを販売しております。昨日の町長説明の中で、販売したクレープとレモネードは予定数を増やしてなお連日売り切れとなる想定以上の結果となったとおっしゃってございました。

私は、八芳園とのこのような取組をもっと増やしてほしいと思っております。さらに言えば、期間限定ではなく、常時販売、提供できるようにしてほしいと思っております。そうなれば、町の大きな特徴、強みの一つになると思います。

八芳園は全国区の知名度があるわけですから、それを存分に生かしてほしいと思います。その一つとして、町のふるさと納税返礼品の開発、商品化をお願いしたらよいのではないかと考えましたが、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、八芳園は高いブランド力を持ちまして全国展開をしている大きな企業でございます。町は、この八芳園と包括的連携協定を結んでおりまして、今までも鏡石町の農産物のPRのための商品開発を何度か行っております。

これまで、鏡石町の農産物を使った商品として、例えば議員のおっしゃるように、鏡石産のいちごを利用した「いちごバター」や、町が直接は関わってはおりませんが、岩瀬農業高校産のコシヒカリを使った「無添加糎あまざけ」など何品か開発をしているという形で、こちらはふるさと納税の返礼品の一つとして今も活用しているという形でございます。

一方で、議員のおっしゃるように、ふるさと納税の返礼品として特化して新たな特産品を開発するといった場合、その費用については、返礼品の経費として加算されるおそれがありますので、国の返礼品の基準に合致しなくなる可能性もちょっと怖いところがございます。

そのため、これまで同様、八芳園の技術や知名度を生かした町の特産品のPRのための商品開発を進めながら、その中で、返礼品としてふさわしいものにつきましては取り扱っていただいている、返礼品の一部として活用していきたいというふうにご検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） そのような仕組みがあるのを私は知りませんでしたので、であれば、今課長が言ったようなやり方で、その商品を返礼品として扱うか、そのような方向でやっていただきたいというふうに思っております。ぜひ実現してほしいと思っております。

さらに付して言えば、これも昨日の町長説明の中で、ふくしまデスティネーションキャンペーンや米・食味コンクール国際大会の開催を一大契機と捉え、交流人口、観覧者数を増やしたいとの旨をおっしゃっておりました。その実現に向けての一つとしても、やはり新たに町の特産を生かした商品を準備していくことにこしたことはないと思っております。今後、八芳園との新たな取組に期待しております。

次に移ります。

4、町の防犯について。少し前から「闇バイト」という言葉が出てきて、それによる犯罪が全国で増えてきております。地方でも被害は出ており、その犯行は強引で残忍であります。町内の独り暮らしや年配の夫婦の家など特に狙われやすいのではないかと心配であります。

ここで伺います。（1）地方においても闇バイトによる犯罪が増えている。町では被害に遭わないように事前に対策を考える必要があると思うが、具体的な対策はあるかというところでございます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

県内においても、アルバイトを装い、特殊詐欺の受け子や出し子、強盗など様々な犯罪に利用される闇バイトと呼ばれる凶悪な事件が相次いで発生していることは認識しております。

須賀川警察署管内では、闇バイトと言われるような犯罪はまだ発生しておりませんが、須賀川警察署では中学生・高校生に対して防犯教室を実施し、犯罪防止を呼びかけております。

犯罪の被害に遭わないためには、怪しい人物の訪問や電話には対応しないこと、不審な出来事があったら迷わず警察に通報することが大切だと考えております。

町においても、闇バイトによる犯罪の被害を事前に防止するための対策として、町防犯協会、町地域安全推進協議会、須賀川警察署などと連携して、防犯パトロール活動や広報活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） いろいろな団体と協働して、パトロール、また広報によるもので防いでいきたいというお話だと思いますけれども、これも昨日の町長説明の中にあったところです。



けれども、公助・自助・共助の3つの連携・協働、この言葉は大きな災害発生時に被害を最小限に抑えるために必要であり、重要であるとのことでしたが、これは概ね防犯にも当てはめることができるのではないかと私は思いました。

大切なのは、その闇バイトに加担しない、これも一つ重要です。また、そのターゲットにされないということも大切だと思っております。町民の安心・安全のためには、地域、町、その全ての皆さんの意識共有が必要であるのかなというふうにも思っておりますので、まずは町からそのような発信もぜひお願いしたいと思っておりますけれども、パトロール、広報以外にも、そのような地域との連携というのも図っていただきたいと思っておりますが、そこについてどうお考えでしょうか、再質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員おっしゃるとおり、まさしくこの一連の闇バイトでありますとか、こういう犯罪を防ぐためには、県や町のような行政のみではなく、地域でもやはり見守る姿勢であるとか、あと個人の自覚を促す、そういうことが非常に大事だと思います。公助・共助・自助、やはり連携しながら犯罪を防ぐ運動をこれからもしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ぜひ町民の安心・安全のためにいろいろなことを考えて、闇バイトばかりではありませんけれども、様々な犯罪から町民を守れるように、町としてもいろいろなことを町民に知らしめていただきたいと思っております。

今回の質問は以上となります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正麿議員の一般質問はこれまでといたします。

---

### ◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

議事運営の都合により、本日の一般質問はこれまでとし、明日12月13日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、12月13日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時44分

第 3 号

## 令和6年第6回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和6年12月13日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼出納室長	佐 藤 喜 伸	選挙管理委員会委員長	草 野 孝 重
農業委員会会長職務代理者	円 谷 一 男		

---

#### 事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 初めに、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 皆様、おはようございます。

6番、町島洋一、これから通告に基づいてお話しさせていただきますが、その前に一言、先日読んだ本の中で、リーダーシップについてという本がありまして、そこで一言、前置きとして述べさせていただきたいと思います。

リーダーシップとは、聞く力、示す力、気づく力の3つ能力を持たなければならない。これ、著者は覚えていなかったんですけども、「部下への思いを聞く、部下への意思、意見を認識する、異状に気づく、そしてまた、リーダーとしては職場にぎりぎりの時間内に出勤することも好ましくない」と書いてありました。

私が以前いた職場でのことですが、リーダーも含め遅刻が当たり前が蔓延していたことがありました。

その中で、毎朝早い時間、それほど早くないですけども、私と同じような時間に出勤する女性の方と話をいつもして、いろんなことを話すこととして、その方が前いた職場、前いたその職場は言わないですけども、町のあるところなんですけれども、その人からの上司からの教えとして、忘れ物をして戻れるだけの時間に出勤しなさいと。もちろんそれは、この方は町の北側のほうの人なんですけれども、遠くから来ている人はそうはいかないと思うんですけども、それを守っているとおっしゃいました。

もちろん近いから、それはそこでいいんでしょうけれども、やっぱり遠くから通勤してい

る方はそれはできないかもしれませんが、そこでなるほどなと思って、その方の言葉を今でも覚えています。

ここで、先日、田中角栄氏の本をひもといてみたところ、田中角栄語録というのがありまして、そこでちょっと2つほど、「心せよ、一流の（本当に頭のよい）人物はひけらかすことがない」、もう一つ「人を叱るときはサシでやれ。褒めるときは人前でやることだ」と書いてありまして、そしてその後に「短気を起こして得した人はいないし、評価が下がる。これは肝に銘じておけ」というふうなことをその本には書いてありました。私もそのことを心して、短気を起こさないようにしたいと思います。

さて、通告による一般質問に移らせてもらいます。

町職員の早期退職についてであります。 （1）に入る前に、まずほとんどの人が、いや、全員がおのおの志を持ってこの町の役場に入っていることと思います。

もちろん、この後の通告に入ってくることですけれども、本人の自己都合という言葉に尽きるかもしれないが、（1）に入ります。最近、年度途中での早期退職が続き、少なからず業務に支障を来していると私は考えますが、過去5年以内に何名の早期退職が存在したのか、また、それらに関する要因として、町は何か把握し対策を検討しているかを問います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和元年から過去5年における定年退職前の早期退職者の数でございますが、令和3年度に2名、令和4年度に2名、令和6年度2名、合計6名となっております。早期退職者の要因としましては、まずは転職、職場の適応、また病気など、個々の事情や考えによるものと考えております。

町としましては、仕事のやりがいのため目標や達成を毎年度評価する、また、仕事を個人ではなくチームで取り組む、休暇制度の拡充、ハラスメント対策、民間を踏まえた給料改定などの労働環境の改善に努め、魅力ある職場づくりに取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。この人数が同規模の役所関係で多いか少ないかは分からないんですけれども、今のような努力をさせてもらえれば、隗より改めよという感じになると思いますので、よろしくお願いします。

次に、2番の(1)にいけます。昨年、県内の学校で把握されたいじめの件数、いじめの数、件数ですかね、おおよそ県内で、先月ですか、発表があつて、7,000件弱でしたか、報告がありますが、町内の小中学校で確認されていないのかを問います。お願いします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長(渡部修一) おはようございます。

ただいまの6番議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

いじめ認知につきましては、受けた側がそう感じればいじめであるという、そういう規定になってから全国的にどっと増えているというのは議員もご承知のとおりでございます。

それによりますと、いじめというのは、相手に何らかの精神的・身体的な苦痛やストレス、心身疲労を与えるハラスメント行為、犯罪行為のことでありまして、これに該当する事案が、議員おっしゃるとおり、県内においては昨年7,000件と報道があつたところでございます。

鏡石町の3つの学校の件でございますが、昨年度、いじめとして報告された事案は22件ございました。内容としましては、からかわれた、悪口を言われた、仲間外れにされた、無視されたといったものが主なものでございます。

これらの事案につきましては、今、小中学校とも定期的にそういった調査をしておりますので、それで上がってきた事件あるいは教師が発見した事案等ございまして、それについては、加害者、被害者と学校で状況を確認いたしまして、謝罪等を行って、両者が納得して解決に至っております。その後、状況が悪化したり不登校へつながってしまったりということはございません。両者が納得してその後の生活に立ち向かえるように、よくよく事情を確かめて、丁寧に、拙速で形式的な解決にならないように、それぞれの学校で努めておりますので、今のところそのような形で進んでおりまして、いじめから不登校につながるような、そういったことも起きておりません。

今後も、子供たちが学校が楽しいと思えるように指導して、それぞれの学校においていじめ防止に取り組んでいくようにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、町島議員。

[6番 町島洋一 登壇]

○6番(町島洋一) ありがとうございます。

次の(2)にいけます。小中学校での不登校の人数とその対処を、たしか以前にもその数字は出て、発表してもらった覚えはあるんですけども、その後の増減なり、なぜ同じような質問をしたかといいますと、先日、中学校周り、中学校近くを通ったときに、中学生と思われる人間がああグラウンドの近辺にいたもので、話しかけはしなかったんですけども、



ちょっとそういうふうな感じで、元気そうなのか、見た目、車で通っただけなんですけれども、そのようなことを見かけたもので、どのように推移しているのかということでお答え願いたいと思います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校の不登校の人数としましては、前回7月のことで答えたわけですがけれども、10月末現時点では、一小が12名、二小はゼロでありまして、中学校が18名となっております、昨年度より増加しております。

不登校の内容ですけれども、いじめ等による不登校はもちろんありませんで、登校不安、学業不振、家庭内での問題、交友関係といったものが主なものになっております。

不登校の対処としましては、それぞれ担任の家庭訪問を前提にしまして、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者との家庭訪問や面談、また、登校支援をいろいろな形で進めておりまして、学校ではスクールカウンセラーも中学校を拠点として、生徒へのカウンセリングも行っています。

また、学校に登校できない児童生徒に対しましては、学習保障の場や居場所としまして適応指導教室を運営しておりますので、学校復帰に向けて、関係機関と連携を図りながら、児童生徒に寄り添った支援を行っているところです。

なお、中学校につきましては、若干、通常の時間に来られずに遅れて登校しているような子供もおりまして、そういう子供は別室や保健室で学習しているところです。

もちろん、不登校になってからの対応ではなくて、不登校にならないように対応することが重要ですので、学校全体の共通理解・意識として、出欠席の状況や保健室の利用状況、家庭状況等を丁寧に確認しながら、不登校の未然防止にも努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

続いて3番、鏡石町構造改善センターについて幾つか質問させていただきたいと思います。

(1)に入る前ですがけれども、私はあそこの施設に約30年お世話になっていまして、いろんな変遷を目の当たりにしております。これから質問事項になる場所の移動も含めてですがけれども、今現在感じていることを、(1)に入る前にちょっと述べさせていただきます。

数や種類が少ないために、利用人数によって時間内に終われないことがあり、出直したりする場合があります、それで時間に限りがあるけれども、そこを何とかできないかと。

それは（１）に当たるわけですがけれども、何年もあそこに行っていて見ていると、いい面だなと感じるのは、もちろん運動もそうなんですけれども、年配の方々、いつも定期的にいらっしゃる、担当者は名前とか分かると思うんですけれども、名前書くので。その人たちがあそこを、運動しながら社交の場になっていると、すごくいい光景だと、ずっと見ていまして、ずっとおしゃべりをしながら体を動かしながら、世間話をずっと１時間しゃべっているみたいなんていうことを、それがすごくほほ笑ましいと思います。

（１）にいけます。今も申しましたけれども、運動器具の数や種類の少なさにより不便を解消するに当たり、１回当たりの料金体制にしてもらえないかを問います。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） ６番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センターのトレーニングルームの使用料につきましては、ご存じのとおり町の条例によりまして、ほかの体育施設と同様に１時間単位となっております。

この使用料につきまして、１時間から１回当たりの使用料とする場合には、やはり他の体育施設との整合性、また、１時間100円となっておりますこの金額設定につきましても検討が必要になるといったこともございますので、現時点では大変難しいかなというふうに考えてございます。

近隣の市町村の同様の施設の使用料などを見ますと、天栄村の健康保健センターのトレーニングルームにつきましては、１回当たり200円というふうな使用料にはなっております。須賀川市、玉川村の体育施設にありますトレーニングルームでは、１時間当たりということで200円の使用料となっております。県内の他市町村の状況などもちょっと見させていただきましたが、時間単位といったところがちょっと多かったかなというふうに感じてございます。

今ほどお話がありましたそのトレーニングルームの運動器具につきましては、議員もおっしゃるとおり平成28年ということで、現在の設置場所の移動に合わせまして、その運動器具の老朽化などによりまして更新も行いました。全てを更新することが難しかったというところもありまして、その運動器具につきましては、数なども減っております。

そういった経緯などもございますので、今後につきましても、そのトレーニングルームの不便さなどが改善できるような方法などは検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ６番、町島議員。

〔６番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。善処していただきたいと。

懸念されることとしては、あそこに、例えば何時間も用もないのにいるんじゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、皮肉の意味じゃなくて、あの施設に運動で何時間もいるということはあまり考えられないと思うので、それも含めていいほうに進めてもらえればと思います。

次、（2）にいけます。前にもこれは質問したと思うんですけども、これは我が町だけではなく、健康寿命を延ばす意味合いからも、常時使用可能、要するに健康センターでやっている運動教室というのは、単発で時間に、もちろん回数もありますけれども、改善センターは常時使用可能、常時というか、もちろん時間はありますけれども、利用者への増加を含めた意味合いで、やっぱりさっきの話にもなってくるんですけども、利用者増加を検討して方策を考えたことがあるか、または検討すべきではないかということで質問いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

構造改善センターの利用者の増加に向けましては、構造改善センターを知ってもらえるよう、町のホームページにおいて施設の周知を行いながら、管内の照明のLED化や空調設備の改修、またアリーナの部分改修などを計画的に行っており、利用者が快適に利用できるような環境整備に努めているところでございます。

利用者につきましては、ほぼ固定されているような状況などもございますので、議員がおっしゃるような健康寿命が延ばせるようにというふうなところで、先ほども答弁をさせていただきましたが、トレーニングルームなどの改善も含めまして、この構造改善センターが多くの方々に利用されるような施設となるよう、方策等を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

それに関連した（3）の質問になるんですけども、さっき述べていられた、平成28年からあの場所に移ったということで、この質問はもうほぼ解決はしていることではあるんですけども、チャンスがあれば、機会があれば、近くに健康センターができましたので、健康センターに運動する場所がないということの代わりではないんですけども、歩いていける距離のところにある改善センターを、やっぱり前と同じような要望になってしまうんですけども、それも時期を見て検討していただければと思うんですけども、今すぐにお願いし

ますということは、いろんな事情があるんでしょうけれども、やっぱりほかの団体も使っていて、私は今の軽運動場に運動器具があるときを知っているだけに、それが何で移ったのかも含めて疑問点を持っているわけですね。

だから、あそこどんな不都合があったか、少しは耳には入っているんですけども、その辺を機会を見て、また、今の器具が置いてあるところをもう少し開放的な場所に移ってもらえるような方策も含めて検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。それで、ちょっと返答をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターと構造改善センター、確かに近い場所にございますので、そういったところで、何か健康事業などが開催できるような方法につきましては、関係課とも協議しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、そのトレーニングルームにつきましても、こちらのほうについても何らかの改善というところにつきましては、当然考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ご丁寧な返答、ありがとうございます。善処していただきたいと思っております。私の質問をこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美） 次に、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 早速質問させていただきます。

1番、外国人に対する窓口対応について。

（1）現在、町には外国人86名（13か国）が住んでいるようですが、窓口の言語対応は十分にできているのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） おはようございます。

7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町には13か国、86人の方が住民基本台帳に登録されております。多い順に申し上げますと、ベトナム24人、フィリピン16人、インドネシア11人で、この3か国で全体の約6割を占めております。そのほか、韓国とネパールがそれぞれ7人、中国が5人、そのほか7か国は3名以下となっております。

言語につきましては、国により異なりますので、ただいま申し上げました多い順に申し上げますと、ベトナムがベトナム語、フィリピンがタガログ語、インドネシアがインドネシア語での言語対応となります。

外国人の方につきましては、日本に來られ日常生活等に不慣れなことがたくさんありますので、窓口での手続をされる場合、関係する方、例えば企業や派遣会社の方などが一緒に來庁されております。

そのようなことから、窓口での事務手続はその方を介して対応しておりますので、現在のところ苦情や要望等はありませんので、対応はできていると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

先日、窓口対応のところをちょこっと見たんですけれども、何かおぼつかないような対応だったみたいなので、この質問を出させてもらいました。

次、②翻訳機はあるのか、また何台あるのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在のところ、外国人に対する窓口対応で翻訳機を使用する事例はなく、所有している翻訳機はございません。

なお、窓口対応の際、必要性が生じた場合は、所有しておりますiPadの翻訳機能を利用し、対応することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

iPadということでお答えをもらったんですが、仙台にコールセンターというものもある

と思います。そこに直接やったほうが早いんじゃないかなという気はしますが、その辺はいかがですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

翻訳につきまして、それぞれの業務につきましてコールセンターというものがございます。そちらにつきまして、例えばですが年金等につきましてもございますが、言語対応が11か国語、それで時間等につきましても、受付時間も常時やっているわけではなく、予約制ということでもありますので、常時そのようなことで対応できているのであれば、そちらも大丈夫かと思うんですが、その辺もございますので、基本的には私どもの窓口のほうで対応していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 窓口対応で十分こなしてもらえれば、それはそれで結構ですので、よろしくをお願いします。

次に、③これからまだ他国の人が当町に住みたいと考えている人々がいると思われませんが、窓口で外国語に十分対応する体制を取る予定はあるのかお聞かせください。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の住民基本台帳には13か国の方が登録されており、言語数で申し上げますと11か国語となります。それらの言語数に対応するための窓口体制を取るのには厳しいというふうに思っております。

今後、外国人の方が大幅に増加した場合は、窓口の人的対応ではなく、導入費用等を考慮し、i P a dの増台や翻訳機またはスマートフォンアプリの導入などでの対応を考えていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

④に移ります。外国語の簡単なマニュアル作成をしてはどうかということをお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

窓口での手続きにつきましては、外国人それぞれ手続の違いがあります。また、法律改正等があった場合は、その都度マニュアルを作成し直さなければなりません。費用対効果や、臨機応変に対応できるものとし、マニュアルよりiPadや翻訳機、またはスマートフォンアプリなどの電子機器で対応したほうが効率的と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。その辺でよろしく願いいたします。

次、2番に移ります。内水氾濫について。

（1）最近急にゲリラ雷雨（線状降水帯）が発生する可能性が大いにあると思いますが、町のハザードマップに記載している以外に何か所くらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

最近、局地的に短時間で降る激しいゲリラ豪雨や、令和5年9月には、台風の影響により県内で初めて線状降水帯が観測され、僅か1日で9月の平均雨量に匹敵する大雨が発生しております。

町では、内水氾濫が起こり得る場所について把握している箇所数は、主に防災ハザードマップに表示してある11か所です。雨の降雨強度によって、冠水頻度は場所によって異なりますが、特に近年の宅地開発が進んでいる市街地で、地形的な要因により道路排水の流末部が冠水しやすい状況になっております。

今般、短時間でのゲリラ豪雨が多いことから、道路に冠水した雨水が宅地の床下まで入り込むことはまれであり、雨が弱まれば道路上で冠水が収まる状況ではありますが、交通に支障がある場合は、場所によっては通行止め等の交通規制措置で対応している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 今、ハザードマップにある箇所くらいしか分からないということではないのかな。私は歩いたところで、そのほか二、三か所あったんですが、排水面のU字溝か

らあふれ出て、ちょっとある住宅の入り口の土手がちょっと危ないということもありましたので、もう少し緻密な対応をお願いしたいということでもあります。

①の答えを今いただいちゃったんですが、その何か所あるかというのはまだ把握していないと思うんですが、それはまだ全然把握していないのかなと。私もハザードマップ持って歩いてはみたんですが、ちょっと先ほどとかぶるかもしれませんが、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今、町のほうで作成しましたハザードマップにつきましては11か所ということでございます。また、これにつきましては、日々新たな状況、状況変わるものでございます。ですので、新たな危険箇所というのが、その雨ごとに出てくるということは十分考えられますので、このほか、非常に冠水の危険性がある箇所というのは地形的にもある程度把握はできると思いますので、新たな次のハザードマップ等につきまして、把握したところを表示できるように、日々これらの観測をしていきたいというふうには考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 内水氾濫というのは、急にゲリラ豪雨が降るかとなった場合が多いので、その時点で、町の職員の人に現場に行ってこいというのは酷かもしれませんが、それでないと把握できないと思うんです。ですから、大変でもその辺の巡回、よろしくをお願いします。

②内水氾濫が起り得るそれぞれの場所では、これからどんな対応を取るのかお聞かせください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、雨水対策のため公共下水道全体計画を策定しております。計画では、町全体の地形に合わせた排水区域を設定し、用途地域も踏まえた流量計算により、雨水排除について計画をしているところでございます。

現在、計画全ての管渠整備は完了しておりませんので、近年の内水状況を踏まえた上で、下水道管理者と道路管理者が連携しながら、優先的に整備すべき場所を選定しながら雨水対策について進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。



[7番 稲田和朝 登壇]

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。なるべく早い対応をお願いして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（角田真美） 7番、稲田和朝議員の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

[8番 込山靖子 登壇]

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子、通算7回目の一般質問をします。

私のモットーは、主婦目線、母親目線という、ごく普通の生活者としての立場で、行政に対して声を届けることでございます。

一方で、地方自治の使命とは何でしょうか。住民の生命や財産を守り、福祉の向上と安全で平和な暮らしが維持でき、誰一人取り残されない幸せな社会をつくっていくことと認識しています。

SDGsの理念である誰一人取り残されない社会とは、社会的に弱い立場の人の側になって考え寄り添っていくこと、誰も見捨てないということ、また、助けが必要な人に救いの手を差し伸べ、支えることだと思います。

しかしながら、昨今の物価高騰化、少子高齢化、DX化、空き家問題、遊水地問題など、我が町政の課題は年々増加し、困難な時代に突入していると思わざるを得ません。

また、町民の暮らしは、物価高騰化に加え、国の増税政策など、日々厳しいものになってきていると実感しています。

鏡石町憲章の一つ、「みんなで励まし合って幸せな町にしましょう」という言葉は、私の心の支えになっています。子育てや介護など、日々の暮らしを守るために頑張っている主婦、母親代表として質問をさせていただきます。

9月の定例会におきまして、一般会計補正予算が採決され、私は反対しましたが多数決により議決されました。今でも疑問視している立場ですので、幾つか質問をします。

中学校グラウンドベンチについて。

(1) 今年度や来年度以降にかけて、中学校プール解体工事や駐輪場設置工事など、大規模な工事計画が町のほうでは以前から予想されていたにもかかわらず、グラウンドベンチ設置を優先したのはなぜですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校におきましては、学校施設の老朽化への対応、また学校教育環境の整備充実ということで、議員がおっしゃるように、今、今年度では学校プールの解体工事、また野球用ベンチの増設工事を実施しており、次年度以降につきましても、駐輪場の整備工事等も検討しているような状況でございます。

中学校のグラウンドにあります野球用のベンチにつきましては、平成11年に整備をしたものになりますが、現状ではベンチが不足しており、U字溝で代用している状況にあることから、既存のベンチの老朽化も進んでおりますので、学校からの要望によりまして、ベンチの増設と老朽化している既存のベンチの修繕を実施するものでございます。

生徒が安心して部活動などの屋外教育活動に取り組めるよう優先して行っているものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 昨年の12月補正予算で突然出されたバックネット裏の屋根つきベンチ、総工費約700万円、そして今年もまた9月補正予算で突然出された屋根つきベンチ443万円、両方とも貴重な自主財源から支出されています。

昨年度は中学校体育館雨漏り工事と、グラウンド屋根つきベンチ工事の2つの工事で1,200万円以上もかかり、令和3年度や令和4年度に比べると、昨年度の中学校管理費は、委託料や工事請負費が増大しています。

今年度もさらに前年を上回るほどの工事請負費の補正予算が発生しています。そして今年度、中学校費の当初予算は約6,800万円でしたが、これらの補正予算によって、現在1億171万6,000円になり、1.5倍になっています。そのうち、今年度の工事請負費だけで中学校費全体の何と22%を占めて2,200万円です。

これを比較しても分かるように、中学校費の中で工事請負費が占める割合は年々大きくなっています。貴重な中学校教育費の中で、工事請負費が大きく占めてきています。今年度、中学校教育振興費は全体の僅か25%しかありません。その教育振興費も、人件費や消耗費やG I G Aスクール関係などがほとんどで、本当に子供たちのための教育に生きた予算が使われているのか、疑問に思うところです。

以前、教育長がおっしゃっていた、子供たちにやってあげたいことはいっぱいあるけれどもお金がないんです、その言葉を私は忘れることができません。それなのに、貴重な自主財源からベンチ工事費700万円や、440万円という大金が突然補正予算計上され、ベンチをつ

くることができるというのは不思議で仕方ありません。

多感な思春期の中学時代、人間形成の大事な時期に生の体験や経験をさせ、豊かな心を育み、健やかに成長してほしいと願うのは、世の母親共通の切なる思いです。ハード面ばかりにお金をかけるのではなく、教育内容全体の充実を図るのも大事なことなのではないでしょうか。

(2) そこで質問です。昨年度も中学校の学校管理費は委託料や工事請負費が増大していて、今年度もさらに前年を上回るほどの補正予算が発生しています。その中でも工事請負費の補正予算は突出して大きくなっていますが、なぜでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の学校管理費の工事請負費につきましては、昨年度の決算額では、体育館の雨漏り修繕工事、またグラウンドの屋根つきベンチ工事ということで約1,200万円となっております。

今年度の現時点での予算額となりますと約2,200万というふうなことで、確かに昨年度と比べ増額となっておりますが、こちらにつきましては、議員もおっしゃるとおり9月の補正予算において、学校プールの解体工事で約1,800万円、野球用のベンチの増設工事等へ約400万円を計上したのになりますので、こういった工事の内容から、昨年度より予算額が増額となっているものの内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 去年と今年にかけて、工事請負額というのが1,000万単位で増えているんですよ。それまで令和3年度とか令和4年度というのは、工事請負費というものはあまり発生していないんですね。

ただ、雨漏り工事とかそういうふうな不意に突然起きることとか、いろいろそういうものもありますが、大きな工事というのは、前もって予想して立てていることだとは思いますが、ただ、ここに来て去年も今年もその1,000万ごとに急激に増えている。その中で、グラウンドベンチというの、優先事項としてそこまで必要性があったのかというのは疑問なんです。それは私の疑問です。

(3) その屋根つきグラウンドベンチは具体的にどのようなものをつくるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の野球用ベンチの増設工事につきましては、既存のベンチと同じように、屋根つきのベンチをU字溝が設置してあります一塁と三塁側、それぞれ1基ずつ増設しまして、既存のベンチにつきましては経年劣化がございますので、屋根にさびや腐食箇所がございます。こちらのほうの再塗装を行うなどの今後も使用できるような修繕も同時に行うものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今でも屋根つきベンチに十分、10人ぐらいは座れる結構大きなベンチになっております。だから、そこにまた増設するというのも不思議で、今既に設置されているのも老朽化しているということで、それも改修するという話なんですけれども、それは私、今初めて聞きました。だからそういった意味で、知らないうちにいろんなところにお金がかかっているというのを私は今日改めて知りました。

具体的にと今聞きましたけれども、コンクリートを使ってコンクリート基礎を造って、屋根つきベンチをつくるという話を前にお聞きしたことがあります。私も一般質問するに当たって、担当者の方にはお聞きして調査はしておりますので、そのことから、コンクリート基礎工事のベンチをつくるという話は聞いていました。

しかし、ある設計士の方は、学校グラウンドの防球ネットのすぐ裏にベンチがある学校なんてない。屋根つきベンチをグラウンドにつくると、ボールが屋根に当たり破損するおそれがある。学校グラウンドは様々な競技に用いるため、コンクリートやベンチをつくと邪魔になる。こんな設計、誰が考えたのだろうと言っていました。

私は近隣の中学校10校のグラウンドを見学してきましたが、グラウンドの中に屋根つきベンチをつくっているところはありませんでした。唯一、白河中央中学校だけは、一塁側と三塁側にトタン屋根のついたスペースと樹木があり、そこにグラウンド用ベンチや折り畳み椅子が置いてありました。置いてあっただけなんです。作りつけではありません。

私行ったときに、たまたま練習試合やっていたまして、父兄の方やコーチの方とかもいましたけれども、別にベンチに座って、バックネットの後ろには折り畳み椅子が置いてあっただけですね。そこだってほとんど座っていない状態で練習試合をやっていました。

重複しますけれども、（4）一塁や三塁にはもう既に10人ほどは座れる屋根つきベンチが設置してあるのに、また増設するのはなぜですか。重複しますが、また改めてお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の野球用の既存のベンチにつきましては、約6メートル弱の幅がございますので、中学生であれば9名程度は座れるかというふうには認識してございますが、野球用の用具などを置いてしまうと座れる人数も当然限りもございます。また、練習試合を行う際には、チームが全員は座れないといったこともございますので、ベンチの代わりにU字溝を置いて代用しているような現状もございますので、このことから、学校からの要望がございまして、新たにベンチを増設するものとしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 先ほど申しあげましたように、私は近隣の中学校10校を見学してきました。どこの中学校でも、EVERNEWという学校体育用品の代表メーカーのグラウンドベンチを数基置いてあります。これは学校体育用品としては主流であり、単価も五、六万円で、ほとんどの学校グラウンドでは当たり前に使われています。岩農さんもそうです。なぜ鏡石町中学校では、あえてU字溝を置いたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の野球用の既存のベンチにつきましては、平成11年に設置したものになりますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、この既存のベンチだけでは不足しているというふうな状況でございますので、そのベンチの脇に、簡易的に設置できるU字溝を置いてベンチとして代用してきたものとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） U字溝を運ぶというのも大変だったと思うんですね。それで、U字溝を置いてあったから、U字溝を代用していたからかわいそうだから今度つくるというふうな話なんですけれども、ほかの中学校や学校関係は当たり前で学校体育用品の代表メーカーが使われているのに、なぜ鏡石町中学校ではそれを1基も、1台も使わなかったのかというのが本当に不思議なんです。それだったら、本当に五、六万で予算取って置けるわけなんです。それこそ機能的にも優れているものですし、一々コンクリート基礎なんて造らなくても十分できます。

（6）9月の補正予算決定から、12月に入っても物価高騰化や資材品薄状態で着工もまま

ならない状態であったのに、貴重な自主財源を使い、なぜそこまで無理してつくる必要があるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の野球のベンチの工事につきましては、事前に資材の調達の状況や納品までの期間を確認してございます。資材につきましては受注生産というふうなところで、発注してから生産するものではございますが、特に品薄状態といったお話は聞いておりませんで、現在、工事も工程どおり順調に進んでいるというふうに認識してございます。

また、その物価高騰でございますが、こちらは当然工事関係ではございません。全てのものが高騰しているというふうな状況ではございますが、子供たちの学校生活が不自由になるといったことはできるだけ避け、安心して楽しい学校生活が送れるよう、学校教育環境の整備充実を図ってまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） この間お聞きしたときには、やはり資材品薄状態で着工もできない状態であったというのを私は聞いたんですけれども、それは聞き間違いだったのかなと今思っているところです。

（7）昨年度、バックネット裏の屋根つきベンチは約700万円かけて設置しました。今年度も屋根つきベンチ2脚、2つに440万円をかけるとなると、合計で約1,140万円になります。なぜ野球部のためだけにそんなにお金を使うのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年度設置いたしましたバックネット裏の野球部ベンチにつきましては、昨今の夏の猛暑、また、天気の不安定な状況等を考慮しまして、授業や部活動などで休憩や雨宿りなど、一時的に待機等ができる場所として設置してございます。

今年度の野球用のベンチにつきましては、先ほどご答弁しましたとおり、ベンチ不足などがあることによりまして設置をしていくものでございますが、当然この2つにつきましては、野球部だけではなく、中学校全体の学校教育環境の整備充実として行っているものになりますので、ご理解いただきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 固定したベンチをつくってしまうと、移動というのができなくなっちゃうわけですよ。野球部以外にも使う予定であれば、移動ができる、さっき言いましたEVERNEWのグラウンドベンチ、運んだりできる専門のグラウンドベンチを置いたほうが、野球部以外にも使える、応用が利くわけなんですよ。だから、そこも私は疑問です。

また、さっき言いましたEVERNEW学校体育用品の代表メーカーのグラウンドベンチは、五、六人座って単価が五、六万なんですよ。だけれども、今回つくるベンチというのは、1脚ですよ、1脚220万円かかるんですよ。だから、U字溝で代用していたのに、いきなり220万円という予算をつけて、そんなにかけるというのがどうしても私は不思議なんですね。それも疑問として置いておきます。

また、中学校グラウンドの隣には、ナイター施設完備の公民館グラウンドがありまして、昨年ここも幾らかのお金をかけて整備しました。また、近くの鳥見山公園にもナイター施設完備の野球場があります。

このように、野球施設は町内に複数あります。野球部にとっては大変恵まれた環境です。町内の施設をもっと有効に使うこともできるのではないのでしょうか。数ある町体育施設を子供たちのスポーツ技術や体力向上のために、学校教育にもぜひ使ってほしいと思います。

なぜならば、練習試合とかそういうときに、周り近所、近くに住宅あったときに、声援とかそういうのでうるさいとか、騒音とか、そういう注意を受ける可能性もありますよ。だけれども、鳥見山公園のあれだけ立派な体育施設で練習試合とかそういうのをやれば、声援かけて声出したり何したりしても、近くの住民に迷惑がかかることはないわけです。

そういった意味で、あれだけ立派な野球施設があるのに、それを使わないというのは、それも不思議なんですね。それも不思議ということで、私の疑問にしておきます。

あと、令和6年度鏡石町教育委員会運営方針の重点事項にある豊かな心、健やかな体の育成のために、どうか様々な取組と内容の濃い、質の高い教育を実践する事業を考えて、ぜひ予算を取っていただきたいと思います。

参考までに、中島村では、コロナ禍前やコロナ禍後、中学校3年生を全員マレーシアに修学旅行させています。また、県内の幾つかの自治体では、海外ホームステイなども体験させる機会を設けています。

私の息子の時代にも、結構様々ないろいろな体験をさせてもらった行事が、今よりはあったように思います。今の子供たちは、ここ数年のコロナ禍や物価高騰によって自粛ムードの中、制約のある環境の影響を受けてしまっています。

また、教員不足により教師の負担が増え、そのしわ寄せが子供たちに来ています。町の宝

であるかけがえのない子供たちに、できるだけ視野の広がる幅広い体験をさせてあげることが大事だと思います。町全体として子供たちの教育に心を配っていく必要があると思います。

次に、マッサージ券について。

正式名称、指定施術所利用券、高齢者はり、きゅう、マッサージ等の施療費助成事業、このマッサージ券配布の事業はいつから始まったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問にあったマッサージ券につきましては、はり、きゅう、マッサージ等の施療を受ける場合における施療費の一部を助成することにより、高齢者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的に、平成12年4月から施行しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで換気のため11時15分まで休議いたします。

休議 午前11時05分

開議 午前11時14分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今ほどのご答弁で、平成12年にスタートしたということでございますが、私、調査したときに、名前が、前は老人はり、きゅう、マッサージ等の施療費助成事業という名前で、平成2年にスタートしたというお話をお聞きしました。これだと1990年の34年前ですね。その名前が変わって、平成12年に老人という言葉から高齢者という言葉になって、高齢者はり、きゅう、マッサージ等の施療費助成事業ということになりました。実質的にはこの事業というのは、34年前から行われていたと私は認識しております。

（2）現在の状況として、マッサージ券を利用する人は対象者の中で何人いますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

要綱に規定されている本事業における助成対象者については、満70歳以上の方、または満65歳以上75歳未満で、後期高齢医療制度の被保険者の方を対象としており、利用資格認定証を受給している人数は、令和6年、本年11月末現在で2,766名となっております。

なお、対象者中、本助成事業を受けるためには利用資格認定の申請が必要であり、申請を



行っている方の人数は676名となっております。そのうち令和6年11月末現在で181人に利用券を交付しており、その中の103の方が実際に利用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今年度の11月末の実績を教えてくださいました。

昨年度の実績として、事前の私の調査によりますと、年間の対象者2,700人で交付者が131人で、実際使った人は83人。1,300枚発行しているうち673枚使われています。これというのは、先ほど認定申請しないと受けられないということですが、対象者2,700人の中で、実際に使った人というのは3%ぐらいしかいないんですね。そしてまた、発行したうちの半分ぐらいしか使われていないわけですよ。

これ、ちょっと分析しましたら、実際に使われた673枚から実際に使った人83人を割ると、1人平均8枚ぐらい使っているという計算になるんですね。だから、使っている人は平均で8枚ぐらいは使っているということなんですよ、83人の人が。だから、使う人は使うんだけど、使わない人は使わないという現状なんです。

去年は扶助費として67万3,000円。つまり、1枚1,000円だから673枚使われているから、67万3,000円というのが扶助費として決算に上げられています。この財源というのは、福島県後期高齢者広域連合補助金で賄われている。先ほどから言っている後期高齢者医療制度による長寿健康増進事業として各町村に配布される補助金です。これは、やはり事前に事業計画というのを出して補助金というのをもらうシステムになっているのかとは思いますが、その辺の詳しいことは分かりませんが、活用次第ではもっと補助金が得られるのではないかと思います。

次に、（3）の過去3年、何枚発行されて何枚利用されていますか。年度ごとに教えてくださいたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

過去3年間の発行枚数と利用枚数については、令和4年度は1,561枚発行し795枚の利用、令和5年度は1,358枚発行し673枚の利用、本年令和6年度につきましては、11月末現在で2,021枚発行し630枚の利用となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今のご答弁によって、利用されている枚数というのは微妙に減ってきている状況でございます。なので、その辺もちょっと考えるところはあるのかとは思いますが。

次の（4）今年9月11日現在で登録されている施術所は17か所あります。鏡石町内に1軒、矢吹町に1軒、玉川村に1軒、須賀川市に14軒です。そのうち、主に一番多く使われている施術所はどこですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。  
福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

はり、きゅう、マッサージ施術所としましては、令和6年9月末現在、議員がおっしゃったように17か所の施術所が指定されています。その中でも、主に鏡石町の町内の添田鍼灸治療院が利用されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 町内には施術所が1軒しかないの、いつも混んでいるそうです。だから、町外の施術所を利用するために、やはり何らかの交通機関とか交通手段がないと行けないわけですよ。

なので、町外の施術所を利用するために、このマッサージ券を利用できるように適用できないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。  
福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

このマッサージ券を利用するための施術者については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定による免許を受けたものと定められており、その条件を満たしている施術院は鏡石町内には現在1か所となっており、一番利用されている現状は承知しております。

なお、本助成事業は、要綱に基づき、はり、きゅう、マッサージ等の施療を受ける場合における施療費の一部を助成することにより、高齢者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的としているものですので、マッサージ券をタクシー券として利用することは、現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 施術料は訪問マッサージの場合には厚労省で定められていて、全国一律ですが、そのほかは施術所によって違います。相場は大体1回4,000円です。マッサージ券は1回に2枚しか使えないので、半分の2,000円は自己持ちです。それに交通費などを含めれば、1回の施術にかなりの自己負担がかかります。なかなか気軽には利用できない状況です。

（6）要綱自体が平成12年、24年前から変わっておらず、時代のニーズに合わないのではないかと考えられます。今後も高齢者は増加していく傾向にありますし、利用したい人ももしかしたら増えていくかもしれません。ただ、現状的に使いたくても使えないというのが本音かもしれません。

他の近隣の町村では温泉券など発行し、高齢者の健康増進に寄与しています。郡山市では、高齢者健康長寿サポート事業として、70歳以上には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサートと健康教室に使える共通券、75歳以上には、それに追加して、バス、タクシーから選んで使える共通利用券が発行されています。配布数も年齢層に分かれて、70歳から74歳までは1枚500円を年10枚が限度、75歳以上は1枚500円を年16枚が限度となっています。様々な用途に使えるので、選択肢が増え、利用しやすくなっています。

町でも、免許返納した方にはタクシー券というものが出されていますけれども、昨日の畑議員の質問によりますと、その利用状況もそんなに、40%かそのくらいということでしたので、様々な用途に使える共通券というものを発行すれば、少しでも高齢者の方が喜んでくれる、そういうふうな使い方ができるので、ぜひその辺を検討して、高齢者の方に喜んでいただける利用券の配布をお願いしたいところです。

（6）そういうのを鑑みまして、鏡石町でも高齢者に喜ばれる事業として改善策を見直すべきだと思います。町として、今後の改善策は考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この鏡石町高齢者はり、きゅう、マッサージ等の施術費助成事業要綱については、平成12年4月から施行し、過去にも、平成17年、平成20年、平成21年にも要綱を改正し、助成事業を利用しやすいように見直しを図ってきた経緯がございます。

本町におけるこのマッサージ券については、助成枚数や1回に利用できる枚数など、近隣の須賀川市や矢吹町よりも優れている点があるものと考えておりますが、町内で1か所しか利用できない施術院の問題など、改善すべき点はあろうかと考えております。

今後については、時代のニーズに即した制度内容となるよう、近隣自治体の制度内容とも比較しつつ、見直しの必要が生じた場合には、その都度改善をしていきたいというふうに考

えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 前向きなご答弁をありがとうございます。私もいつかこの町で本当に年を安心して取っていきたいものですから、やはり先輩方の、今、その高齢者の方に少しでも生きがいのある生活を送っていただきたく思っております。

次に、鳥見山陸上競技場及び管理事務所について。

（1）鳥見山陸上競技場と管理事務所の改修、公認用にかかった総額は幾らでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、鳥見山陸上競技場管理事務所の改修工事、さらには写真判定室の解体工事の設計の合計につきましては、令和6年度末の見込額でございますが、約1億6,460万円となります。

次に、鳥見山陸上競技場トラック改修及び公認に係る経費につきましては、同じく6年度末までの見込額になりますが、約3億3,390万円となります。総額では4億9,850万の総額となります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今の4億9,000万ですね。その中には公認検定用器具等備品も入っているのでしょうか。その金額が入っていないのだったら、その公認検定用器具等の備品の金額を教えていただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの金額には、その公認用の備品の金額も入っております。その金額につきましては、現時点においてというふうなことになりますが、約2,900万円の金額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 鳥見山陸上競技場は、1995年に完成してから29年経過し、当初は第2

種で、その後に第3種公認を受けています。平成17年を最後に非公認として運営していました。その間、何度か部分改修をして長年経費をかけてきています。そのことを含め、維持管理してきた費用を考えると、この陸上競技場には30年間で相当のお金がかかっていると見込まれます。それはほとんど税金です。それだけお金がかかっているにもかかわらず、町民でここを利用したことがある人は一体どれだけいるのでしょうか。私は陸上競技場を使ったことはありません。そういった意味で、この1万2,000人以上いる町民の方で、この陸上競技場を使ったことがある人が一体どれだけいるのか疑問に思うところです。

先ほどの4億9,000万の財源の内訳を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

総額の財源内訳でございますが、まず国庫補助金としまして5,600万、スポーツ振興くじ助成金として1億円、起債としましては2億230万円、牧場の朝スポーツ文化振興基金で1億760万円、一般財源としましては3,260万円となります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その財源の内訳の中で、事業債、町債ですよね。その町債の種類の中もいろいろあると思うんですけども、公共施設等適正管理推進事業債というのが、こういったスポーツ施設とか、そういうものに使われています。

それは詳しくはよく分からないんですけども、この地方債、公共施設等適正管理推進事業債というのも地方債ですから、償還していくという、計画的な償還というのが発生しているかと思えます。それは（4）の質問で詳しくお聞きします。

次に、（3）今後の運営・活用計画には具体的にどのようなものがありますか。年間のイベントスケジュール的なものとか、そういう計画というものはされているのかお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山陸上競技場につきましては、議員もご承知のとおり、日本陸上競技連盟の第4種ライトの公認陸上競技場としまして10月1日から運営してございます。

競技場におきましては、日頃、学校の部活動のほか、県内の中学校の強化練習会、また都道府県対抗の県代表駅伝チームの練習会など、特に土日祝日には多くの方々が利用していただいているような状況でございます。

今後の具体的な活用ということでございますが、イベントスケジュール等は現在のところ決まっておりますが、近隣市町村にはない、こういった公認の陸上競技場となりますので、中学校体育連盟主催の地区大会、また県大会レベルまでの公認大会、福島陸上競技協会などによります各種の公認記録会などの会場として利用できることとなりますので、公認大会等が開催されるよう、関係団体等に対しまして周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、現在行っております管理事務所、メインスタンド等の改修も本年度中には完成いたしますので、新年度の事業としまして陸上競技場のリニューアル記念事業などを計画しながら、新たな陸上競技場をPRしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 傍聴者の皆さんに申し上げます。

ご静粛をお願いいたします。私語は禁止いたします。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、管理事務所が工事中ということもありまして、それが完成してからというのが本格的な活用になっていくかとは思いますが。

ただ、あれだけの施設ですので、有効に使っていただきたいと思うわけですよ。部活動とか強化練習とか、そういうものというのは、使用料というものがどれだけ入るのか分かりませんが、どれだけ使用してどれだけこの陸上競技場の利用頻度が上がっていくか。そこら辺はこれから考えることというか、見通しといたしますか、それは注意していきたいと思っています。

（4）今後の年間の維持管理費と償還金は概算幾らになるのでしょうか。また、採算が取れる見込みはあるのでしょうか。公認は5年ごとの更新契約ですから、5年後にも改修が必要になるというのものもあるかもしれません。そういった意味で、年間維持管理費と償還金が幾らになるのか教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

陸上競技場の維持管理費としましては、体育施設の管理にも人件費、また光熱水費、あとは施設の法定点検費、また芝生管理など経常的経費としますと、年額で約1,720万円程度となるというふうに見込んでございます。

償還金につきましては、まずは昨年度行いましたトラック改修工事でございますが、こちら25年の償還期間の合計としますと、現時点では1億7,300万円程度というふうになりまして、

現在行っております管理事務所の改修工事につきましては、まだ事業費の確定がしておりませんが、こちらも見込額となりますと、その償還期間を合わせました総額につきましては約5,800万程度になるというふうに考えてございます。

採算のお話でございますが、公共施設でございますので、採算性というふうな観点からは、当然採算が合わないものというふうに認識してございますが、町の第6次総合計画の施策の大綱には「スポーツによるまちづくり」を掲げております。陸上競技場をはじめとしました、こういった町内のスポーツ施設は、スポーツの振興だけではなく、町民の健康づくり、また交流人口の促進など、地域の活性化には欠かせない施設というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今ほど、維持管理費に年間1,720万ぐらいかかっていくということです。その償還金というのも25年ということで、それだけかかっていくということです。

だから、この陸上競技場も30年近くになっていますので、改修したとはいえ、今後もあらゆる経済情勢の中でこれを維持していくというのは大変なことになってくるのかなと思っています。なので、少しでも何か促進できるもの、ネーミングライツなどとか、昨日も誰かの一般質問にありましたけれども、郡山とかほかの市町村なんか見てみますと、これだけ大きな施設というのは、官民連携でやっているというところが多いわけですね。だから、町だけで管理していくというのは、本当に大きな負担になっていくのではないかと。プライベート・ファイナンス・イニシアチブ手法というPFIとか、特別目的会社SPCとか、そういった形で、大きなスポーツセンターとかほかの市町村ではやっています。

なので、町としても少しでも何かそういう新しいやり方、そういうものを取り入れて、長くこれからも維持できるような、無理なく維持できるようなやり方というものをぜひ考えていただきたいと思うところです。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

---

#### ◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 9番議員の吉田孝司であります。

私は通算22回目の一般質問ということで、円谷寛議員、9期132回の大記録にはまだまだ

及びませんが、私がずっと言っていますように、一度も休まず、議員である限り一般質問はやっていきたいと。これが議員の仕事だと思ってやってまいりたいというふうに思っております。

一般質問に入っていきたいと思うんですが、一言、今、国政のほうに目を向けますと、石破茂さん、私大好きだったんですけれども、ようやく内閣総理大臣に就任され、そして就任するや否や解散総選挙に打って出て、今や少数与党という大変な憂き目に遭ってしまったと。

しかし、今の状況は野党との協力がなければ何も決められない。すなわち、与党と野党全ての政党が話し合っただけで決める。これはある意味、全ての国民の意思を尊重した国政が行われるよき機会であると思っております。

私は今回、地元の根本拓さんという方を、人物、業績とも立派だと思ったので一生懸命応援して、比例で当選していただきましたけれども、政党関係なく、私は一生懸命やっている方を応援したいと思いますし、そしてまたそのことで国、そしてまた石破さんがおっしゃっているように、地方創生、我々地方自治体が豊かな生活ができるような、安心安全な生活ができることが私たちの願いであるというふうに思っております。

石破さんは、いわゆる田中角栄さんの最後の弟子といいますか、政治の師は田中角栄さんということで、先ほど申し上げたように、石破さんは地方創生、そして均衡ある発展という言葉を使っています。これは田中角栄さんが使っていたことと全く同じことでありまして、田中角栄さんが新潟県出身でありましたけれども、石破さんは鳥取ですか、ご出身ということで、まさしく地方の出の総理大臣。

そしてまた、これまでですと、昔の時代の話をしていいかどうか分かりませんが、明治維新以来は、我が国の首相というのは大体薩長の方々、特に最近では長州の方々が多いということで固まっていた部分があるんですが、東北から原敬に続くような総理大臣が出てほしいとは思っていますけれども、しかしなかなか総理が出られない状況の中で、やや過疎地の多いとされるその鳥取の出身の地方出の方が総理大臣をやっているということは、今この地方創生をしっかりと進めるチャンスであると思っております。間もなくその地方創生の交付金、増額されて、地方のほうにどんどん下りてくるんだと思うんですが、これがチャンスです。

以前にも、前の町長のときにも話をしましたけれども、我が町で地方創生交付金、商工会関係、かんかんてらす関係だったと思うんですが、800万円の申請出したときに、第1回目、蹴っ飛ばされたんですね。通らなかった。私そのときに言いました。何で通らなかったんですかと。地元の国会議員の方々のお力を得たんですか。いや、そういうことはしていない。

今、地方は競争です。今申し上げたように、もう明らかに石破さんの時代になって、地方創生交付金が倍増される。それが見えているときに、競争になるのは目に見えているわけです。そのときに、今本気になって地方創生交付金を取りに行かないと。



これは、先ほど申し上げた地元の国会議員になっていただいた、幸いこの鏡石にゆかりのある玄葉さん、そしてまた私の友人である浜のほうの国会議員の坂本竜太郎君というんですが、これは私の1個下で、私のことを博士、博士と呼んで慕ってくれるんですけども、この人も実は鏡石町にゆかりがある人で、皆さんご存じだと思うんですけども、そういった方々をお願いしながら、つてにしながら、ぜひ地方創生交付金の獲得に向けて、執行のほう頑張っていたきたいと思います。

私はこういう弱い立場でございますから、陰ながらお支えいたしますけれども、この前は議員さん、代表して何人か国会に行かれたということでありますが、私は私なりに尽力してまいりたいと思いますので、執行の方々もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、話を進めてまいります。まず初めに町職員の管理体制についてお尋ねいたします。

(1) 町職員の構成、これにつきましては、部局別、正規・非正規と様々あると思うんですが、それについて構成を教えてくださいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質問にご答弁を申し上げます。

12月1日現在の職員数は、正規が103名、非正規、現在は会計年度任用職員という名前でございますが84名、合計187名となっております。その構成につきましては、町長の部局が、正規が86名、会計年度任用職員が44名でございます。教育委員会部局、正規職員が15名、会計年度任用職員が40名、議会事務局が、正規職員が2名となっております。

なお、農業委員会事務局は正規職員2名でございますが、こちらは町長の部局と併任となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、答えていただいたんですが、確認したいんですが、学校職員についてはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

教育委員会部局のところで申し上げました正規職員の15名につきましては、一般の職員となっておりますので、学校の先生等につきましては入っていないというような状況でございます。また、学校のほうで支援員等で活動していただいている先生につきましては、会計年度任用職員として先ほどの中に入っているということでございますので、学校の先生につ

いてはこの中には入ってございません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これは、私何で聞いたか。私も最近分かったことがあるのですが、こういうふうな法律があるんですよ。地方公務員法第24条あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条、第43条第1項、そこのやつをまとめて言いますと、こう書いてあります。市町村立学校に勤務する教職員で、その給与が県によって負担され、その任命権が県教育委員会に属している者（以下、「県費負担教職員という。」）についても、身分はその者の勤務する学校を設置している市町村の職員であることに変わりはないと書いてある。要するに、学校職員、教職員も町の職員なんです。

だから、私はこの最初の答えのときに、学校職員、教職員も何人だと答えないと駄目なんですよ。これは法律だから、私が言ってもどうしようもない。だから、このときにちゃんと答えていただいてやってほしい。

というのは、（5）のときには職員の健康管理も、私は町長に丸、教育長に丸と通告先を出しました。というのは、町長部局で答えなくちゃならないものと教育委員会部局で答えなくちゃならないものが2つあるからなんです。こっちで答えをもらう、こっちで答えをもらう。

だから、私は後で聞きますよ、今まだ時間あるから言っておきますけれども。職員の健康管理と聞かれた場合は、一般の職員の健康管理、要するに町長部局の職員の健康管理と、教職員の健康管理について、それぞれ別に答えないとならないんですよ。これは法律だから。町職員がそういうふうになっちゃっているから仕方ないじゃないですか、法律だから。だから、また恐らく午後に入るかな、分からないですけども、そういうふうにお答えいただかないといけない。

なので、今の、これは私も最近ちょっと分かって、この教職員の服務と研修なんていうこの紙1枚、どこからか持ってきてこれ見たので、これ、そうなんです。というのは、なぜ分かったかといったら、私は産業医という仕事していて、県立学校の産業医をしているんです。県立学校の場合は、学校の先生方は県の職員のままですからいいんですけども、今申し上げたように、前も私言ったと思うんですが、町の小中学校の先生は、今申し上げたとおり、県の職員というか、県の教育委員会でそこに行けと任命されて、人事権でね、そしてその市町村から給料というか、そういったものを……給料じゃないですね。そこで、ごめんなさい、失礼しました。

服務監督はその市町村でされているという状況があるんですよ。派遣だけは、要するに県がするけれども、行った先で面倒見てくれよというのがこの法律なんです。なものです

から、私はそれを分かって、今日、今質問しているんです。

ですから、これは私が今分かったことを皆さん方にお伝えしようとかでなくて、これはちゃんと答えてもらいたい。要するに、法令遵守をやらなくちゃならないのは公務員の役割です。私も地方公務員、非常勤の特別職の公務員という立場にありますけれども、ですので、そういう形であれば、ちゃんとお答えいただきたいということで、改めてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時56分

開議 午後1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

先ほど、教職員もだというようなことでございましたので、それをお答えさせていただきます。

町内にいらっしゃる教職員ということでございます。第一小学校が34名、第二小学校が18名、中学校が27名の合計79名でございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 質問に真摯に答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、（2）に移ります。これは、先ほど町島議員の一般質問の中にもあったかもしれませんが、お尋ねいたしたいと思います。

最近における中途退職者の動向はいかがか。また、その退職理由はどんなものかということでお尋ねいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和元年度から過去5年における中途退職者数でございます。令和3年度に2名、令和4年度に2名、令和6年度に2名、合計6名となっております。退職理由につきましては、新たな道に進むための転職が多いような状況ということで、退職するときには次の職場が決まっているというような状況が見受けられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 本来であれば、時間あればこの詳細、例えばどういう人、所属とか役職とか階級とか、いろいろ細かく聞きたい部分はあったんですが、1点お尋ねしたいのは、こういう方々は退職したい意向を上長である課長とか、あるいは町長にまで意向をお示しになると思うんです。そのときに、いわゆる退職願といいますか、退職届を出すんだと思うんですけれども、そのとき上司はどのような対応をするか。そのまま黙って受け取るのか、慰留して、あるいはそういったものをしっかり話を聞いて、一旦は辞めないで頑張ってみてくださいとかするのか、その辺どういうふうになっているんだかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

退職を申し出る職員は、退職する数か月前にその意思表示を、その直属の上司である副課長や課長のほうに申し出ることでございます。やはり、ここでは上司のほうからはその理由を聞くことはもちろん、やはり生活もかかっているわけですので、慰留をする、考え直してはどうかというような期間が、一定期間あるのかなというふうには思います。

そこでいろいろ考えるわけでしょうが、最終的には本人の意志が固いというようなことで、退職にまで至ったというようなのが現在でございますので、私たち職場としましては、貴重な職員ですので、ぜひ残っていただきたいと慰留するのはもう当たり前のことでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 最終的には、課長答弁いただいたように、新たな道に進むために町職員を辞めるんだというのが最終的な答えなんでしょうけれども、新たな道に進むためにと思う前に、何かしらやっぱり理由はあるんだと思うんですよね。要するに、今のものをまず辞める、そして新たな道に進むという、辞めるための理由が多分あるので、そこをやっぱりしっかり現実的な問題、課題、当事者と、要するに、上司、部下がしっかり話し合って、それこそ最終的には町長までしっかり話し合っていて、大事な戦力を失わないようお願いしたいと思います。

戦国武将の話ではありませんけれども、殿様が下々の足軽まで大事にして、それこそ木下藤吉郎は百姓、足軽から、最終的には殿様、天下人にまでなったわけですから、今はそういう例えが合うかどうか分かりませんが、職員の末端に至るまでぜひ目配りをお願いしたいと思います。

(3) 今度は、現在休職中である職員の状況、あるいはその要因についてお尋ねをしたい  
と思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

休職は地方公務員法第28条に定められておりますが、現在、休職辞令を発令している職員  
はおりません。

なお、過去には心身の故障のため休職した職員がおります。少数ではあり、個人の特定に  
つながるおそれもあることから、その要因をちょっとお答えするのは控えさせていただき  
たいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。

続いては、(4)の職場におけるハラスメント対策についてであります。

ハラスメントといいますと、さらに細かく分ければパワハラ、パワーハラスメント、セク  
シュアルハラスメント、カスタマーハラスメント、あるいはマタニティー、マタハラですか、  
何とかハラといういっぱい、どんどん増えているみたいで、全てがハラスメントであるとい  
うふうな認識で私はおります。

そこで、我が町、役場ですね、役場の庁舎といいますか、役場における、庁内における体  
制、ハラスメント対策の体制はどのようになっているか。特に相談窓口はどのようになって  
いるか教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、職場におけるハラスメントを防止するため、職員のハラスメントの防止に関する  
規程及び職員のハラスメント防止指針を制定しまして、ハラスメントの定義、具体的事例、  
発生した場合の対応を定め、これらを全職員に周知するとともに、研修を実施し、ハラスメ  
ントのない職場づくりに取り組んでおります。

相談の窓口につきましては規程に定めており、人事担当課である総務課が担当としており  
ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) そこで②であります、人事担当課の総務課さんで担当されているということで、最近における相談の実績はどのようであったか。そしてまた、その相談を受けて、どのような対策を講じたか、教えていただければと思います。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ハラスメントの相談実績につきましては、具体的な実績としては本当に少ない数でございます。相談があった場合は、職員のハラスメントの防止に関する規程に定める申出書に基づき、内容を確認し、事実確認を行いながら、本人の意向を踏まえ、その都度対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) 私ちょっと聞きたいんですが、実績は少ないということでしたけれども、件数を知りたいなど。その件数も、先ほど申し上げたとおり、ハラスメントというのはパワハラ、セクハラ、カスハラ、マタハラ、いろいろ様々ございますので、そのカテゴリーをお示しいただきたい。

対策については、そのマニュアル化されたものがあるんでしょうから、それはいいとして、実績を教えていただければと思います。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) この規程に定めた後に行ったものにつきましては1件でございます。

それも数年前ということございまして、私が総務課に来る前の事例でございますので、本当に数的には非常に少ないということでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) 私の大切な時間なので使いたくはないんですが、お聞きします。カテゴリー、種類を教えてくださいませんか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

すみませんでした。カテゴリーとしては、パワーハラスメントと認識してございます。  
以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。1件パワハラ事例が数年前あったということで聞きました。

先ほどちょっとハラスメントのカテゴリーの中でカスハラというカスタマーハラスメントという話をしましたが、これは皆さんからすればカスタマーというのは、お客さんは町民そのものでありまして、町民からの要求、要望はいいんでしょうけれども、要求ですね。さらに不当要求になってくると、なかなかこれが、受けてそれを実行するというのは難しくなるわけですね。要するに、なおさらそういった要求というのはエスカレートしたりするので、そんなカスハラの的なものは実際がってきではないようですけども、実際そんな話も、うわさ話を議論するつもりはないんですけども、そういう町民の要望をどこまで受け入れるか。受け入れたいのはやまやまですが、なかなかできないこともありますから、その辺の線引きというのもしっかり講じていただきたいというふうに思います。

③外部における相談窓口（第三者組織）は設けているかということでございます。言い方を換えれば、例えば公益通報なんて呼ばれる制度もそのようなものかもしれませんけれども、その辺、どのように整備されているか教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ハラスメントに関しまして、相談窓口を外部の第三者組織には設けてはおりません。

しかしながら、ハラスメントに関する苦情を審議し公正な処理に当たるため、副町長、総務課長、都市建設課長、教育課長、総務課の総務担当副課長の5名で組織をしますハラスメント処理委員会というものを設置して対応するということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これも賛否両論あるんだと思うんですが、私の考えを言えば、外部の、設けているかというのと設けていないということで、ぜひこれは設けてほしいなと思います。

なかなか内部のそういう相談機関、あるいは担当課、総務課さんでしょうし、あと内部の処理の委員会はあるんでしょうけれども、簡単に言うと、昔からそうですけれども、自分のところのものを処理したり、あるいは自分のところのを裁いたりするのは、なかなか

これはあまりいいことではないんですよ。逆に、もともと相談が上がってきません。

なので、これはやっぱり客観性を持った、中立性を持った第三者機関はやっぱり設けるべきで、それこそやはりこういったものは、ハラスメント対策は、本当私たちも気をつけなくちゃならないと思いますけれども、これからの時代、やっぱり第三者機関に相談窓口を設けて、そしてそこからのやはりアドバイス、指導等もいただきながら、それぞれの個人企業あるいはこの地方自治体もやっていかななくちゃならないのかなというふうに思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

(5) 職員の健康管理についてお尋ねをいたします。

①職員の健康診断の受診状況及び事後措置の実際をお尋ねいたします。どのような形で、流れ作業というんですか、どのような形で流れて、フローチャートですね、健康診断を受けた、そして実際に、最終的にはどういうふうに、結果を受けてどのような対策が講じられたかということをお教えいただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、職員の健康管理のため毎年定期健康診断を実施しております。

定期健康診断は全職員が受診することとしており、診断結果において精密検査を要する診断となった場合は、対象職員に早急に精密検査を受けるよう通知するとともに、初回検査のみではありますが、職務に専念する義務の免除により、勤務時間内における受診を認めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで受診状況、いわゆる受診状況ですから受診率ですね。今年度はまだ途中なので昨年度でいいですか。令和5年度中の受診率、そしてまた、先ほど課長おっしゃった要精密検査、要精検といいますけれども、要精検になった人の率、要治療の率はいいです。要精検、そしてまた、その要精検の方々が実際に二次精検、二次検査ですね、今おっしゃったとおり勤務時間内に行けるわけですから、この優遇された制度を使って、どれだけ受診にこぎ着けたのか。その辺のことを教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

令和5年の実績でお答えさせていただきます。



健診が145人、プラス人間ドック27名、172名が受診しまして、受診率としましては、令和5年は97%の受診でございました。

なお、100%でないので、集団健診で受診しなかった職員に対しましては、個別に連絡をして個別でも受けることができる。また、ほかの市町村等でやっているときに一緒にやっていただくこともできるということで、促してはいるということでございます。

その結果につきましては、要精検がどれぐらいいたというのは、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。失礼します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これについては、今ご質問の範疇の内容だと思いますから、後ほどデータをいただければ幸いです。

大事なのは、健康診断というのは受けて終わりではありません。受けて、どのような結果が来たか。よくても悪くてもそれを反映しなくちゃならないんです。いい場合にはさらによくなる方向を目指します。悪い場合には、悪いところを治して、まず悪いところを治してからよくなるように目指さなくちゃいけないということで、まずこの要精密検査あるいは要治療の人を見つけ出して、二次検査や治療にこぎ着けることが大事なので、ぜひその辺の実態を、データはあると思いますから、後でいただければ幸いです。

次、②産業医、町では健康管理医という名目かと思うんですが、の配置及びその稼働状況をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、事業として産業医を選出しており、現在は町内の医療法人矢吹医院の矢吹眞路先生に依頼しております。

矢吹先生の稼働状況につきましては、ストレスチェックにおける個別相談などに対応していただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこでお尋ねをしますが、矢吹先生ということですが、大ベテランの先生だと思いますが、年に何回くらいこの役場庁舎においでになっているのか、来庁回数。そして、庁舎内に来た場合に、例えばですが、職場巡視あるいは衛生委員会の参加など、

どのような形でお仕事をいただいているのか、その稼働状況を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

矢吹先生には、先ほども申し上げましたが、ストレスチェックが高い職員の相談に乗っていただくということを主なものとしているところございまして、職員が診察を受けに行くのがほぼほぼであるということで、先生のほうに来ていただいているというようなことはほぼないというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そうすると、矢吹先生は我が町の産業医ではないということですか。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

矢吹先生には、産業医として町のほうから委嘱といたしますか、依頼をしているというのに間違いはございません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 矢吹先生もベテランですから、私、文句とかそういうつもりはありません。これは逆に町のほうでしっかりやってください。

というのは、これ私の個人的な話をしますが、私が、これは県の教育委員会からもらっている県立学校の産業医の委嘱状です。学校名は伏せます。年間で16万9,800円を頂いています。しかし、条件として、年に6回学校に行かなければなりません。2か月に1回は少なくとも行っています。そしてまた、衛生委員会には全て参加いたします。職場巡視も少なくとも6回のうちの3回ぐらいはしております。そしてまた、年に1回は学校の教職員を全て集めて講演会も開催しております。さらに、メンタルのストレスチェックの結果も全てに目を通してあります。それが産業医のやるべき仕事であります。

町として、産業医、健康管理を選任している以上、その産業医の役割というのは既にどの産業医の本にも書いてございます。ストレスチェックだけをやればいいという問題ではありません。そもそも職員の健康管理、労働三管理とありまして、健康管理、作業管理、作業環

境管理という3つの管理があるんですが、健康管理ばかりやっていたらいいという問題じゃありません。皆さん方が働きやすい環境、あるいは皆さん方が働いているその仕事を見て、その仕事のやり方が適切でなければ、医学的なアドバイスをするというのも産業医の役割であります。

ですので、町として産業医として選出されている方であれば、そんなようなことをしっかりとお願いしたいと。そしてまた、それに見合った報酬を払っていただきたいと。報酬は決まっていますので、逆に言えば、その額だからこれしかできないよと言われてればそれまでですが、しかし、少なくとも言いたいのは、この働いている現場に来て仕事をしない産業医は産業医ではありません。これは、私も日本医師会の認定産業医の資格を持っていますから申し上げますけれども、そのような形で産業医の方にはお話をいただければというふうに思います。

さて、③の残業時間が長い職員に対する労務管理及びそれらの過重労働対策はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる残業である超過勤務の対策につきましては、職員の労務管理上、大切であると考えております。このため、職員は超過勤務を行う場合は、所属長、課長に対し事前に申請をしまして、所属長が命令することで超過勤務ができることとしております。

所属長に対しましては、超過勤務削減に取り組むよう指示しており、超過勤務が月45時間を超えた場合は、町長に報告することになっております。また、過重労働対策として、超過勤務が多い職員の負担を減らすために職員間の業務調整を図るよう指示をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ過重労働対策、しっかり今のような形で行っていただきたいと思っております。

④でございます。先ほど来から出ておりますが、町役場職員さんのほうでもストレスチェックは行われているということで、大事なのはこのストレスチェックの集団分析でございます。その結果に基づいてメンタルヘルス対策を行うということが、これは産業医学の基本中の基本でございます。実際、この辺はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ストレスチェックは、メンタルヘルスヘルスの支援を目的に、正規職員、会計年度任用職員の全ての職員が毎年実施しております。本年も10月に実施しまして、11月に集団分析結果が出ました。職員には、ストレスチェックの結果にかかわらず、希望する職員は産業医の面接指導ができる旨を周知しております。

集団分析結果にはストレスとなる因子も示されていることから、所属長に対しては、職場のストレスを低減するよう指示をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 1点、これについてお尋ねいたします。

ストレスチェックの結果ですね、また後で細かいのをデータで、結果ということで教えていただきたいんですけども、私が知りたいのは、受検率は100%ですか、全ての職員だから。対象が全員ということで、全てではないかもしれないので、受検率ですね。

あとは高ストレス判定者の数であります。受検した人分の高ストレス判定者の数、それを割り算しますと高ストレス判定者の率が出ます。その率は幾つであったか教えていただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

今年度分でございますが、対象者172名でストレスチェックを実施しました。その集団分析の結果でございますが、全国平均を100とした場合、鏡石町役場は健康リスク85という、結果的にはいい結果、全体的にはあったのかなというふうに考えてございます。

高ストレスの判定が出た職員数につきましては、手元にその細かい資料はございません。ただ、私がちょっと覚えている中身でございますと、2桁にはなっていない、1桁の数ぐらいということでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 一応、厚労省の想定では5から10%に収めるべきだというふうになっているので、2桁ではなかったということは、それで範囲に入っていますから安心です。

私の自分がやった仕事の話をしてますと、前年度で13%であった職員、これ教職員ですね、

これを1年間全員で取り組んだ結果、5.6まで下げました。1年間やっただけでこうなります。ここに書いてあるんですけれども、産業医も交えて衛生委員会で出された改善策を報告、提案しますということで、これは教職員自らが自分でやったことです。私はアドバイスただけです、産業医は。

そういうことが実際に、そういう職場、公的なところで行われていますので、ぜひ参考にいただければ幸いです。

⑤VDT障害対策は十分に講じられているのかお尋ねをしたいと思います。

私らが医者になった頃にはVDT、VDTと言ったんですが、今は逆に言わないみたいで、今は情報機器作業というふうに言うんだというふうなことが、つい最近調べ直したら書いてありましたので、そのようなことで、内容は同じなのでいいです。

ちなみに、VDTはビジュアル・ディスプレイ・ターミナルズの略語でございまして、今申し上げたとおり、情報機器作業に関する仕事をしている中での障害ということですので、ご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

職員の業務にパソコンは欠かせないものであり、事務的な業務が多いことから、同じ作業姿勢となりやすい職場環境であります。このため、目の疲れや肩凝り、いらいらや不安などの精神的な影響を及ぼすVDT症候群の予防と対策は重要であります。今後、職員に対して、作業環境、作業時間、作業姿勢について周知を図ってまいりたいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 1つお尋ねしますが、町の職員に対してVDT検診は受けさせているかどうかです。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

このVDT症候群に特化したような研修というようなものはまだ実施はしておりません。

〔「検診」の声あり〕

○総務課長（吉田竹雄） これに特化したものという検診等についても、特にまだやっていないというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これは早速導入してください。そんなにお金はかからないはずですよ。

私もかつて検診機関の、名前言いますけれども、保健衛生協会というところに、もう20年近く前に勤めていましたけれども、そのときに県庁の職員のかなりの方々、県警本部の方々、県職員の方々のVDT検診をやりました。そして、VDT検診をやるたびに検診をして、大体視力のこととか測った結果を基に説明したり、あと姿勢について説明すると、ちゃんと話をそこで一回聞けば、あと皆さん改善するんですよ。それが、皆さん方ちゃんと分からないまま、ずるずると10年、20年とやるので、いわゆる四十肩、五十肩になったり、目がどんどん疲れてくるということになってくるので、検診を受けさせていただきたいと。職員の方々にぜひお願いします。

あと、先ほどちょっと申し遅れましたが、学校職員の数、何で私、今日聞いたかという、理由があるんですよ。先ほど、町の職員の数、かなりの方々を、それこそ矢吹先生が一人で診ている状況だと思うんです。

はたまた、学校の先生方、教職員は、これもまた町の教育委員会が監督しなくちゃならないんですよ。そうなったときに、この前、医大の助教授の先生、衛生学の先生が、私講義受けたときに、教育委員会のほう、学校の教職員のほうは50名超えればこれは何だかんだ産業医が必要なんですけれども、50名にいかなくても、例えば教育委員会の中でもかなりの人数の、鏡石でもいますよね、七十幾つの先生方。こういったものを教育委員会として抱えているので、その方々に産業医を選任して、私みたいな口うるさいのは選ばないほうがいいと思いますが、産業医を選んで、ちゃんと学校の先生方の健康管理をしてもらいたいというふうに思いますので、併せて申し述べておきます。

（6）我が町において、町職員の中という話になりますが、障がい者を積極的に職員に登用あるいは雇用しているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

障がい者の雇用の促進と安定は重要であると認識しております。このため、町ではハローワークの紹介を通じて障がい者雇用を行っており、今年度も1名、会計年度任用職員を採用し、法定雇用を満たしているところでございます。

今後も、町も事業主として法定雇用が定められていることから、障がい者雇用に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私もこの質問をつくってから、いろいろ調べたんですけども、障害者雇用促進法という法律がありまして、それで、障がい者の雇用率が地方公共団体の場合には定められていると思います。地方公共団体の場合だと3.0%、しかし暫定措置で2.8%ということになってはいますけれども、その辺、今、実際パーセンテージにすると何%なのかということをお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

町における障がい者雇用の法定雇用でございますが、町長部局で2.8%、教育委員会部局では2.7%となっております。これらに基づきまして、障がい者の雇用を促進しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、課長おっしゃったとおりといいますか、経過措置で町長部局では2.8、教育委員会では2.7というような、これはもう法律で定められている数値だということで、昨日調べたばかりで私分かったんですけども、その数値を、今まだ少ない状況、少ないというか、まだまだこれから増やしていただいて、積極的な登用をお願いしたいなというふうに思うところであります。

続いての質問に移ります。2番の成田地区遊水地整備事業であります。

（1）これは9月の定例会でも全く同じ質問をさせていただいて、ご答弁いただいたところではありますが、その後の進捗ということでお尋ねをいたします。

町が矢吹町・玉川村と共に国に提出した要望書に対して、国からの回答はいかがなものかあったかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3町村で7月に国に提出していた要望書では、8月末をめどに、国の対応方針について回答を賜うよう求めておりました。要望書の提出から4か月ほど経過しておりますが、要望内容につきましては多岐にわたります。福島河川国道事務所のみで対応できるものではなく、

現在のところ文書による回答はいただいている状況にあります。

しかしながら、地元首長と河川国道事務所長においては、毎月定例で面会する場を設けていただいております、その場において、本町における課題や要望等について各種協議を進めているところでございます。

なお、本要望に対する回答につきましては、引き続き、3町村の首長とも合意の中では、国から誠意ある回答がいただけるよう求めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先般の3町村で出した要望書については、極めて充実してまとまっている内容であります。この要望を全て国に受け取っていただければ、ある程度の町民の、特に成田の方々の気持ちも報われるのかなというふうに思うところですが、なかなか国もこういうことではございますので、なかなか一筋縄でいかないということで、首長、町長も大変お骨折りをいただきますが、3町村協力して、ぜひともこれからお願いしたいと思っております。

私も地区の協議会の会員になっていたり、前は特別委員会の委員長でした。今は普通の議員としても参加したりしておりますけれども、その説明会等には、しつこく意見を言っております。しつこく意見を言うのがこの議員の仕事でもあると私は思っておりますので、実現するまでしつこく、私は成田の住民の方々に代わって言っていきたいと思っております。私は私なりに頑張りたいと思っております。

（2）遊水地整備事業地内における営農の意向に関するアンケート調査、これは結果を11月定例全協で資料として頂いておりますけれども、それについてお尋ねいたします。

①アンケート調査の結果について、町としてどのように分析しておられるかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

アンケート調査におけるまず回答率のほうです。前回アンケート調査を行っておりますが、令和3年度の調査、こちらの回答率は54%というふうな数値であったのに対しまして、今回いただいている回答率は65%というふうなところ、回答率上昇したことに関しましては、事業進捗に合わせ関心度・現実味を帯びてきたというふうな感覚が上がってきた結果であるものというふうに認識しております。

今回、調査を行いました対象農家の方の年齢を見ますと、平均年齢69歳というふうになっ



ております。

令和2年度の個人経営体の農業従事者の全国平均年齢、こちらは67.8歳、福島県ですと69.2歳、鏡石町ですと66.5歳というふうになっておりまして、今回アンケート調査を行った結果の平均年齢は69歳ということで、福島県での同程度というふうな年齢構成なのかなど。

こういった年齢構成を背景に、先日の全員協議会でアンケート調査の結果報告させていただきました。今のところ32名の方が離農を考えているといった中で、30名の方が高齢・後継者不在を理由に離農というふうに考えていると。これを機に、この事業を機に離農して孫守りをとか、あるいは体が元気なうちに奥さんと旅行して遊んで歩くんだなんていうふうな声を耳にしておりますが、それも一つの選択肢なのかなというふうに思っているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま分析についてお話をいただきましたけれども、そういうことで②に移りますが、営農を継続する意向がない方が多いということで、簡単に言うと離農されるということになるんでしょうが、その方々の対策ということもそうですけれども、それよりも、そういう状況を受けて、それでもまだやはり、この成田の遊水地になってしまう事業用地、これを農業をやるための場所として考えていくべきなのか。

しかし、こういう状況、離農が多いということで農業者が減ってしまうということで、それこそ昨日円谷議員が質問したように、そういった方々の受皿をむしろつくって、働く場所をつくることによって、逆に農業を、言い方は悪いですよ、諦めざるを得ないということになるのか。その辺は現時点で町はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） これは、吉田議員、②ですね。

〔「②です」の声あり〕

○議長（角田真美） 分かりました。

質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地事業を行う国土交通省、こちら今回の遊水地整備事業を契機に、これまで認めていなかった、国が買収した河川敷堤内の遊水地における水田等の占用利用、こちらを変更しまして、水田等での占用許可を可能とする取扱いに変更したこと、こちらは既にご存じのとおりでございます。

これによりまして、遊水地内の利用形態として、これまでの公園等緑地等の利用に加えま

して、農地としての利用も選択肢の一つとなりました。

町としましては、遊水地内で営農される農業者の平均年齢が高い状況にあり、現在国が示しております令和10年度に遊水地が竣工し、その後に農地を整備するスケジュールとなりますと、数年間、営農を中断してしまう、中断せざるを得ない、こういった状況になること。それから、遊水地の外に農地を持つ農家の方が営農を継続しない場合、その農地が耕作放棄地となってしまうリスク、これを強く懸念しております。

会社勤めであれば、その定年退職している年齢であることを考慮すれば、これを機に離農するといったところも一つの経営判断であるというふうに考えておまして、ただ、その中でも営農を継続する意向をお持ちの方に関しましては、耕作放棄地の増加を未然に防げるよう、農業委員会のあっせん事業の活用など、出し手、受け手のマッチングなどを行いつつ、遊水地事業区域外の農地を耕作放棄地にしないこと、これが大切かなど。こういったところのお手伝いをしてまいりたいと、このように考えているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そうですね、農業をやりたいという人がやはりぜひ続けてやっていけるように、それを町として、もちろん国にも協力してもらって、そういう形で進めていくということが大事だと思うんですが、当初はですよ。

しかし、それでも農業をしている方がいない、あるいはさらに辞めるという方が増えてしまうことも想定して、やはりある程度、もう少し何年か刻むことになるかもしれませんが、それぞれの段階で判断しなくちゃいけないんだと思うんですね。

結局、農業をやってもらいたいという希望は私も最初はありました。しかし、このアンケート結果をちゃんと見れば、果たしてどうなのかなという気持ちがどうしてもあると。これは皆さん方もそのとおりだと思うんですよ、実際。

逆にここで頑張るんだということで、町も頑張る方法もあるんでしょうけれども、しかし離農ということも致し方ないということも現実的なのかなと思うので、それを最終的にどういうふうにするかというのが、もちろん地域の方々の判断ですが、町としてもその辺しっかりと分析しながら進めていただきたいと思います。

（2）に移ります。遊水地整備事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） （3）ですね。

〔「（3）です。ごめんなさい。お願いいたします」の声あり〕

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事業の進捗状況としては、現在、整備予定地内の用地協議や各種調査等が進められております。その中で、まず住宅代替地整備では、移転希望者への区割りが決定し、代替用地の現地測量や調査、詳細設計、さらには代替地予定地の地権者との用地協議が進められております。来年度からは、いよいよ代替地の造成に入ると聞いております。

また、駅東土地区画整理事業地内へ移転を希望する方へも区割りがおおむね決定し、個人での移転も希望する方へは、引き続き移転に対して支援を行っているところでございます。

遊水地内の工事につきましては、用地協議が完了し、比較的まとまった箇所から順次工事着手する予定とされており、今般、遊水地関連で初となる工事が支川鈴川の付け替えに係る橋梁工事が着手されたところでございます。

次に、用地協議の進捗状況でございますが、11月末現在で、鏡石町の第一遊水地の全体面積130ヘクタールのうち、契約済面積が30.7ヘクタール、率としましては23.6%となっております。

遊水地整備後の課題でございますが、こちらは遊水地内利活用に関する検討状況については、関係機関、有識者等で構成している「地内利活用検討会」が今年1月に設置され、利活用に関するアンケート調査を基に、地元関係者や行政機関等で構成される「作業部会」が現在までに3回程度開催し、利活用の基本的コンセプト、さらに方向性について検討されております。

今後は、第2回目となります「地内利活用検討会」が年明け早々には開催される予定となっておりますので、その中でも、先ほどありましたように農地の利用も含めた中で、地域振興に資するような持続可能な地内利活用の検討をしていくと聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ありがとうございます。引き続き、進捗状況を都度教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3であります。大きな3の質問、保健・医療・介護・福祉の充実ということでお尋ねをいたします。

(1) 9月の質問と全く同じ質問で恐縮でございますが、町内への小児科専門医療機関の誘致についての動きはどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小児科医療機関の誘致につきましては、これまで2回にわたり同様のご提案をいただいているところでございます。

小児科医の不足につきましては、当町のみならず須賀川市、岩瀬郡、石川郡を含め、広域での地域課題となっております。そこで、地域が一体となり、地域医療の課題解決に取り組むべく、当地域の医療の在り方について共通理解の下で、福島県立医科大学寄附講座として、公的病院であります公立岩瀬病院に小児科医を派遣していただいているところでございますが、設置期間の更新時期を迎えており、現在、期間延長に向けた協議調整を進めているところです。

小児科医療の確保につきましては、医師の地域偏在の問題などの課題がございます。町としましては、公立岩瀬病院の機能強化に努め、須賀川医師会等にご意見をいただきながら、地域の医療機関の実情等を考慮しながら調査研究に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今まで仁保先生が一生懸命頑張っておられたということで、あと、この前も話があったとおり、この町、鏡石町は、どうやら調査したとき、若い人たちが一番住んでみたい町、住みやすい町ということになっています。その若い人たちが、呼び込むときに小児科のない町ということは、これは一つ、申し訳ないけれどもマイナス要素ですよ。小児科が1か所でもあって、その先生が、それこそ町の乳幼児健診とかを一気に引き受けてくれるような先生がいれば、それはまた逆にプラスの町になります。そういう先生をぜひとも担当課としても探していただいて、私も微力ながら協力したいとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、（2）子供の発達相談に関する体制はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、乳幼児健診後に保健師や看護師、管理栄養士等でスタッフのカンファレンスを行っております。その中で、発達発育面や、栄養面、歯科口腔面、保護者の養育面で気になるケースについて、情報共有や今後のフォローアップに向けて検討を行います。

また、保護者が発達の相談に来庁された場合には、所属の保育園や幼稚園での状況確認を行うなど、関係機関との連携を図り、情報の共有を図っています。具体的には、3歳児健診の事後フォローの場として、臨床心理士と言語聴覚士による状況確認及び相談支援を実施しております。ケースによっては、医療機関での発達検査やリハビリなどを勧め、対象児童の

発達支援を行うとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら支援に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 充実しているなというふうに感じております。

また、申し述べたいことはあるんですが、次の定例会でまた続けてやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（3）町における認知症施策について3点お尋ねいたします。

1点、認知症と診断されている人数を把握しておられるかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認知症と診断されている人数については、国保データベースシステムにおいて、疾病名にて認知症と判定した医療レセプトを持つ介護認定者数として把握しており、昨年、令和5年の数字ですが、月平均で173人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） アルツハイマーとかレビー小体とかいろいろ聞きたいところではあるんですが、時間の関係上、割愛いたします。

②我が町においても認知症初期集中支援チーム、これ資料あるんですが、これ全市町村に設置されたということで、我が町にも設置されておりますけれども、その設置及びその稼働の状況はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

認知症初期集中支援チームは、認知症の早期発見や早期対応を目的として設置され、認知症の可能性のある方やその家族に対して支援を提供し、医療や介護の適切なサービスにつなげる役割を担うものです。

当町においては、天栄村との共同設置の形を取り、平成28年8月から開始しております。外島敬久医師がチーム員医師となり、チーム員として町村の保健師の職員や地域包括支援センター職員が共に活動しております。チームとして対応実績件数は、令和3年度から令和5年度まで各1件ずつであり、医療機関受診と介護保険サービスにつながっております。また、

認知症に関する相談窓口を毎月実施し、令和3年度は4件、令和4年度は2件、令和5年度は1件の相談を受け付けています。

コロナ禍が明け、令和5年度からは普及啓発事業として認知症支援に関する映画「オレンジ・ランプ」上映会と講演会を開催し、令和5年度は197名、令和6年度は134名の方に参加をいただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど説明あったとおり、このチームは天栄村と共同設置されたということは聞いておりましたので、そして我が町では、医師が、この認知症サポート医という資格を持っている人がいないということで、私、実は資格を取りました。県の高齢福祉課の推薦をいただいて、厚生労働省の研修を受けて認知症サポート医の資格を取りました。行く行くはこういうチームで活躍したいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、③認知症に関して町民や専門職への啓蒙・啓発活動の必要性をお伺いいたします。

なお、既に答弁にもあるかもしれませんが、サポーター養成講座あるいはそのフォローアップ研修等がいろいろ企画されておると思うんですが、そういったことも含めてお話しいただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年1月施行の認知症基本法に基づき、12月3日に策定された認知症施策推進基本計画において、理解促進の重要性などが示されております。

認知症の人が生活する中で、家族や友人、職場や生活に関わる医療・介護関係者、そして地域住民に対し、認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深める事業実施が必要だと考えております。

今年度においては、認知症の症状や種類といった基本的な知識や認知症の方への接し方などを学ぶ認知症サポーター養成講座を、第一小学校及び第二小学校の4年生や鏡石中学校の3年生、地域サロンなどの一般住民の団体を対象に実施しているほか、認知症初期集中支援チームの事業として、先ほども申し上げましたが、映画「オレンジ・ランプ」の上映会や講演会を通しまして普及啓発活動を行っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○ 9 番 ( 吉田孝司 ) 　 ぜひ全町民にこの認知症というものが正しく広がるような、そういう取組をぜひまた拡充していただきたいと思ひます。

( 4 ) 町民の死亡原因 ( 死因 ) についてお尋ねをいたします。

我が町におけるその死因を順位別に挙げていただきたいと思ひます。①の質問であります。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○ 健康環境課長 ( 大木寿実 ) 　 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の死因につきましては、悪性新生物、いわゆるがんが最も多く、続いて、心不全等の心疾患、脳血管疾患、老衰の順となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　 9 番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○ 9 番 ( 吉田孝司 ) 　 それでは、その 1 番になりましたがん、悪性新生物を種類別にお示しいただければと思ひます。②であります。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○ 健康環境課長 ( 大木寿実 ) 　 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

がんの部位別につきましては、肺がん、気管・気管支でございます、が最も多く、続いて胃がん、次に肝臓がんの順となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　 9 番、吉田議員。

[ 9 番 吉田孝司 登壇 ]

○ 9 番 ( 吉田孝司 ) 　 そうしますと、③に移るわけですが、肺がんは町で検診やっていますね。胃がん検診もやっていますね。肝臓がんも、これは血液検査でということになってしまうのでしょうかね。なかなか肝臓がんを早期で見つけるのは実際難しい部分もあって、しかし、ウイルス感染しているかどうかというのは、これは町でしているのかどうかということなんです。要するに、そういったことも含めて、③今後、この今の順位を示してもらいましたが、がん対策をどのように講じていくべきか、町はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○ 議長 ( 角田真美 ) 　 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○ 健康環境課長 ( 大木寿実 ) 　 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

悪性新生物、いわゆるがんの多くは、進行度の低い状態で発見されれば、5 年生存率が 9

割以上と言われております。一方、進行した状態で発見された場合では生存率が低下し、治療範囲の拡大や長期化による心身の負担や生活の質が保てなくなるなどのリスクもございます。そのため、早期にがんを発見し、早期治療が重要となりますので、定期的ながん検診を受けることが必要となります。

町としましては、現在実施している総合健康診査では、集団健診を9月に土日を含めて7日間実施しているところでございますが、今年度は12月5日に1日限りで追加での健診を行ったところですが、施設健診は7月から1月までの7か月間とし、期間を延長するなど、受診しやすい健診となるよう努めております。

特定健診やがん検診を定期的を受診していただけるよう、引き続き町民の皆様へ健診の重要性などを周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私もそのように思っています。普通の一般健診とがん検診とあると思うんですが、今度はがん検診に目を向けて、予算の面でもぜひそのような配慮をお願いしたいと思っています。

そこで、④ががんの予防になるんですが、胃がんの予防ですね。胃がんの予防として、ピロリ菌の早期発見や除菌療法というものを、これは健康診断に組み込んだりして推奨してはどうかという質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ヘリコバクター・ピロリ菌は胃がんの原因の一つになっています。国が定めるがん検診指針の変更により、令和3年度から胃がん検診対象者を50歳以上の隔年検診に変更しており、それに伴い、これまで胃がん検診の対象年齢にあった40歳から49歳の方を対象に、新たに胃がんリスク検診を実施しております。胃がんリスク検診は、がんを見つけるための検査ではございませんが、血液を採取し胃がんの危険度を診断するものでございます。

血液検査によりピロリ菌感染胃炎が疑われ、もしくは胃粘膜の萎縮が見られ、ピロリ菌感染などの影響が疑われるとなった方には紹介状を渡し、精密検査にてヘリコバクター・ピロリ除菌療法を見据えた内視鏡検査等を行う流れとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕



○9番（吉田孝司） そうすると、ちょっと専門的な話になっちゃいますけれども、ピロリ菌の抗体を直接取っているわけじゃなくて、ペプシノゲンですか、それを測定して検診やっているということですかね、胃がんリスクということは。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほど、胃がんリスク検診ということでご説明させていただきました。これにつきましては、胃がんの発生の詳細が明らかになり、胃がんになりやすい人というところの部分で行う血液検査という形になりますので、血液を採取した中でそのがんのほうのリスクがあるかどうかというところを探るところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 恐らくペプシノゲンを測定して、1、2とあるんですが、それを比率を取ればリスクが分かるので、それに基づいてやっているんだと思います。

私としては、ぜひ今度はピロリ菌の抗体を直接調べる方法をやってみてはどうかと。集団健診でどっちみち血液を採るので、その血液があれば調べられますから調べると。そして、施設検診の場合も、施設では内視鏡を例えば受ける方がいます。そうすると、内視鏡でやったときに、内視鏡を胃袋に入れていきますから、もう直接、生検とって、あれ入れて針で取っちゃう方法が一番いいので、そういった方法も施設検診ではできるとということで、ピロリ菌がいるかないかを健康診断で調べることはできますから、ぜひ推奨していただきたい。これも予算のほうも考えながらご検討ください。

（5）の質問に移ります。ポストコロナ時代の疾病予防としてと題しまして、①高齢者に対する带状疱疹ワクチン接種を推奨、支援してはどうかという設問でございます。この設問を通告してから、実は国の動きもいろいろあったようで、その辺もびっくりしているんですけども、その辺も含めてご説明賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

吉田議員もご承知のとおり、带状疱疹につきましては、水痘と同じウイルスによって起きる皮膚の病気でございます。多くの場合、子供の頃に水ぼうそうに感染し、生涯にわたって体内に潜伏することが原因で、加齢、疲労、ストレスなどによって免疫力が低下すると発症すると言われております。また、带状疱疹は50歳代以降で罹患率が高くなっており、ピーク

は70歳代とされております。

治療法としましては、抗ウイルス薬が存在し、発症早期の治療により合併症の予防効果も期待できます。

带状疱疹ワクチンは、平成28年3月から50歳以上の方が任意の予防接種として受けることができるようになっております。現在、国の予防接種基本方針部会では、带状疱疹ワクチンの効果、安全性及び費用対効果などに関するデータを収集し、定期予防接種化にする方向で検討を進めるというところでしたが、先ほど議員よりございましたが、先週、新聞報道がございますが、あくまでも新聞報道ということで、各自治体のほうにはその情報は、確実な情報は来てございません。新聞情報でご答弁させていただきますと、厚生労働省のほうでは、来年4月から高齢者を対象に定期接種化する方向で最終調整に入ったというような報道がございます。

なお、町としましては、今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 課長、今、ご丁寧に最新の情報まで説明ありがとうございました。

4月から適用に入りそうだというふうな状況で、ですので、希望のある方々、町民にたくさんいたんですよ。ですので、こういう状況だからもうちょっと待っていておくれなんていう話も今はしているところだったりします。

そういう中で、国の定期予防接種に入るわけですけども、町としても、ぜひその推奨あるいは支援等をいろいろしていただきたいなと、ご協力いただきたいなと思います。

どうしてもコロナにかかった人、コロナワクチンを受けた人は带状疱疹にかかりやすいというふうな性質があるようです。ですので、このワクチンは必須だということで、恐らく国も認めていく方向だと思っておりますから、認められた暁にはぜひお願いいたします。

そして、②になるんですが、私の手元にあるのは岡山大学の調査の研究のもので、コロナにかかった人はいわゆる後遺症になるんですね。私自身も実は後遺症に悩まされている一人でございますが、私の患者も何人かおります。

そこで、血液を採りますと、やはりこのデータにありますように、亜鉛が少ない方が多いんです。あるいは亜鉛が少ない人がコロナにかかった、あるいはコロナワクチンを打った後、重症化しやすいという特徴があるみたいで、これは岡山大学ばかりじゃなくて海外でもいろんな論文が出始まっております。

コロナにかかると味覚障害が起きるとするのは、皆さんご存じのとおりで、しかし、味覚

障害は亜鉛が足りない場合に起きるんだというのが、これは昔から言われていた医学的な常識でありました。すなわち、コロナ感染で味覚障害と、亜鉛が足りないことで味覚障害が重なっていく、それがだんだん解明されつつあります。

そこで、我が町においても、できれば健康診断の中で亜鉛を測定していただけないかということですが、亜鉛欠乏が分からないままコロナの後遺症で悩んでいる方、私もそうかもしれませんが、そういった方は多いと思いますから、ぜひそのためにもご検討いただけないかと思っておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

亜鉛は、人の身体を構成する中で、極めて少量しか存在しない重要な微量元素で、生体の代謝系の調節に関与しており、体内の亜鉛が不足すると皮膚炎や口内炎、味覚障害など様々な症状を引き起こします。通常、バランスの取れた食生活を送っている限り、亜鉛の摂取量が不足することは考えにくく、菜食主義や経口摂取困難な高齢者等に不足しやすいと言われております。

亜鉛欠乏症や低亜鉛血症に対する根本的な治療は、食事療法と薬物療法となっております。つまり、普段からバランスのよい食生活を心がけていただくようにすることが、亜鉛欠乏症その他の疾病を予防するために重要であると考えております。

町では、現在、末就学児や小中学校の児童生徒において、小さいときからバランスのよい食事について学ぶ機会を設けており、今後も引き続き食生活の重要性につきまして周知をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 確かにバランスの取れた食事、特に亜鉛というのは、カキとか貝類とか海産物に多いので、浜に比べたらなかなか中通りはという部分もあるんですが、確かにバランスが取れていればいいことなので、ただ、そのバランスが取れた食生活の推進ということはぜひこれからも担当課でやっていただきたいと思っております。

さて、（6）の最後の質問まで来ました。骨髄移植ドナー支援制度であります。

これについては、福島民友の記事にも出ましたけれども、その骨髄ドナーに対する支援というものがなかなか少ないということでもあります。県が率先して骨髄移植ドナー助成制度というものを行っております。県が半分出すから市町村も半分出してくださいよと、そういうふうな制度があるというふうなことでございますけれども、そこで①県の骨髄移植ドナー助

成制度事業について、町としてはどのような認識を持っておられるか。まだ町としてはこの事業はしていませんので、そういったことを含めてご答弁を賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

骨髄などの提供を行う、いわゆるドナーについては、提供するに当たり、健康診断、自己血輸血のための採血、または白血球を増やす薬の注射や、骨髄などの採取等のための通院や入院、面談などが必要であり、そのために仕事を休まなければなりません。ドナーの方がお勤めの会社や企業などの多くは、その休暇に対する特別休暇など、いわゆる「ドナー休暇」が導入されていないため、ドナーの経済的または心理的・肉体的な負担などの理由により、骨髄等の提供を断念される方が多くいらっしゃる状況となっております。

そのため、県においては、ドナー休暇がない骨髄提供者の休業補償として、その助成金を交付した県内の市町村に対し「ドナー助成事業補助金」を交付する助成制度が、議員がおっしゃった事業でございます。この制度により、骨髄などの提供に係るドナーの方の経済的負担の軽減を図り、さらなる骨髄等の移植の推進に役立つものと町では認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで②になるわけです。この今の制度をやっているのが、全県で25市町村でございます。59分の25でございます。ぜひ鏡石町もここに入っていたきたいと思えますし、そしてまたドナー休暇制度、なかなか民間では大変だと思うんですが、しかし、逆に町職員の方々にこのドナー休暇制度をぜひ導入していただきたいという考えがございます。その辺の新たに支援制度を設ける意向はあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

骨髄等を提供されたドナーの方に対し、福島県内でも助成を行っている自治体があります。近隣では郡山市や須賀川市、矢吹町をはじめ、昨年4月現在の数であります。24の市町村で助成制度が導入されております。

本町におきましても、現在、ドナー提供者に対する助成制度について、福島県骨髄バンク推進連絡協議会からの要請もあることから、導入に向けて前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） この会長をやっている関根政雄さんという方は前の鮫川村長で、私も長いとか10年ぐらいのお付き合いのある方なんですけれども、一生懸命やっていたらいます。先ほど町にも既に要望書が来ているということだったので、ぜひ事業の開始、そしてまた我が町独自では、逆に今申し上げた町職員の制度をやってみてください。どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（角田真美） 9番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

#### ◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日12月14日から12月16日までの3日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、12月14日から12月16日までの3日間を休会とすることに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時19分

第 4 号

## 令和6年第6回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和6年12月17日（火）午後1時開議

- 日程第 1 議案第109号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第110号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第111号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第112号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第113号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第114号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第115号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第116号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第12 請願・陳情について
- 所管常任委員長報告
- 日程第13 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次

11番 円谷 寛

12番 角田 真美

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 正 男	副町長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総務課長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者 兼出納室長 農業委員会 会長	佐 藤 喜 伸	選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重
	菊 地 栄 助		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子



開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

- 議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（角田真美） 初めに、追加議案10件が提出されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

- 6番（議会運営委員長 町島洋一） 報告いたします。

第6回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）。

令和6年12月17日火曜、午後1時開議。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

- 議長（角田真美） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案10件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案10件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

---

◎議事日程の報告

- 議長（角田真美） 本日の議事は議事日程第4号の追加1により運営いたします。
- 

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（角田真美） 日程第1、議案第109号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

- 総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第109号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は、10月2日、県に対し、県職員の月例給と特別給の民間格差を埋めるため、月例給平均2.8%及び特別給0.15か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町といたしましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給料等の改正及び県議会、県内自治体の動向に準じて、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条、期末手当の規定でございますが、第2項中それぞれの基準日現在の支給割合を「100分の167.5」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

附則として、第1項では施行日を公布の日とし、令和6年12月1日から適用するものであります。

第2項では、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第109号について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第109号に関して質疑をいたします。

先ほど総務課長のほうから本議案の提案理由を説明あったかというふうに思います。

ちょっと大変でも、もう一度その説明をいただきたいと思っています。

もう一つ、この議会議員、我々議会議員であります。この議会議員の期末手当を上げるというふうな根拠はどこにあるんだということをお尋ねしたい。

なぜ我々議会議員の給料を上げていただけるのかということですね。今の2点をもう一度といたしますか、今の2点をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

今回、議会議員の報酬等の改定を行った、その基にございますのが、福島県の人事委員会の勧告となっております。

これにつきましては、基本は職員でございますが、県内の景気及び物価とそれらを勘案したものを県の人事委員会のほうで改定をしているものでございます。この改定は上げるという中身でございますが、基本的にはやはり生活給を上げて、生活がよりよくなるような勧告をしたということでございます。

元来、職員についてはそういうことでやってございますが、特別職や議員につきましては、特別それについて言及しているものはございませんが、今までもこの勧告に基づきまして、県の議会の議員や福島県知事等も改定を行っていたというところでございます。

基本的には、生活給がそれだけ上げた分が必要であろうという勧告に基づいたものでございます。ですので、職員のみにかかわらず、議員や首長であっても、その分の物価等生活が上がった部分、かかる部分に上がっては、その分を上げてもいいのではないかというようなところで、今回、職員の給与の改定に合わせまして、特別職と議員の部分につきましても、上げさせていただきたいと、こちらから提案をさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 再質疑なんですけど、私は今回この議案については、どうするかというのは賛否まだ決めかねています。

やっぱり議案に賛成、反対を最終的に示さなくちゃなんない、これは我々議会議員の役割ですが、ちゃんと納得した上で、それは自分の意思を表示しないとイケないと私は思っています。

賛成する理由、反対する理由が私は知りたい、確実にしなければならないし、そのために教えていただけるものは教えていただいて納得したいと思っています。

そういう中で、今、総務課長からまた度々説明をいただいて、先ほど全協の説明も合わせますと、県の人事委員会の勧告に基づいて、県職員と同じく町職員も給料を上げると。若手を中心に、今回は全員が上がる対象になったという説明、丁寧にいただきました。そのとおりだと思います。特に生活、給料はまさしく生活給そのものでございます。そしてまた職員の手当もこれもまた生活給だと私は思います。

それに対して、議会議員の報酬、報酬は今回ありませんが、議会議員の手当は、これは果たして生活給なのかどうかということなんですね。

そもそも議会議員の期末手当というのは、報酬に掛け算をして計算する月数ですね。それで計上されるのは、我々議会議員の期末手当。しかし、職員は先ほど申し上げたとおり、給料に月数を掛けて出るのが職員の期末手当ということで、実質は中身が違う。要するに給料として皆さん方はいただいている。これ町長もそうですよね、町長も給料となっています。町長、副町長もそうだと思うんですが、教育長も。しかし議会議員に限っては、これは報酬なんです。果たして、じゃ報酬が生活給かどうかということなんです。この辺のことはどうなっているのか、確認をいただきたいのが1つ。

もう一点は、先ほどこれ過去の慣例という話もあったんですが、私も保守か革新かと言われたら、どちらかというと保守なんです。そういう政党も実は今応援していますし、しかし、やっぱりつじつまが合わないことは、時代の流れといいますか、ちゃんとか合わないことは変えなくちゃいけないという考えも持っていて、ちょっと先ほどの話だと、給料、要するに職員の給料の関係で、人事委員会の勧告が出ているわけですよね。そして、それに合わせる形で過去の慣例に基づいて特別職も上げてきたということ、これは過去の慣例で、そのとおりでございます。

そしてまた、この提案する議案の順番も、先ほど全協で説明を説明いただいたとおり、例規集に出てくる条例の順番だという話だったんですけども、そうすると、先ほど総務課長が説明したことでは矛盾が生じるんですよ。

要するに、職員の給料を上げることを前提に、特別職を上げるんだからという話の説明をいただいているのに、先に議会議員の議案を審議してしまっ、そしてこれで例えば可決されると、原案可決されると。しかし、給料の面でこれが否決された場合は、議員だけが上がってしまっ、給料が認められないという、そういう矛盾が生じてしまうんです。

ですから、先ほど私が全協の中で説明、質疑していただいた答弁は、あのとおりでいいんですが、しかし、今のこの議案の提案理由の説明に今のような説明の在り方であると、そこが矛盾を生じてしまうので、その辺のところ、矛盾なきよう、もう一度ご説明いただきたいと思っています。

ですので、まず1つは生活給か否かどうか、要するに議員の期末手当が生活給なのか否かどうか、そしてまた、私これ分からなくて聞いています。

もう一点は、この提出理由の説明をやはり議案として出している関係上、本当にありがたい、議会議員としてはありがたい部分ではあるんですが、しかし、この提案理由、その人事委員会の勧告に基づいて云々、職員云々ということだけではなかなか説明しがたい部分もあるんじゃないかと思うので、この辺のご説明をもう一度お願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

議員報酬は、職員の給料とは違ふ生活給ではないのではないかとというようなおただしかと  
は思います。

過去においては、その報酬という意味合いは生活給ではなく、生活はするお金は別にあつて、それとは別の報酬だというような考えもあるというのは、私も承知しているところでござい  
ます。そういうことはあるということですが、私のほうとしましては、福島県議会議員の  
もうこちら報酬だと思うんですが、やはり期末手当というものが出ております。

ほかの自治体の議員のほうにつきましても同じようなこととなつてございますので、我が  
町の議会議員の方についても、報酬は生活給か生活給でないかというのはいろいろなご意見  
あるかとは思いますが、ある意味は生活給の一部ということで期末手当があつてもよろしい  
のではないかとこのふうには考えてございますので、今回、先例に倣ひまして提案をさせて  
いただきました。

また、この議会議員の報酬の改定が一番最初の議案で、そして職員のほうの後だといふこ  
とで、基本的には職員の給料が上がるので、特別職や議員のほうも直すといふのは、流れ的  
にはそんなのかなとは思いますが、これらにつきましても、過去このような条例の並び順に  
沿つて上程をさせていただいていたところではあります。

なお、こちら辺につきましても、県議会ですとか他自治体ではどのようなことであつてい  
るのか等、ちょっと研究をさせていただきたいなといふふうには考えてございます。

今回につきましても、去年も同じような順番で上げさせていただいております。ですので、  
この順番での上程といふことでご理解いただければなといふふうには思います。

よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論があるときは、まず原案に反対の意見を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第109号について反対の立場からの討論を申し上げたいというふうに思います。

先ほど、質疑、再質疑とさせていただいて、その中で総務課長から真摯な答弁いただいたこと、まず感謝を申し上げたいと思います。

最後に、その中に、過去の事例あるいは他自治体、そういったものをこれからちょっと研究したいということで、そういったものを後々、調べて教えていただけるのかなと思ったので、その意味では、そういったところは物すごいありがたいなと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、私が反対する理由は、万が一、今、何回も申しますが、この議案の順番でやったときに、職員の給料が上がるときに特別職の給与を上げるというふうな順序で考えているにもかかわらず、条例の順番という理由で、例えば、この議案から提案されて矛盾が生じたときに、やはりそれは私は責任を取れないと、自らはそういうふうな矛盾を招いた責任は取れませんので、逆にそこで私はこのように質疑あるいは意見申し上げていますが、やはり本来であれば、その議案の順番よりも実際の理由に合った、実情に合った議案提出の順番にすべきではなかったかということもありますので、そういったことも加味して、この議案第109号としては反対せざるを得ないということでもあります。

もちろん、最近の経済事情は、いつもそうですが、なかなか芳しいとは言えない状況が続いておりますけれども、そういう中で、議会議員あるいは首長はじめ特別職、自らが身を切る改革というものも必要だと言われている部分もございしますが、しかし、今回は、この数字とかその内容議案の内容そのものについて、そういった、私は大きく反対するものではありませんで、結果的に申し上げた、先ほども申し述べたとおりで、そういう矛盾が生じることが私は恐れておりますので、そのことについて反対するというところでございます。

いずれにしましても、反対の立場からの討論とさせていただく次第でございします。

以上であります。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

次に、賛成者の討論を行います。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 昨年も同じ状態で、反対と賛成ということに多分なつたと思うんですけども、賛成の立場で申し上げます。

今回の改正は、県人事院勧告の数字を基礎としての改正でありまして、今までも人勸を基本として改正してきております。これについては、引上げも引下げもございました。そういうことで、基準がなければ、何に基づいて改正するのか曖昧になってまいります。

また、報酬において、天栄村との整合性が現在取れていない現状であります。

そういうことで、ますます天栄村との格差が広がるとも思われますので、原案に賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第109号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、議案第110号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第110号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は、10月2日、県に対し、県職員の月例給与と特別給与の民間格差を埋めるために、月例給与を平均2.8%及び特別給与0.15か月分を引き上げるよう勧告を行ったところでございます。

町としましては、福島県人事委員会勧告に基づいた職員の給料等の改正及び県議会や県内自治体の動向に準じまして、特別給与の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、期末手当の規定でございますが、第2項中それぞれの基準日現在の支給割合を「100分の167.5」から「100分の172.5」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項では施行日を公布の日とし、令和6年12月1日から適用するものであります。

第2項では、今年度に限り、6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当については、改正後の期末手当の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第110号について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第110号についてお尋ねをいたします。

先ほどとはちょっと違った角度からお尋ねをしたいと思っはいるんですが、この議案は、先ほど議会議員と同じような内容でございますよね。今回は、特別手当の引上げということですので、給与には関係ありませんから、特別職の審議会等は開催される必要はないということでございます。

しかし、我々議会議員もそうですが、町長の給与等、特に町長の給与はかなり引き下げられていると、特に震災の関係からかなり下がっています。

先ほど小林議員から反対討論の中でもあったように、議会議員、そして町長の給与も議会議員の報酬、町長の給与も見直さなければならぬ時期に来ているというのは、私も、あと執行部のほうもご理解いただいていると思うんですが、今回この条例は、申し上げたように、特別期末手当の改正のみの一部変更でございますけれども、同時にこういった条例を検討する、改正する際には、例えば誤植等も含めて全部の条例を一旦見直すということが私はその際にあるんだと思うんですけれども、ほかにその給与等も含めて、今回見直しはなかったのか、あるいはその条例のそういう、たまた誤植等、私も見ていて、条例あるんですけれども、そういったところの変更等あったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回につきましては、特別職の期末手当の率を見直すという中身だけでございます。です



ので、それ以外の改正部分というのは特になかったというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第110号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、議案第111号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第111号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

福島県人事委員会は、10月2日、県に対し、県職員の月例給与と特別給与の民間格差を埋めるため、月例給与平均2.8%及び特別給与0.15か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給料等の改定について所要の

改正を行うものでございます。

4ページをお開きください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条、期末手当の規定でございますが、第2項中、12月の支給割合を「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中、再任用職員に係る規定を一般職員の読替規定である「100分の122.5」を「100分の125」に改め、12月の支給割合を「100分の68.75」から「100分の70」に改めるものでございます。

続いて第19条、勤勉手当の規定でございますが、その支給割合を第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中、再任用職員に係る規定を「100分の48.75」を「100分の50」に改めるものでございます。これによりまして、今年度の人事委員会勧告の支給率となります。

続いて、別表第1、5ページでございます。

別表第1として職員の給料表の改定でございます。5ページから7ページまででございます。全部の号給で改定がなされました。特に、若年層に重点を置いた改定となっております。8ページをお願いいたします。附則でございます。

附則として、第1項では、施行日を公布の日からとするものでございます。

第2項では、人事委員会勧告関係の改定のうち、月例給、月給については、令和6年4月1日に遡って遡及し、勧告の特別給、手当部分については、令和6年12月1日から適用するという規定でございます。

第3項では、期末手当について、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月の期末手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第4項では、勤勉手当について、今年度に限り6月期分の引上げ分を12月の勤勉手当の引上げ分に加算して支払う規定でございます。

第5項では、改正前の給与の特別給については、改正後の給与や特別給の内払いとする規定でございます。

以上、上程されました議案第111号について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 次に、議案に賛成の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第111号について賛成の立場からの討論を申し上げたいと思います。

今回は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、先ほど課長から説明あったとおり、職員の皆様方の生活給、月給そしてまた特別報酬、期末手当等の額が上がるというふうな条例でございます。

それについて、私は何度も申しますが賛成であります。といいますのも、今、やはり先ほど申し上げましたとおり、景気はなかなかいいとは言える状況でなく、物価高等で大変生活、消費が大変な状況が続いております。

そしてまた今回、若手のほうにやや傾斜をしたような、値上げ、賃上げということで、特に子育て世代が物すごい大変、子育て世帯、大変な思いをしている中で、そのような支援を頂ける若手、ここに傾斜をかけたような賃上げというのは、これは私は賛成でございます。

そしてまた、重ね重ねですが、先般一般質問でもありましたように、町の職員の皆様方、いろいろな心身ともにいろいろ大変な状況の中で、しっかり管理されているとは思いますが、そういう中で一生懸命昼夜遅くまで働いておられると。特に最近は、町の業務ばかりではなく選挙事務、そしてまた国からのコロナ等々もありましたように、国からの委任事務といえますか、そういったものがありまして、なかなか本当に身を粉にして働いておられるということで、そのご労苦は計り知れないものでございます。

つきましては、このような形で給与の値上げと、給与の額を上げるということでしか労をねぎらうことが我々はできませんので、この条例案に賛成するものでございます。

以上、賛成討論申し上げました。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第111号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第4、議案第112号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第112号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

9ページをお開きください。

福島県人事委員会は、10月2日、県に対し県職員の月例給与と特別給与の民間格差を埋めるため、月例給与平均2.8%及び特別給与0.15か月分を引き上げるよう勧告を行ったところであります。

町としましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた会計年度任用職員の給与等の改定について所要の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1として会計年度任用職員の給料表の改定でございます。

10ページから12ページまででございます。

基本的にこれらにつきましては、正規職員に準じた中身となっております。全号給与で改定がなされました。

12ページでございます。附則でございます。

附則として、第1項では、施行日を公布の日とし、令和6年4月1日から適用するものであります。

第2項では、改正前の給与や費用弁償については、改正後の給与や費用弁償の内払いとする規定であります。

以上、上程されました議案第113号について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第112号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、議案第113号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第113号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、福島県人事委員会の勧告に基づいた職員の給与等の改定について所要の改正を行ったことに伴う補正予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,665万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ71億1,570万円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○総務課長（吉田竹雄） 以上、上程されました議案第113号について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第113号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第114号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 菊地勝弘 登壇]

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第114号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

追加議案書の38ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和6年度の福島県人事委員会勧告に伴う報酬の補正予

算でありまして、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,269万1,000円とするものです。

内容につきましては、44ページ、45ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第114号につきまして提案理由をご説明申し上げました。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番（吉田孝司） ただいま上程されました議案第114号、これは介護保険特別会計補正予算（第3号）についてお尋ねをいたします。

今回、介護認定調査員報酬ということで、先ほど既に議決されました職員の会計年度任用職員の方の給与の値上げということでの金額だというふうに思います。

実は、介護認定調査員の報酬については、この12月議会の初日の議案第108号でも同じく介護認定調査員報酬ということで計上されておまして、14万8,000円、3名分ということで説明をいただいております。

実際、ここでお尋ねしたいのは、今回先ほどから議論しています会計年度任用職員の給与の値上げということはこれは理解しておりますが、この我が町では、この介護認定調査員の配置はどうなっているのかということをお尋ねしたいと。要するに、前回の議案では3名分で幾ら、今回3名分で幾らという話があったんで、同一の方の報酬の値上げなのか、そしてまた、そうしますと、私はてっきり先般の第108号のときには、3名の報酬なんで1人当たり、その実績に基づいて支給されたものだというふうに思っておったんですが、どうやらこれは会計年度任用職員だということが、今、分かったので、その辺どういうふうになっているんだか実態を教えていただければ幸いです。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

[福祉こども課長 菊地勝弘 登壇]

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、初日にも補正予算ということで上程しまして承認可決いただきました。

今回の補正予算につきましては、あくまでも人事委員会勧告に伴うもの、初日のものに関しましては、介護認定調査の件数に伴い、件数の数が増加したことによる報酬の増というふうな区分けでございます。

なお、この介護認定調査員3名分については同一の方々でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで換気のため、2時5分まで休議いたします。

休議 午後 2時00分

開議 午後 2時05分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第114号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、議案第115号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



産業課長。

[産業課長 吉田光則 登壇]

○産業課長（吉田光則） ただいま上程されました議案第115号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

追加提出議案書の50ページ、51ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、令和6年度県人事委員会勧告に準ずる給与改定に伴う補正予算ということになります。

補正額につきましては、職員2名分の人件費117万2,000円となりますが、同額分を歳出科目間で調整を行っているため、こちら既定の歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ4,536万8,000円からの増減は発生いたしません。

詳細な内容につきましては、52ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○産業課長（吉田光則） 以上、議案第115号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由のご説明を終了いたします。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第115号 令和6年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第116号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第116号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

追加議案書58ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、県人事委員会給与改定勧告に伴う一般職員及び会計年度職員に係る人件費の補正となります。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額の補正の増減はありませんが、補正の款項の区分に係る補正でございます。

歳出予算補正につきましての詳細につきましては、62ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第116号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第116号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予

算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第117号及び議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第10、議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま一括上程されました議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案について提案理由の説明を申し上げます。

追加議案書68ページをお願いいたします。

初めに、議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、県人事委員会勧告に準ずる給与改定による補正予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に29万8,000円を増額し、4億3,120万7,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を過年度分損益勘定留保資金で補填する額の変更についての規定であります。

予定額につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に12万7,000円を増額し、1億624万8,000円とするものであります。

第4条は流用の規定で、職員給与費の既決予定額に42万5,000円を増額し、2,996万6,000円とするものです。

詳細につきましては、70ページからの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 77ページをお願いいたします。

次に、議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

このたびの補正予算については、県人事委員会勧告に準ずる給与改定及び異動による人件費の補正予算であります。

第2条、収益的収入及び支出において、支出、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に19万8,000円を増額し、3億931万円とし、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用の既決予定額から69万8,000円を減額し、6,514万7,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出において、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を当年分損益勘定留保資金で補填する額の変更についての規定であります。

予定額につきましては、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額に5万5,000円を増額し、1億2,240万2,000円とするものです。

第4条は流用の規定で、職員給与費の既決予定額から44万5,000円を減額し、3,420万8,000円とするものです。

詳細につきましては、80ページからの事項別明細書により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 以上、一括上程されました議案第117号及び議案第118号、2議案の提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第117号 令和6年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第118号 令和6年度鏡石町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（角田真美） 日程第11、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

地方自治法第182号第1項及び第2項の規定に基づき、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。  
指名の方法につきましては、議長が指名するということにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名することに決しました。

それでは、初めに、選挙管理委員会の委員に、草野孝重氏、佐藤敏夫氏、鈴木隆氏、今泉章氏、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員会委員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました草野孝重氏、佐藤敏夫氏、鈴木隆氏、今泉章氏、以上の方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員に第1位、大河原恒夫氏、第2位、榊田弘喜氏、第3位、加藤己未男氏、第4位、矢内満氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員会補充員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました第1位、大河原恒夫氏、第2位、榊田弘喜氏、第3位、加藤己未男氏、第4位、矢内満氏、以上の方々が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

休議 午後 2時25分

開議 午後 2時25分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎各委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書について産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年12月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

請願審査報告書。

本委員会は、令和6年9月4日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年12月16日。開議時刻、午前9時58分。閉会時刻、午後0時1分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、健康環境課、大木課長、舘川副課長、岩橋総括主任保健師。

付託件名、請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書。

審査結果、請願第3号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、請願第3号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め、審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見はなし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず委員長報告に反対の意見を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま産業厚生常任委員会、小林政次委員長から、請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書について、その審査結果は不採択とすべきものと

決したというご報告をいただいたところでございます。

私は、この請願の紹介議員でもございますので、その委員長が述べられた審査結果に対して反対の立場からの意見を申し上げたいというふうに思います。

皆さん方ご存じのように、我が鏡石町においては、請願書の中身もでございますけれども、唯一の小児科専門機関であった、には小児科さんがおやめになってしまい、ただいま町内では小児科の診療所はない状況で、皆無でございます。

そのため現時点においては、町内の子供たちは町外の医療機関に通院せざるを得ない状況にあり、もちろん頻繁に、必要に応じて通院できる方もいると思いますが、しかし、足、交通の便あるいは経済的事情の関係から、なかなか隣接である須賀川市、矢吹町等まででも行けないという方もいらっしゃるということは、これは現実的な問題かなというふうに思います。

また、以前、先般ご説明いたしましたように、お話あったように、鏡石町は、この住みやすい町で、大東建託のアンケートあったように、住みやすい町、住み続けたい町ということで、県下1位になったわけでありますが、その1つの理由として、やはりこの子供たちが多く、若い世代が多いというのが我が鏡石町の特色ではないのかなと。そういう中で、それこそ、これからまた駅東を含め、町内に100件、200件と誘致をかけていく中で、小児科医療機関がないという事実は、これは極めて痛い現実的な問題でございます。

もちろん、我が鏡石町の構成市町村である公立岩瀬病院において、福島医大等との連携により小児科医療が維持されていることは、これは私も承知しておりますが、しかし、その医師等の派遣によっても、この福島県内、そしてまた全県下全ての市町村において小児科医療が充足されているとは言えない状況でございます。

はたまた町で率先して行われている乳幼児健診等についても、旧来、本来であれば、町内の先生方が会場等で、あるいは自分の診療所の中でそういう健診を率先してやっておったところでございますが、今これもまた公立岩瀬病院等でなければ受診できないという状況は、先ほど来から申し上げましたとおり、我が鏡石町のただいまの特色である若い人が多い、子供が多いというふうな現状に反するといえますか、それにそぐわない状況になってしまうと私は危惧しております。

せっかくこれだけ鏡石町、若い人たちに着目され、そしてまた駅東を中心として人口誘致が期待できるという中で、町内に小児科医療機関がないということは極めてゆゆしき事態であり、これは町当局、そしてまた我々議会も本来は率先してやらなければならない課題であると思っております。

政策医療という言葉がございますけれども、我々にできる政策医療とは何かとなりますと、これ政治家としての医療における役割であります。やはり医療体制の維持・確保でござい



ますし、医療従事者の確保でございます。

全国において、特にこの今申し上げた小児科医、なかなか少ない状況において、自ら、おのずからと申しますか、そういった方々がここに自ら来ていただいて、来ていただけるということがあれば、これは本当にラッキーとしか言えません。

本気になって誘致をかけないと、今は全国引っ張りだこですし、なかなか地方のこういう町村でそういう開業をするということは、なかなか現実的に難しい状況にもうなってしまうております。

診療報酬の改定等も今年度行われた結果、なかなか個人の開業医が開業するということが難しいという現状にもなっているということをご存じのようかと思えます。倒産するクリニック、診療所もございます。今年度、いきなり増えました。

そういう中で、個人の診療所を誘致するに当たっても、例えば、先般申し上げたとおり、白河市、西郷村等ではそういう補助金等を活用し、行政が積極的に誘致をするという意欲を見せ、その結果、定着していただいた医療機関があるというふうな実績も今申し上げた自治体にはございますし、他の自治体にも先進例はございます。

そのように、ぜひとも我が鏡石町議会は、町当局、そして鏡石町議会がともに車の両輪となり、ともに進んでいかなければならないと私は考えますので、この請願書については賛成の立場、紹介議員として提案させていただきましたし、ただいま委員長報告がありました不採択とすべきというふうな残念な結論に対しては、反対の意思を強く表示したいと思っておりますので、ご賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（角田真美） ほかに討論。

委員長報告に賛成の発言を許します。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 鏡石における小児医療の充実を求める請願書に対しての産業厚生常任委員会の採択に対して賛成の討論をします。

地域医療のために須賀川市、鏡石町、天栄村、玉川村が共同運営している公立岩瀬病院は、平成21年に地方公営企業の全部適用になり、公立岩瀬病院組合から公立岩瀬病院企業団として4市町村が公営企業として経営している形になっています。

我が鏡石も企業団として公立岩瀬病院には負担金、分賦金、出資金等を年間2,100万円払っています。そのうち360万円は、周産期・小児地域医療支援事業負担金として、小児医療のために支払っています。企業団4市町村のほかに、石川地方の石川町、古殿町、浅川町の3自治体加わって、小児医療支援負担金3,600万円を利用率に応じて支払っています。

主に須賀川市が4割の負担をして、令和5年度の鏡石の負担金は先ほどの360万円です。

また、地域小児医療のために、福島医大のほうから常勤1名と非常勤1名を派遣してもらって十分な体制が整えられています。

このように地域の小児医療に関しては、近隣の自治体が協力し合って維持、継続に努めています。

近年、少子化などの影響で全国的にも小児科専門の医療機関は減少している傾向にあります。また、単独での個人経営は非常に厳しくなっているのが現実です。

鏡石の小児医療の充実を図るために、小児科専門の医療機関を町内誘致するよりも、まずは公立岩瀬病院の運営支援を優先すべきだと考えます。

実際には小児科さんの外来患者は減少していて、やめる前半年前くらいから1か月の受診者は約50人ほど、1日に二、三人であったと報告されています。

そんなご時世、我が町に小児専門の医療機関を誘致して、果たして採算が取れる見込みがあるのか疑問です。

また、昨日は町の1歳6か月児の24名の健康診断がほがらかんで行われていました。歯科医以外は公立岩瀬病院の医師が担当していて、町の子供たちの成長を定期的に把握していただいています。小児医療に対して、鏡石は町としての責務は十分果たしていると考えます。

また、子育て夫婦の生活スタイルにおいて、町内だけにかかりつけを置くとは限りません。

したがって、私は、鏡石町における小児医療の充実を求める請願書に対して、産業厚生常任委員会の不採択に賛成の討論をしました。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

請願第3号 鏡石町における小児医療の充実を求める請願書について、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出に

ついて産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、報告いたします。

令和6年12月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年12月11日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年12月16日。開議時刻、午前9時58分。閉会時刻、午後0時10分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、産業課、吉田課長兼遊水地営農対策室長、藤田副課長。

付託件名、陳情第8号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について。

審査結果、陳情第8号は不採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第8号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま産業厚生常任委員長、小林委員長から報告ありました陳情第8号につきまして、委員長の審査結果に対してお尋ねをいたしたいと、質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

審査結果及び審査経過についてお尋ねするものでございます。

本来この意見書につきましては、陳情項目が3項目ございました。それぞれ内容があると思うんですが、それぞれの賛否というものをしんしゃくされたかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

といいますのも、この陳情項目3つ見ますと、私自身も賛同できるものと、賛成と反対す

るものがございまして、言ってしまいますと、1と2はなかなか賛同できませんが、3であればこれは必要なのかなというふうに思ったりする、そういうふうな考えがあるんですが、そうなりますと、例えば、全てが駄目で結局全会一致で不採択となったのか、それとも本来はそういうふうな一部採択とかそういうふうな考えもあり、しかし、やはり全体的に不採択としたのか、その辺の審査経過についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） それでは、ご答弁申し上げます。

まず質疑等ですけれども、ほとんどなくて、あったのが執行部の説明と全く同感であると、あとは企業努力が大変と思うということで、これは1,500円以上ですか、それらを言っていたと思うんですけれども、この2点でございまして、質疑は。

そういうことで、この各1、2、3につきまして、これは3番がいいとか、そういうものは、実際休議の中で話しておりますので、実際は出てきますけれども、質疑の中ではそのような雰囲気はございませんでして、全体的なものでございました。

以上でございまして。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 陳情第8号について、委員長の報告は不採択とすべきものであったということに対して、反対の意見を申し上げます。

反対と申しましても、実は先ほど申し上げたとおり、この意見書の提出を求める陳情については、3つの陳情項目から成り立っております。1つずつ私は意見を申し述べたいというふうに思います。

例えば、1番、1つ、政府は最低賃金法を全国一律制度に改正すること。これについて私も反対であります。といいますのも、各都道府県、特に地方においては、経済格差、そういったものが大きく見られることにより、最低賃金を各都道府県ごとで決めているというふう

な現状は、これは好ましいことだと思いますので、全国一律というのは反対であると。

しかし、2番につきましては、政府は労働者の生活を支えるため、最低賃金について直ちに1,500円以上を実現するというごさぎまして、これについても反対であります。直ちにとということで、先般、最低賃金が上がったばかりでございますし、しかも1,500円までは、まだ乖離が見られるのかなというふうに思いますので、しかもそれを全国で一律にするということは、極めて現実的に難しいのではないのかなというふうに思います。なので反対であります。

しかし3については、政府は最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生活と暮らしを守ること、これについては私は賛成であります。

先ほど小林委員長から、経営側のほうの経営の大変さというもの、これを説明いただきました。これは私も経営者としてよく分かっております。

特に、中小企業・小規模事業所において賃上げが行われますと、簡単に言うと、残るものが少なくなってしまうと、なかなか経営が厳しくなります。そのとおりだと思います。

しかし、その補充を、支援策を国に行ってほしいという3番のこの陳情は、極めて私はむしろ必要なものではないのかなと思いました。なもんですから、この陳情を全て総括的に審議いただいたと思うんですが、私は、陳情項目3つあったということで、これは一つ一つ考慮し、3についてはむしろ一部採択とすべきではなかったのかなと私は思うものであります。

したがって、本陳情を全面的に不採択としたことに対しては反対という意見でございますので、申し述べさせていただきます。

以上であります。

○議長（角田真美） 委員長の報告に賛成の発言を許します。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について、産業厚生常任委員会の採択の賛成の討論をします。

福島県では、今年10月5日に最低賃金を昨年の900円から55円引上げ955円にしました。対前年度引上げ額も対前年度引上げ率も令和になってから最高になっています。

厚労省中小企業庁は、賃上げ、最低賃金引上げ等に向けた各種支援施策を中小企業や小規模事業所へ講じています。これは厚労省のホームページには出ています。

意見書の陳情項目に対しての意見を述べさせていただきます。

1、最低賃金を全国一律に改正することではありますが、首都圏と地方の生活費などの水準には差があり、また同じ職種でも仕事量の相違が大きいので、同じ賃金にするのには無理が

あり、現実的ではありません。

2、最低賃金について直ちに1,500円以上を実現することとありますが、103万円の壁の問題もあり、パートやバイトなどの家族の扶養に入っている人にとっては不利になります。

また、1,500円の賃金を払うことで人件費が増大し、企業負担が増え、経営を悪化させてしまう可能性があります。

また、今年10月、社会保険加入の条件が改正されたことに伴い、中小企業の負担が増え、さらに経営を圧迫しています。

2023年は、全国倒産件数が8,690件、今年は11月までで9,160件になっていて、11年ぶりの1万超えになる可能性があります。そのおそれが予想されています。

東京商工リサーチによると、倒産の要因に賃上げ、人手不足、物価高騰が挙げられています。この状況を見ても分かるように、賃上げ、賃金引上げは、中小企業を倒産にまで追い込む非常に冷酷な対策と言っていると思います。

3、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生活を守ることとありますが、先ほど申し上げたとおり、厚労省中小企業庁は既に最低賃金、賃上げ引上げ等に各種支援、施策を数多く講じています。これはホームページを確認していただくと分かりますが、細かい支援策を講じています。

国民救済の本当の施策は、消費税撤廃や積極的財政など、先に別の根本的な改善をすべきだと思います。

なので、私はこの「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について、産業厚生常任委員会の採択を賛成の討論を今しました。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第8号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出について、本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、総務文教常任委員会に付託しました陳情第9号及び陳情第10号の2件について、一括審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情2件を一括審議することに決しました。

陳情第9号及び陳情第10号の2件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。  
11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 総務文教常任委員長の円谷でございます。

今の陳情に対しての常任委員会の審査を報告いたしたいと思います。

令和6年12月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員長、円谷寛。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年12月11日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和6年12月16日。開議時刻、午前9時55分。閉会時刻、午後1時56分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者、税務町民課、根本課長、北畠副課長、渡辺主任主査。

付託件名、陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情。

陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、陳情第9号は、継続審査とすべきものと決した。

陳情第10号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第9号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

陳情第10号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括審議に入ります。  
質疑はありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 陳情第9号、第10号につきまして質疑したいと思います。

今、国会でも話題になっておりますので、ちょっと興味がありますので、この審査の中でどのような質疑があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

11番、円谷議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） ただいまの質疑にお答えをいたします。

いろいろ先ほども報告しましたように、担当課の意見、説明などを求めた上で、様々な意見が来まして、まだいろいろ勉強、我々も勉強して、内容を十分理解しなければ、簡単に否決とか採択とかできないんじゃないかということで、継続、そしてこれから勉強していくと、こういうことになったということでございます。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」の提出について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。



したがいまして、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。  
次に、陳情第10号について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」  
の提出について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。  
お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

#### ◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第13、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題  
といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務につ  
いて閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第6回鏡石町議会定例会において提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、議決を賜り、誠にありがとうございました。

令和6年度も残り3か月余りとなり、各種事業も総仕上げの段階に入っております。今定例会で議決いただきました補正予算を含めまして、本年度予算の適切な執行に努めてまいります。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきよう期してまいりたいと考えております。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第6回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時05分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 中 畠 伸 子